

令和5年度政府予算
提言・要望書
(県政課題全般事項)

令和4年6月16日

岩手県知事 達増拓也

目次

1	地方の税財源の確保・充実	1
	(総務省・財務省)	
2	定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援	4
	(総務省)	
3	会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置	6
	(総務省)	
4	公共施設等適正管理推進事業債の拡充	8
	(総務省)	
5	将来の大規模災害に備える仕組みの構築	9
	(内閣府・復興庁・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)	
6	国土強靱化地域計画を推進する財源の確保	13
	(内閣官房・総務省)	
7	火山防災対策への支援の強化	16
	(内閣府)	
8	災害応急対策等への支援	18
	(内閣府・農林水産省・国土交通省)	
9	被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充	20
	(内閣府)	
10	災害時における要配慮者への支援の充実	24
	(内閣府・厚労省)	
11	陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持	27
	(防衛省)	
12	ウクライナ避難民の受入れへの対応	28
	(内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)	
13	国際貿易環境の変化を踏まえた万全な対応	30
	(内閣官房・財務省・農林水産省)	
14	マイナンバー制度の早期定着と運用の確保	33
	(内閣官房・内閣府・総務省)	
15	第三セクター鉄道の施設整備に対する財政支援の充実	35
	(国土交通省)	
16	世界文化遺産の保全等への支援	37
	(文部科学省・文化庁)	
17	「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援	38
	(文部科学省・文化庁)	

18	脱炭素社会の実現に向けた対策の推進	39
	(経済産業省・国土交通省・環境省)	
19	プラスチック資源循環の推進	45
	(環境省)	
20	地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充	47
	(消費者庁)	
21	水道の基盤強化に係る予算の確保	48
	(厚生労働省)	
22	北上川の清流化確保対策	51
	(総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
23	公共関与型産業廃棄物最終処分場の新設に対する支援	53
	(総務省・環境省)	
24	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等	55
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
25	新興感染症等の感染拡大時における医療体制の構築	61
	(厚生労働省)	
26	医師の働き方改革の推進	64
	(厚生労働省)	
27	診療報酬の改定等	68
	(財務省・厚生労働省)	
28	オンライン資格確認等に係る財政支援の拡充	71
	(財務省・総務省・厚生労働省)	
29	農林業における「産地対策の充実強化」	72
	(農林水産省・林野庁)	
30	野生鳥獣対策の継続・拡充	94
	(農林水産省・環境省)	
31	農地・森林・水産基盤の整備及び保全	97
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
32	公共事業予算の安定的・持続的な確保	104
	(財務省・国土交通省)	
33	宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入	107
	(国土交通省)	
34	直轄事業の推進	110
	(国土交通省)	

35	高規格幹線道路等の機能強化	114
	(財務省・国土交通省)	
36	物流の効率化など生産性向上に資する社会資本整備への支援	118
	(国土交通省)	
37	災害に強い県土づくりへ向けた防災・減災対策への支援	121
	(国土交通省)	
38	隣県と連携した社会資本整備への支援	124
	(財務省・国土交通省)	
39	暮らしの安全・安心の確保に必要な社会資本整備への支援	125
	(国土交通省)	
40	社会資本の戦略的な維持管理への支援	128
	(財務省・総務省・国土交通省)	
41	新たな教職員定数改善計画の策定	131
	(文部科学省)	
42	学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充	132
	(総務省・文部科学省)	
43	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置	136
	(文化庁)	
44	GIGAスクール構想実現に向けた財政支援等の拡充	137
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
45	交通安全施設等の整備事業に係る財政措置	139
	(警察庁・総務省)	

1 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実や偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 地方一般財源総額の確保

新型コロナウイルス感染症への対応が広範囲かつ長丁場となることが想定されるとともに、原油高騰等の影響の収束も不透明な中、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額について、確実に確保・充実するよう要望します。

地方財政計画の策定に当たっては、新興感染症の平時からの対応に係る経費や、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新しい生活様式に必要な経費、広大な県土を有する本県の本格的な地域デジタル化の進展に伴い増大する経費を適切に見込むほか、人口減少対策や地方創生の推進等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。

また、広大な県土を有し、多数の過疎地域を抱える本県のような地方が必要とする一般財源が確実に確保されるよう、地方交付税について、その総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るよう要望します。

併せて、地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税の法定率を引き上げるよう要望します。

2 地方財政措置の拡充

地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な財政運営に必要な一般財源が十分に確保されるよう、地方財政措置を拡充するよう要望します。

- (1) 地域医療を担う公立病院を運営する病院事業会計への繰出金について、新型コロナウイルス感染症への対応に当たって公立病院の担う役割は増しており、広大な県土に多数の過疎地域を抱える中で、医師不足や不採算地区での経営などの条件不利地域においても必要な医療を安定的に提供できるよう、措置の拡充を要望します。
- (2) 他地域への通学が極端に困難で、修学機会確保の観点から統廃合が困難な小規模高等学校の維持・運営に係るかかり増し経費について、適切に措置されるよう要望します。
- (3) 社会資本整備が遅れている地域の投資的経費が確保されるよう、措置の拡充を要望します。

3 地方税財源の充実強化

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方一般財源総額の確保

- 令和3年9月に公表した岩手県中期財政見通しにおいては、国勢調査人口や公債費算入額などの減に伴う普通交付税の減少等による実質的な一般財源総額の減少などにより、令和4年度以降98～168億円の収支ギャップが生じるなど、本県財政は一層厳しい状況が続く見込みである。

2 地方財政措置の拡充

- 厳しい財政状況が続く中においても、地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な行政サービスの提供が可能となるよう、地域の実情に応じた財政需要を的確に反映する必要がある。
- 特に、公立病院の運営や小規模高等学校の配置など、広大な面積を有することに起因してかかり増しとなっている経費について、地方財政措置の拡充が必要である。

3 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が44：56であるのに対し、国と地方の税収比は60：40となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口1人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、本県(R2 256,844円)は、全国平均(同322,339円)の79.6%で、全国最高の東京都(同518,662円)に対しては49.5%となっている。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課
ふるさと振興部 市町村課

2 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援

国家公務員の定年を令和5年度から段階的に引上げ、医師等の特別な職を除き令和13年度に定年を65歳とすること等を内容とした国家公務員法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されます。

地方公務員の定年については、国の職員の定年を基準として条例で定めることとされており、今後、必要な改正を行うこととしていますが、定年引上げ期間中の新規採用職員について、継続的な職員採用を行うため、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援

定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においては、所要の財政措置を講じること。

併せて、県内各市町村についても、各団体の実情を踏まえ、所要の額について地方財政措置を講じること。

【現状と課題】

- 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員の定年を引き上げること等を内容とした「国家公務員法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布され、下記のとおり令和5年度から段階的に職員の定年引き上げられる。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※ 病院・診療所に勤務する医師や事務次官等については、上記と異なる特例定年が定められている。

- 地方公務員についても、国と同様、役職定年制の導入等を内容とした地方公務員法の改正が令和5年度から施行されるが、具体的な地方公務員の定年については、地方公務員法に「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」と規定されており、今年度、本県も定年を引き上げるための必要な条例等の改正を行うこととしている。

- これまで本県では、新規採用者の採用予定数を、定年退職者などの退職者数を考慮して決定してきたところであるが、定年を段階的に引き上げる期間中については、2年に1度定年退職者が生じない年が発生するため、職員数を一定にすることを前提とした場合、新規採用者数が1年ごとに大幅に減少することとなる。

《参考》知事部局における定年退職者見込数（令和3年4月1日現在）

年度	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
定年退職者数	0	131	0	130	0
年度	令和10年度末	令和11年度末	令和12年度末	令和13年度末	令和14年度末
定年退職者数	131	0	112	0	148

- 新規採用者数が減少することで、職員の年齢構成に偏りが生じ、公務組織における新陳代謝の維持や知識、技術、経験等の継承・蓄積が困難となること、計画的な人員配置・人材育成が困難となること等、継続的な組織運営に支障が生じるおそれがあることから、一時的な総職員数の増加を行いながら、継続的に新規採用者数を確保していく必要がある。

昨年度、総務省が設置した研究会である「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」においても、同様の見解が取りまとめられたところである。

《参考》「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理の在り方に関する研究会」資料（抜粋）

定年引上げ期間中の新規採用者の確保及び定員管理に係る基本的な考え方(案)

1 定年引上げ期間中においても、一定の新規採用を継続的に確保することが必要。

- ※ 定年引上げ期間中は、定年退職者が2年に一度しか生じないことから、定員が一定であれば、新規採用者数が年度によって大幅に変動する可能性があり、職員の年齢構成に偏りが生じることが懸念される。その場合、専門的な知見の継承や計画的な人事配置・人材育成が困難となり、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制の確保に支障が生じるおそれがある。
- ※ 地方公務員を志望する者から見ても、採用機会が年度によって大きく変動することは好ましいものではない。

- 新規採用者を継続的に採用するため、退職者数を複数年度にわたり平準化して採用数を一定に保つ方法が考えられるが、この場合、一時的に総職員数が増加するため、人件費の増加が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な実施のため、所要額についての地方財政措置が必要である。
- また、県内市町村においても、県と同様、財政需要の増加が見込まれることから、制度の適正かつ円滑な実施のため、各市町村の実情を踏まえた所要額についての地方財政措置が必要である。

【県担当部局】総務部 人事課
ふるさと振興部 市町村課

3 会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、令和2年4月1日から施行されています。

改正法の趣旨は臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保とされていることから、この制度を適正かつ円滑に実施するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置

制度の適正かつ円滑な実施に向け、短時間勤務の会計年度任用職員の地方公務員共済組合への加入など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な財政需要の増加に対応するため、所要の額について地方財政措置を確実に講じられるよう要望します。

併せて、県内各市町村についても、各団体の実情を踏まえ、所要の額について地方財政措置を確実に講じられるよう要望します。

【現状と課題】

- 会計年度任用職員制度の施行に対応するため、令和2年度政府予算において、総額1,738億円の地方財政措置が行われたほか、令和3年度政府予算においては、期末手当の支給月数の増に対応した総額664億円の増額が行われたが、令和4年度政府予算における措置状況は不明であること。

(総務省「令和2年度地方財政対策の概要」(抜粋))

11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費(単独)等に計上

- ・ 一般行政経費(単独) 1,690億円
- ・ 公営企業繰出金 48億円

(総務省「令和3年度地方財政対策の概要」(抜粋))

15 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う影響への対応

会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費(単独)等を増額

- ・ 一般行政経費(単独) 651億円
- ・ 公営企業繰出金 13億円

- 本県の令和4年度当初予算における会計年度任用職員の職員数及び予算の状況は下記のとおりである。

	職員数(人)			給与費(億円)			共済費(億円)	合計(億円)
	うちフルタイム	うちパートタイム		給料・報酬	職員手当	うち期末手当		
普通会計	3,415	227	3,188	43.4	8.8	7.3	7.5	59.6
企業会計	2,240	1,078	1,162	70.4	20.7	9.5	11.0	102.1
総計	5,655	1,305	4,350	113.8	29.5	16.8	19.5	161.7

- 本県では、会計年度任用職員の勤務条件を定めるための関係条例を制定し、令和2年4月1日から施行している。条例に定めている会計年度任用職員の勤務条件は、下記の通り、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(平成29年8月23日付総務省自治行政局公務員部長通知)」を踏まえた内容となっている。

	第1号会計年度任用職員(パートタイム)	第2号会計年度任用職員(フルタイム)
給料・報酬	・報酬 ※ 給料・報酬の額は、常勤職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める	・給料
手当等	・期末手当(任期が6月以上の者が対象) ・通勤に係る費用(費用弁償) ・超過勤務手当、特殊勤務手当等に相当する報酬	・期末手当(任期が6月以上の者が対象) ・通勤手当 ・超過勤務手当、特殊勤務手当 等 ・退職手当(フルタイム勤務18日以上ある月が引き続き6月を超える職員が対象)

- 会計年度任用職員制度の導入により、条例の規定に基づき、一定の条件を満たした者に対する期末手当や退職手当の支給、地方公務員共済組合への加入などが必要となるほか、令和4年10月からは、これまで地方公務員共済組合の対象外であった短時間勤務の会計年度任用職員が加入対象となることによる財政需要の増加(約3千人、令和5年度までに約1.3億円)が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な実施のため、所要額についての地方財政措置が必要である。
- また、県内全市町村においても会計年度任用職員の勤務条件等を定めるための条例等を整備し、令和2年4月1日から制度を施行しているところであり、県と同様、今後においても財政需要の増加が見込まれることから、制度の適正かつ円滑な実施のため、各市町村の実情を踏まえた所要額についての地方財政措置が必要である。

【県担当部局】総務部 人事課
総務事務センター
ふるさと振興部 市町村課

4 公共施設等適正管理推進事業債の拡充

本県では、平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興の進捗も踏まえて個別施設計画を策定し、施設の更新や長寿命化、配置の最適化により財政負担の軽減・平準化を図るなど、長期的な視点に立った公共施設等の適正な管理を推進しているところです。

今後、施設等の老朽化が一層進行する中で、適切に管理を実施し、次世代に大きな負担を残すことなく、良好な状態で引き継いでいくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共施設等適正管理推進事業債の拡充

本県では、今後、高度成長期から昭和50年代に集中的に整備した公共施設等の老朽化が進み、維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が見込まれ、また、個別施設計画や令和4年7月に改訂を予定している公共施設等総合管理計画の内容を踏まえた適正管理の取組が本格化します。このことから、地方財政計画に公共施設等の適正な管理を推進するために必要な経費を確実に計上するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の対象について、公共用施設に加え、公用施設にも拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 公共施設等総合管理計画

- 平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定、令和4年7月に改訂予定。
- 個別施設計画は、全22施設類型全てで策定済み。

2 公共施設等適正管理推進事業債の活用見込み

- 令和3年度は、集約化・複合化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化等の各事業で約32億円を起債予定。
- 令和4年度以降も、道路等インフラの長寿命化など、総合管理計画に基づく公共施設マネジメントを適正に推進していくためには本事業債の継続が必要なもの。

【県担当部局】総務部 財政課、管財課

5 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために鋭意取組を進めているところであり、東日本大震災復興特別区域法の一部改正や、職員派遣に要する経費に係る震災復興特別交付税措置の継続など、特別の支援をいただいているところです。

しかしながら、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保や事業用地の取得は重要な課題となっています。

また、平成28年の熊本地震においては、被災地の災害医療支援を調整する人材の不足が再認識されたところであり、災害時医療人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。

については、本県の取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みを構築されるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法や大規模災害からの復興に関する法律に基づく職員派遣制度が災害応急対策から復旧・復興の段階に至るまで有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興支援技術職員派遣制度の効果的な運用など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう要望します。

2 復興に要する土地等の私有財産制限のあり方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益ですが、復興事業を進める前提として円滑な用地取得が必要です。

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、相続登記未了の土地に係る用地取得手続き等に多大な時間と労力を要したため、移転元地の集約が進まず、一体的な利活用が困難な地域が生じた経緯があります。

このことから、将来、発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模災害時において迅速に復興することができるように、復興に係る公共の利益の増進と土地等の私有財産の制限のあり方などについて、更に検討を進めるよう要望します。

また、防災集団移転促進事業により市町村が買い取る土地（以下「移転元地」という。）についても、集約を円滑かつ速やかに進めるため、簡素な手続により地域ぐるみの土地交換ができるような制度の創設や被災地の実情に即した現行手続の柔軟な運用を要望します。

3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

平成23年度以降、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターでは、東日本大震災津波の被災地としての経験を踏まえ、災害拠点病院以外の様々な職種を対象とした全国レベルの災害時医療人材育成研修を実施し、多くの人材を育成してきました。

本事業に対する国の支援は、平成27年度で終了しましたが、このような災害時医療人材の育成事業は、本来、国として主体的に取り組むべきものであると考えます。

国では、災害拠点病院のDMATを中心とした人材育成研修事業を実施していますが、現状のままでは、大規模災害時に必要な災害医療人材を確保することは困難であり、将来、発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模災害に備えるため、災害時医療人材育成に取り組む機関を適切に支援する、恒久的かつ充実した制度の構築を要望します。

【現状と課題】

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しい状況。特に、漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野において人員確保が困難。
- 総務省では職員派遣の企画調整を行う応援派遣室を設置（H31.4）。
- 全国知事会や全国市長会・全国町村会による現行スキームの派遣とは別に、令和2年度から技術職員の中長期派遣に係る復旧・復興技術支援職員確保システム（令和3年4月、復旧・復興支援技術職員派遣制度に名称変更）が導入されているもの。
- この制度は、平常時には市町村支援業務等に従事し、大規模災害時には被災自治体に中長期派遣される技術職員を都道府県等が雇用（地方交付税措置あり）するもので、全国的な派遣調整は総務省等が行う。
- 令和3年4月現在、実際に制度に基づき派遣を行うに当たって、過去の災害からの復旧・復興に取り組んでいる自治体からも一律に派遣を求めるのか、また、地方交付税措置の要件や内容の詳細等、明らかでない点があることから、制度の実効性が確保できるよう、運用方法等の明確化や、必要に応じた見直し等が必要である。

《岩手県における職員確保状況（特別募集除く）》

（各年度4月1日現在）

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	(参考) 欠員数
H31	158人	36人	62人	148人	404人	▲81人
R2	174人	19人	46人	130人	369人	▲46人
R3	189人	0人	13人	130人	332人	▲15人
R4	148人	0人	11人	136人	295人	▲13人

《市町村における職員確保状況》

（各年度4月1日現在）

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H31	429人	410人	▲19人	95.6%
R2	320人	320人	0人	100.0%
R3	74人	73人	▲1人	98.6%
R4	37人	33人	▲4人	89.2%

2 復興に要する土地等の私有財産制限のあり方検討

- 復旧・復興のためには、膨大な数の事業用地を迅速に取得することが必要。

《県事業関係》（令和3年3月末現在）

地区数	件数	うち懸案件数						合計
		所有者不明	行方不明	共有	相続未処理	抵当権等	重複調整	
167	3,306	7	8	138	341	267	▲45	716

※用地取得が必要な173地区のうち、167地区について権利者調査を実施済（上表はその内訳）。

※市町村事業については、県事業の3倍程度の契約予定件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向

- 移転元地を集約・一体化する際、個別交渉による土地交換は多大な時間と労力が必要。
 - 市町村施行の土地区画整理事業は、これに代わる有効な手法の一つであるが、都市計画区域外では施行できず、また、手続が煩雑で長期にわたることから、本県被災地のような小規模集落を早期に整備する場合には適さない状況。
 - 個人施行の土地区画整理事業（柔らかな区画整理）は、様々な手続が省略でき、比較的短期間での事業実施が可能であるが、同様に都市計画区域外では施行できず、また関係者全員の同意が必要であることから実施を断念した地区もある状況。
 - また、被災市街地復興土地区画整理事業を導入できない都市計画区域外では、民有地を含む地域全体の土地の嵩上げをすることが出来ず、宅地ごとの高低差により、一体的な利活用の課題となっている状況。
 - 前述のとおり、被災地における移転元地の土地交換には様々な課題があり、また、土地区画整理事業の活用ができない地域も少なくないため、市町村において鋭意調整を進めても、なお土地の集約が円滑に進まない場合も想定。
 - そのため、被災地の実情に即し、簡素な手続により土地を集約できる制度（※）や土地の集約における手続の柔軟な運用についても、併せて検討することが必要。
- ※ 土地改良法における交換分合は、農用地に限られているが、地権者の2/3の同意で施行可能であり、かつ比較的簡素な手続で集約化が可能な制度の一例。

3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

- 平成 28 年熊本地震においては、DMA T 撤収後の各保健所レベルの災害対策本部に DMA T ロジスティックチームが派遣されるなど、急性期以降の中長期にわたる被災地の災害医療支援を調整する人材が不足している現状を再認識。
- 岩手医科大学（災害時地域医療支援教育センター）では、東日本大震災津波後、平成 23 年度から文部科学省大学改革推進等補助金を活用し、災害医療ロジスティクス研修など、様々な職種を対象とした全国規模の災害時医療人材育成研修を実施してきたところ。（事業期間：H23～27 年度）
- 将来、発生が懸念される大規模災害に対応するためには、現在、国が実施している災害拠点病院の DMA T を中心とした人材育成研修だけでは、必要な災害時医療人材を確保することが困難であることから、岩手医科大学が実施している全国の災害拠点病院以外（二次救急医療機関等）の幅広い職種を対象とした災害時医療人材の育成に継続して取り組むことが必要。
- 平成 28 年度から令和 3 年度は、岩手医科大学と本県が緊急避難的に経費を負担して事業を継続した（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ実施を見送り。）が、このような全国レベルの災害時医療人材の育成は、将来発生が予想されている大規模災害に備えるため、本来、国として主体的に取り組むべきもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課
総務部 人事課
復興防災部 復興推進課
保健福祉部 医療政策室

6 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、令和4年度予算においては、関係9府省庁所管の58の交付金・補助金について、交付の判断に当たり、これまでの「一定程度配慮」に加え、重点配分、優先採択等の重点化を行っていただいているところです。

また、「第2期岩手県国土強靱化地域計画」及び「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、令和4年3月に公表した「岩手県津波浸水想定」では、沿岸9市町村の庁舎が浸水することが想定されており、今後、当該市町村において庁舎の移転等について検討することとしています。

今後、国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

- (1) 「第2期岩手県国土強靱化地域計画」及び市町村の国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組、特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組に対する関係府省庁所管の補助金・交付金等の財源について、安定的かつ十分に確保するよう要望します。
- (2) 津波浸水想定区域にある市町村庁舎の移転費用について、地方債による財政措置が講じられているところですが、引き続き、地方の実情に応じた負担軽減策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係9府省庁所管の交付金・補助金の岩手県における令和3年度活用実績及び令和4年度の活用見込み

年度	令和3年度（実績）	令和4年度（見込み）
件数	1,201件	1,256件
事業費総額	738億円	939億円
補助金・交付金総額	395億円	531億円

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和3年度の補助金・交付金総額は内定額。

2 市町村における国土強靱化地域計画の策定の推進

- 岩手県全体の強靱化のためには、県内市町村においても国土強靱化地域計画を策定し、計画に基づく取組が進められることが重要であり、本県においては、令和3年度末までに全ての市町村で地域計画を策定。
- 市町村における国土強靱化地域計画施策の着実な推進につなげるため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の一層の充実が必要。

3 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

- 国では、平成30年度から令和2年度にかけて、総事業費約7兆円の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施し、本県においては、防災・安全交付金や農村地域防災減災事業等を活用。
- 令和3年度から令和7年度にかけて、総事業費約15兆円の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を実施することとしており、本県においては、防災・安全交付金や道路事業費補助等を活用見込み。

年度	令和3年度（実績）	令和4年度（見込み）
件数	312件	210件
事業費総額	232億円	168億円
補助金・交付金総額	129億円	87億円

※ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の令和3年度活用実績及び令和4年度の活用見込み。

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和4年度の補助金・交付金総額は内定額。

4 津波浸水が想定される市町村

日本海溝及び千島海溝沿いの海溝型地震の津波に加え、東日本大震災津波や明治三陸津波など過去に発生した最大クラスの津波も検討対象として浸水区域を設定した結果、市町村庁舎の浸水が想定される市町村は下表のとおり。

■市町村庁舎の浸水深

市町村名	岩手県津波浸水想定 (現況、沈下あり・越流破堤あり)
洋野町	0.17m ～ 1.90m
久慈市	5.71m ～ 6.85m
野田村	7.23m ～ 7.78m
普代村	3.75m ～ 4.53m
田野畑村	浸水なし
岩泉町	浸水なし
宮古市	2.46m ～ 2.92m
山田町	2.67m ～ 3.55m
大槌町	4.20m ～ 6.90m
釜石市	4.91m ～ 9.06m
大船渡市	浸水なし
陸前高田市	0.00m ～ 0.24m

※1 庁舎建物外周部における浸水深をまとめたもの。

※2 浸水深は令和2年度末の地形データによるものであり、その後の盛土については考慮されていないもの。

5 庁舎移転に関する地方財政措置の概要

浸水想定区域からの移転の場合、次の要件を両方満たせば、①、②の地方債が活用可能

【要件】

- ア 施設の太宗が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられる場合
- イ 津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となること

【活用可能な地方債】

- ① 緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）（令和7年度まで）
- ② 防災対策事業債（充当率 90%、交付税措置率 50%）

※ いずれの地方債も面積の上限あり

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室
ふるさと振興部 市町村課

7 火山防災対策への支援の強化

御嶽山噴火の教訓を踏まえた活動火山対策特別措置法の改正により、火山防災協議会の設置等、地方自治体における様々な対策が義務付けられたところですが、対策の実施に当たり、国においても必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 火山防災対策への支援の強化

火山防災に係る観測・調査体制をさらに充実、強化するとともに、火山避難計画の周知等、自治体が行う火山防災対策について、財政支援の強化を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 県内火山の概況

- 本県に影響を与える活火山は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山。このうち、八幡平を除く3火山は、気象庁の常時観測火山とされ、24時間監視体制がとられているところ。
また、活動火山対策特別措置法の改正により、3火山の周辺市町は、平成28年2月に火山災害警戒区域に指定され、同年3月に火山ごとに火山防災協議会を設置。

区分	岩手山	秋田駒ヶ岳	栗駒山
火山災害警戒区域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	雫石町	一関市

2 栗駒山の火山ガス（硫化水素）濃度観測について

- 県では、令和元年度から、栗駒山の昭和湖付近の火山ガス濃度が高いことに対する登山道の安全対策として、「登山道の一部区間の立入禁止措置」（県自然保護課）及び「火山ガス濃度の連続観測」（県立大学）を実施中。
- 気象業務法（昭和27年法律第165号）において、火山現象に関する観測網の確立は気象庁長官の任務とされていることから、栗駒山の火山ガス濃度観測についても国が火山現象として一体的に実施すべき。
- なお、気象庁からは、『気象庁が行っている火山ガス観測は、噴火警報の発表判断のための火山活動の評価を目的としたものである。登山者等に対する安全対策を目的とする観測は行っていない。』旨の説明を受けているところ。

3 各火山の避難計画の策定状況等

活火山	影響を受ける市町	火山ハザードマップ	火山避難計画	火山防災マップ
岩手山	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	平成10年10月作成	平成30年3月作成	平成10年10月作成 (平成31年3月改定)
秋田駒ヶ岳	雫石町	平成15年2月作成	平成27年12月作成	平成15年2月作成 (平成25年2月改定)
栗駒山	一関市	平成30年3月作成	平成31年3月作成	令和3年8月作成

4 本県の今後の動き

- 栗駒山の登山道の安全対策の検討・実施 [栗駒山火山防災協議会]
- 地域住民等に対する火山避難計画の周知及び避難促進施設の指定に向けた取組の実施 [岩手山火山防災協議会、栗駒山火山防災協議会]
- 火山活動の状況を注視し、必要な火山防災対策を実施。[岩手山火山防災協議会、栗駒山火山防災協議会、秋田駒ヶ岳火山防災協議会]

5 令和4年度当初予算

区分	予算額(千円)
火山防災対策関連予算	5,654
① 岩手山等の火山活動観測調査	(2,590)
② 岩手県の火山活動に関する検討会	(606)
③ 岩手山火山防災協議会	(462)
④ 栗駒山火山防災協議会	(1,721)
⑤ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会	(275)

- 活動火山対策に係る特別交付税措置

活動火山対策に要する経費のうち、次の算式により算定した額

$$A \times 0.8 + B \times 0.5$$

A : 国の補助金等を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費

B : 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費

※ 岩手県は現在B(単独事業)のみを実施していること。

【県担当部局】復興防災部 防災課

8 災害応急対策等への支援

地方自治体が行う防災対策や災害応急対策の実施に当たっては、各種事業や災害救助法等により支援していただいているところですが、更なる支援について次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 市町村の防災マップ作成及び更新に対する財政支援

頻発する大雨災害等により、危険箇所や避難場所、避難経路等の住民等に対する周知などの取組の重要性が増しているところです。

防災マップを活用し、地域の災害リスク等を周知することは、防災対策を行う上で極めて効果的であることから、市町村における防災マップの作成や近年の大雨災害等を踏まえたマップの見直し等に係る取組に対して、既存の国の補助制度の見直しを行うなど、一層の財政支援を講じるよう要望します。

2 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策として汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

3 災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に係る柔軟な運用

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与について、応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用について、災害救助費の対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 市町村の防災マップ作成及び更新に対する財政支援

- 令和3年の水防法改正により、中小規模河川においても、洪水浸水想定区域の指定が義務化。
今後、県による洪水浸水想定区域の指定に伴い、当該洪水浸水想定区域を含む市町村では、避難場所や避難路等を住民等に周知する必要があるため、防災マップの作成・更新が周知のための有効な手段として活用されることを想定。
また、新たな津波浸水想定が令和4年3月に公表されたことに伴い、沿岸市町村では津波に関する防災マップの更新作業が必要。
- 一方、市町村の財政状況の悪化や専門職員の不足など、防災マップ作成等の防災対策の充実に資するための環境が整っていない状況。
- また、防災マップの作成に係る国の補助事業（交付金事業）について、各省庁が関連事業（国土交通省（洪水、土砂）、農林水産省（ため池等破損による浸水害））ごとに支援制度を設けているが、本体事業（基幹事業）に付随する効果促進事業として実施する必要があるほか、令和4年度には洪水に対応した防災マップの作成に係る基幹事業が新設されたものの、補助率や補助条件での制約があり、これらのことから、市町村の防災マップ作成及び更新を促進するには、国による一層の財政支援が必要。

2 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、被災自治体が必要と認めて実施する対策等に対しては、十分な財政支援を確実にを行うなど、被災自治体への特段の配慮が必要。

3 災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に係る柔軟な運用

- 東日本大震災津波においては、応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅（賃貸型応急住宅）の貸主の事情等により、やむを得ず他の応急仮設住宅へ転居を求める場合等の移転費用を、平成26年度までは被災市町村が負担しており、平成27年度からは県が東日本大震災復興基金を活用の上、当該市町村に対して負担金を交付したところ。
- 災害公営住宅の建設など住宅再建の進展により応急仮設住宅の空き住戸が増加すると、コミュニティの維持、見守りや防犯等の観点から集約が必要となるが、集約により転居を求める場合等においては、被災者の居住環境を確保しながら供与を継続するために必要な費用として、災害救助費の対象とすることが適当。
- 応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者がやむを得ず他の応急仮設住宅へ転居する場合の移転費用を自治体が負担。

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興くらし再建課

9 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

近年、大雨等による災害により、地域限定的に深刻な災害が多数発生しており、被災者の生活再建に向けた負担を軽減するための対策が必要となっていることから、被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

(1) 被災者生活再建支援制度を適用する場合には、法に基づく救済が被災者に対して平等に行われるよう、適用対象となる自然災害による全ての被災者を支援の対象とするよう要望します。

また、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の支給金額を、工事単価の上昇に対応して増額するとともに、住宅半壊世帯全てを支給対象とするなど、支給範囲を拡大するよう要望します。

(2) 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援制度の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災津波の対応と同様に、都道府県負担分は全額特別交付税により措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 被災者生活再建支援制度が適用される要件について

- 次のとおり主に市町村単位で要件が設定されており、適用対象市町村の隣接地域など、同様の被災状況であっても居住地によっては支援を受けられない場合がある状況。

[要件]

- ア 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち、第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2 被災者生活再建支援金の支給額及び支給範囲について

- 支給額は全壊の場合で、300万円が上限であるが、震災後は住宅建設費が上昇しており、住宅再建への支援としては不十分。

- 工事単価（請負金額）の平均 （単位：万円／坪）

震災前			震災後								
			H28. 10 頃 (第 6 回)		H29. 12 頃 (第 7 回)		H30. 12 頃 (第 8 回)		R1. 12 頃 (第 9 回)		R2. 12 頃 (第 10 回)
岩手県	100		117.9		119.6		122.9		124.9		125.2
	48.5 万円	⇒ (UP)	57.2 万円	⇒ (UP)	58.0 万円	⇒ (UP)	59.6 万円	⇒ (UP)	60.6 万円	⇒ (UP)	60.7 万円

※ 出典：「被災三県の住宅復興に関する実態把握調査（第9回調査）～木造住宅生産体制に関するアンケート～」（一般社団法人岩手県建築士事務所協会）

※ 工事単価は、元請の木造住宅新築工事のもの（建替えを含む。）

- 被災者生活再建支援金の支給範囲の拡充

令和2年12月に被災者生活再建支援法の改正により、損害割合30%以上40%未満の世帯を「中規模半壊世帯」として支給対象に追加。

[支給額]

（単位：千円）

	・全壊世帯（損害割合50%以上） ・半壊でやむを得ず解体した世帯 ・長期避難世帯		・大規模半壊世帯（損害割合40%以上 50%未満）		・中規模半壊世帯（損害割合30%以上 40%未満）	
	基礎支援金	加算支援金	基礎支援金	加算支援金	基礎支援金	加算支援金
建設・購入		2,000		2,000		1,000
補修	1,000	1,000	500	1,000	-	500
賃貸（公営住宅以外）		500		500		250

3 被災者生活再建支援金支給補助金について（県単独事業）

(1) 国の被災者生活再建支援金の対象外の世帯に対し、市町村が独自に支援金を支給する場合に県単独の補助を実施している。

〔支給範囲及び支給額〕

ア 国の制度が適用されない市町村に居住する被災世帯は国の制度と同額

イ 国の制度の対象外となる被災世帯に対し、半壊世帯200千円、床上浸水世帯50千円を支給。

(2) 支給実績

災害名		平成25年7月の大雨・洪水 平成25年8月大雨・洪水 平成25年台風第18号に伴う 大雨・洪水	平成28年台風 第10号災害	令和元年台風第 19号災害	
生活再建支援法の 適用の有無		無	有（県全域）	有（宮古市、久 慈市、釜石市、 山田町）	
支給 状 況	全壊	支給世帯数	13世帯	－※1	6世帯※2
		支給額	28,000千円	－※1	8,750千円※2
	大規模 半壊	支給世帯数	27世帯	－※1	5世帯※2
		支給額	36,625千円	－※1	6,750千円※2
	半壊	支給世帯数	193世帯	1,623世帯	594世帯
		支給額	36,768千円	295,350千円	109,000千円
	床上 浸水	支給世帯数	271世帯	44世帯	143世帯
		支給額	12,775千円	1,975千円	6,538千円
計		支給世帯数	504世帯	1,667世帯	748世帯
		支給額	114,168千円	297,325千円	131,038千円

※1 被災者生活再建支援金の支給対象のため、支給せず。

※2 宮古市、久慈市、釜石市、山田町以外に居住する世帯を対象に支給したもの。

※3 令和元年台風第19号災害は令和4年2月1日現在

○ 支給範囲の拡大については、全国知事会も国に対して要望（令和3年6月10日付け「令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」のうち、「被災者支援制度の充実」）。

4 被災者生活再建支援金の財源について

- 被災者生活再建支援金は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、各都道府県が支給事務を(公財)都道府県センター委託して支給。
- 基金の負担割合

	国	都道府県	備考
東日本大震災以外の災害	1/2	1/2	
東日本大震災津波	8/10	2/10	都道府県負担分は全額特別交付税により措置

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課

10 災害時における要配慮者への支援の充実

本県では、東日本大震災津波の経験から平成25年度に災害派遣福祉チーム（DWAT）を設置し、これまで災害福祉支援体制の整備を進めてきており、平成28年熊本地震に際し、初めて派遣して以来、県内外の被災地へ同チームを派遣し、災害時における要配慮者の支援を実施しました。

国においては、平成26年度に体制整備に係る補助制度を創設いただいて以降、補助制度の拡充や各都道府県を対象とした全国研修の開催、令和4年度には「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置するなど、災害派遣福祉チームの設置及び派遣体制の構築に向け、取組を進めていただいているところです。

しかし、同チームの派遣体制を構築するためには、各都道府県における体制の確保や充実を図る必要があるほか、災害救助法における位置付けが不明確であるなど、依然として、都道府県の相互応援体制の構築や派遣経費負担等の具体的取り扱い等について課題があります。

また、令和3年度の災害対策基本法の改正により、市町村による避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が努力義務とされ、取組情報の提供やモデル事業の実施等の支援をいただいているところですが、さらなる取組の促進が課題となっております。

については、災害時における要配慮者への迅速かつ適切な支援体制の充実を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。

2 災害派遣福祉チームの派遣体制強化

災害時に避難所や福祉避難所において、高齢者、障がい者等の要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム（DWA T）」が全ての都道府県に構築・整備されるよう必要な取組を推進するよう要望します。

また、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来さないために、引き続き十分な財政措置を行うよう要望します。

3 個別避難計画作成に係る支援の拡充

個別避難計画作成を進めるに当たり、関係者間の連携体制の構築や避難支援関係者の確保等が課題となっていることから、市町村へのアドバイザー派遣制度の創設等、技術的支援の拡充を要望します。

【現状と課題】

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるが、「福祉（介護を含む）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。
- 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害等においても同様の状況。
- 熊本地震及び台風第10号災害、平成30年7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、内閣府等との協議の結果、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ。

2 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣体制強化

- 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成25年度に全国に先駆けて「災害派遣福祉チーム」を設置し、チーム派遣の仕組みを構築。
- 平成28年熊本地震では、災害派遣福祉チームとしては全国的にも初めての派遣を行い、同年の台風第10号災害では、県内の被災地（岩泉町等）へのチーム派遣を行ったほか、平成30年7月豪雨災害では、岡山県倉敷市の避難所へチーム派遣を行い、要配慮者のニーズ把握や福祉相談コーナーの設置など、現地の支援関係者等と連携して避難所等における要配慮者支援の充実強化に貢献。
- 厚生労働省では平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を創設し、災害福祉広域支援体制の整備等に係る経費の補助を行い、令和2年度及び令和3年度には補助の拡充も行っているが、新たなチーム員の養成研修や事務局体制の充実など、適切なチーム派遣体制を確保するため、十分な財政措置が必要。

- 厚生労働省では、都道府県における災害福祉広域支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チームの設置を目指し、平成30年5月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定し、令和元年度からは「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」を開催するほか、令和4年度には「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置するなど、各都道府県の取組を促しており、令和4年3月には44団体で災害派遣福祉チーム（DWAT）が設置されているものの、災害時に適切な支援活動を行うためには、全国的な派遣体制の構築や派遣費用の取扱いの明確化など、チームの派遣体制の強化が必要。

3 個別避難計画作成に係る支援の拡充

- 個別避難計画の作成状況（令和2年10月1日現在）

	市町村数	作成済						未作成	
				全部作成済		一部作成済			
		市町村数 (市町村)	割合 (%)	市町村数 (市町村)	割合 (%)	市町村数 (市町村)	割合 (%)	市町村数 (市町村)	割合 (%)
岩手県	33	20	60.6	4	12.1	16	48.5	13	39.4
全 国	1,727	1,150	66.6	167	9.7	983	56.9	577	33.4

出典：避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況調査結果（総務省）

- 未作成の市町村においては、関係者（庁内福祉部門、福祉専門職、民生委員、自主防災組織等）との連携体制の構築や避難を支援する者の確保が課題。
- 個別避難計画の作成は、令和3年度の災害対策基本法改正により努力義務化されて間もない取組であることから、課題を抱える市町村を対象としたアドバイザーによる助言等の支援を拡充することにより、取組全体の底上げが必要。

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課
復興防災部 復興くらし再建課

11 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

陸上自衛隊岩手駐屯地の部隊は、東日本大震災津波をはじめ令和元年東日本台風災害や頻発する大規模な林野火災に迅速に対応いただくなど、本県に欠くことのできない存在であることから、勢力の維持について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

岩手駐屯地の部隊は、地震、風水害、林野火災などの大規模災害への迅速な対応に加え、北朝鮮ミサイル発射時における対応、大規模なイベントにおけるテロ対策など、国民保護の分野においても重要な役割を果たしており、近年多様化する危機事案から県民生活の安全を守るためには決して欠くことのできない存在であること、また、同部隊は、本県の地域振興に大きく貢献していることから、陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力を維持するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成30年12月に決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」において、今後の自衛隊の体制整備に当たっては、島しょ部に対する攻撃への対応を重視した防衛力を優先するとしており、併せて、部隊の効率化を徹底しながら防衛力の整備に努めるとされているところ。
- 同計画では、北海道及び九州以外に所在する部隊が装備する戦車については「廃止」、北海道以外に所在する火炮については「新編する方面直轄の特科部隊に集約」との方針が示され、令和2年度から岩手駐屯地の定員を180名減とすることとされたところ。
- 岩手駐屯地は、東日本大震災津波をはじめとする大規模災害に対応するための基盤を担うとともに、岩手駐屯地の部隊は、過去の災害において、多くの被災者を救助するなど県民生活の安全を守るために欠くことのできない重要な存在。
また、岩手駐屯地は、隊員の約8割が岩手県出身者で構成される部隊。いわて国体や三陸防災復興プロジェクトへの協力など地域振興にも大きな貢献をいただいております、地域と共に歩んできたところ。
- そのため、地域に与える影響を考慮し、現員は改編前である令和元年度以前の勢力の維持を図る必要があるもの。

【県担当部局】復興防災部 防災課

12 ウクライナ避難民の受入れへの対応

ロシアによる侵攻に伴うウクライナ避難民の受入れ及びそれに伴う支援について、国において適切に対応するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ウクライナ避難民の受入れへの対応

ウクライナからの避難民受入れは、国の受入方針に呼応し、地方自治体においても対応を進めているところですが、避難民の状況の違いにかかわらず、安心して避難生活が送れるよう、国において適切に対応するとともに、地方自治体が避難民の個々の事情に応じ、支援を実施する場合は、国による継続的かつ確実な財政措置がなされるよう要望します。

【現状と課題】

- ウクライナからの避難民は1,138人（5/29現在（速報値）・出入国在留管理庁調べ）に上っており、各地方自治体で受け入れている避難民は722人（5/29現在（速報値・中長期在留者）・出入国在留管理庁調べ）となっている。本県でも4人（5/10現在）の避難民を受け入れているが、停戦の見通しは不透明であり、今後、避難民の増加及び避難の長期化の可能性もある。
- 外国からの避難民受入れは、国の受入方針に呼応し実施しているものであり、受入れに伴う避難民の支援についても国が責任を持って適切に対応すべきものである。
- ただし実際には、国の支援スキームが示される前から受入れが始まったため、本県を含め受入れ自治体においては、各自治体の判断により、独自に支援が実施されているのが現状である。
- 避難民への支援は、当面の生活支援の他、今後避難が長期化する場合には、就労、就学、医療・介護、日本語教育などの支援も必要となる。国においては、これらの支援について、身元引受人の有無等の状況の違いにかかわらず、全ての避難民に責任を持って対応することが必要。
（例えば医療費について、身元引受人がない避難民は国が実費を負担するが、身元引受人がある避難民は、国民健康保険の適用となるものの保険料や医療費自己負担分が発生し、差異が生じている。）
- その対応に要する財源についても、地方自治体が避難民の個々の事情に応じ、支援を実施する場合は、国において継続的かつ確実な財政措置が必要。

(参考1) 国等による生活費等の支援

- (1) 身元引受人がいない避難民への支援（出入国在留管理庁）
 - 一時滞在施設滞在中：生活費 1,000 円/日（11 歳以下半額）等
 - 一時滞在施設退所後：生活費 2,400 円/日（11 歳以下半額）、一時金 160,000 円（15 歳以下半額）等
- (2) 身元引受人がいる避難民への支援（日本財団）
 - 渡航費：最大 30 万円、生活費：100 万円/年×最長 3 年、住環境整備費：最大 50 万円/戸

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用（R4.4.28 内閣府事務連絡）

- ・ 交付限度額の算定に関し、避難民受入れ人数を考慮すること。
- ・ コロナ禍における避難民への生活支援等にも当該交付金が活用可能であること。

(参考3) 国によるその他の主な支援

- (1) 義務教育・高校等における就学、授業料、指導等の配慮（文部科学省）
- (2) 地域日本語教育の推進（文化庁）
- (3) ハローワークにおける就労支援（厚生労働省）
- (4) 国民健康保険の適用（厚生労働省）
- (5) 子育て支援における保育所利用の配慮等（厚生労働省、内閣府）
- (6) 公営住宅の目的外使用承認の柔軟対応（国土交通省）
- (7) 避難民への支援内容等の随時情報提供（出入国在留管理庁）

(参考4) 県内自治体での受入れ事例

- (1) 受入れ先 洋野町
- (2) 受入れ人数 4 人
- (3) 受入れの経緯
 - ・ 洋野町出身のウクライナ在住者（故人）の家族が、洋野町在住の日本人親族を頼りに 4/9 来日。
 - ・ 日本への渡航費用は受入れ親族が負担。
 - ・ 受入れ親族に対して県から翻訳機を貸与済。今後、県、洋野町及び関係機関が連携して、避難民のニーズを把握しつつ必要な支援を検討中。

【県担当部局】 ふるさと振興部 国際室

13 国際貿易環境の変化を踏まえた万全な対応

平成30年12月30日にTPP11、平成31年2月1日に日EU・EPA、令和2年1月1日に日米貿易協定、令和3年1月1日に日英EPA、令和4年1月1日にRCEPがそれぞれ発効しています。

こうした中、ロシアによるウクライナ侵略により、ロシアやウクライナの主要な輸出品である穀物の国際相場の上昇や、ロシア領空の飛行禁止措置に伴う北欧産水産物の供給不安が生じており、我が国を取り巻く国際情勢の変化が、本県の基幹産業である農林水産業に影響を及ぼすことが懸念されています。

地域が活力を維持し、更に発展していくためには、新たな国際環境下においても競争力のある力強い農林水産業づくりを進める必要があることから、国において万全な対策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 食料の安定供給の確保

現下の国際情勢を踏まえ、国民に対する食料の安定的な供給の確保について、農業の担い手の確保・育成や農家の所得向上など、我が国農業が抱える課題に十分に対応し、強い農業の確立による食料自給率の向上を図るよう要望します。

2 TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定への万全な対応

農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定の発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

3 東日本大震災津波等被災地への配慮

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施に当たっては、東日本大震災津波や平成28年台風第10号災害、令和元年東日本台風災害からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう、十分な配慮を要望します。

【現状と課題】

1 食料安全保障の確保

- ロシアによるウクライナ侵略により、ロシアやウクライナの主要な輸出品である穀物の国際相場の上昇や、ロシア領空の飛行禁止措置に伴う北欧産水産物の供給不安が生じており、食料の安定供給の確保を図ることが必要。

【食料・農業・農村基本法の抜粋】

(食料の安定供給の確保)

第二条

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、第二条から第五条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【我が国の食料自給率（供給熱量ベース）の推移】

S40	S50	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
73%	54%	39%	39%	39%	39%	39%	38%	38%	37%	38%	37%

【食料自給率の国際比較（G7+オーストラリア、平成30年農林水産省試算）】

国名	カナダ	オーストラリア	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス	イタリア	日本
自給率 (供給熱量)	266%	200%	132%	125%	86%	65%	60%	37%

2 TPP11等の動向

- 平成30年12月30日にTPP11^{※1}が、平成31年2月1日に日EU・EPAが、令和2年1月1日に日米貿易協定が、令和3年1月1日に日英EPAが、令和4年1月1日にRCEP^{※2}が発効。

※1 TPP11参加11か国のうち、現時点の発効国は8か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州、ベトナム、ペルー）

※2 RCEP参加15か国のうち、現時点の発効国は11か国（日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国）

【主な合意内容】

	牛肉	豚肉	林産物	水産物
TPP11	関税を16年目まで段階的に削減 (38.5% ⇒ 9%)	関税を10年目まで段階的に削減(従価税は撤廃) [従量税]482 円/kg ⇒ 50 円/kg [従価税]4.3% ⇒ 撤廃	[合板等] 関税を段階的に削減し、11年目 又は16年目に撤廃 (6.0%等 ⇒ 撤廃)	関税を段階的に削減・撤廃、即時撤廃 [するめいか]5% ⇒ 撤廃 (11年目)など
日EU・EPA	TPP11に同じ	TPP11に同じ	[構造用集成材等] 関税を段階的に削減し、8年目 又は11年目に撤廃 (3.9%等 ⇒ 撤廃)	関税を段階的に削減・撤廃、即時撤廃 [さば]10%又は7% ⇒ 撤廃 (16年目)など
日米貿易協定※	TPP11に同じ	TPP11に同じ	除外	除外
日英EPA	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ
RCEP	除外	除外	TPP11、日EU・EPAよりも大幅に低い水準	TPP11、日EU・EPAよりも大幅に低い水準

※ 日米貿易協定は、協定発効時からTPP11発効国と同じ税率を適用

- TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定の発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うことが必要。
- 本県では、農林水産業の体質強化を進めることとしているが、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じていくことが必要。

3 TPP11等による農林水産物への影響

- 国による試算

	TPP11	日EU・EPA	日米貿易協定
農林水産物の生産減少額	約900～1,500億円	約600～1,100億円	約600～1,100億円
試算対象品目※	33品目	28品目	33品目
公表年月	平成29年12月	平成29年12月	令和元年12月

※ 関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の農林水産物

- 岩手県の試算(国の算出方法に即して機械的に試算)

	TPP11	日EU・EPA	日米貿易協定
農林水産物の生産減少額	約22～36億円	約15～30億円	約17～34億円
試算対象品目※	19品目	16品目	19品目
公表年月	平成30年2月	平成30年2月	令和2年1月

※ 関税率10%以上かつ県内生産額3千万円以上の農林水産物

【県担当部局】ふるさと振興部 国際室
農林水産部 農林水産企画室

14 マイナンバー制度の早期定着と運用の確保

マイナンバー制度について、国民の認知や理解が正しく深まらなければ普及・定着が進まないこと、国家的な社会基盤であることを踏まえ、今後、マイナンバーカードの普及を促進し、情報提供ネットワークを利用した情報連携を安全かつ円滑に運用するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 マイナンバー制度の周知・広報の強化

マイナンバー制度が普及するためには、国民の理解が深まる必要があることから、制度の概要やメリット等に加え、注意すべき事項等についても、各年齢層に対し一層の周知・広報を強化するよう要望します。

特に、情報弱者及び中小民間事業者等に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細かな周知・広報を行うよう要望します。

2 マイナンバーの利便性向上

マイナンバーカードの普及に向けて、各種証明書等との一体化など国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら推進するよう要望します。

3 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たなシステム及びネットワークの構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施等が発生した際に要する経費については、原則として国が負担し、地方公共団体に新たな経費負担が生じることのないよう要望します。

4 情報連携の安全かつ円滑な運用

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、国、地方公共団体及び関係機関の間で安全かつ円滑な運用が図られるよう、国が責任をもってシステムの運営及び監視を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 マイナンバー制度の周知・広報の強化

- 国は、平成 26 年 10 月以降、ポスター掲示やヘルプデスクの設置、テレビや新聞広告等により、国民に対し広くマイナンバー制度の周知を図っているところ。
- 制度の円滑な運用、マイナンバーカードの利用拡大のほか、事業者の特定個人情報の適切な保護等のため、周知・広報をより強化することが必要。特に、高齢者、障がい者及び中小民間事業者等については、きめ細かな周知・広報が必要。
- マイナンバーカードの県内市町村交付枚数は、令和 4 年 3 月 1 日現在 440,036 枚で、人口に対する交付枚数率は 36.0%である。

2 マイナンバーの利便性向上

- マイナンバーの利便性向上に向けては、令和 3 年 10 月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まったところ。
- 引き続き、マイナンバーカードと運転免許証をはじめとした各種証明書等との一体化や手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービスの実施など国民が利便性を実感できる取組が必要。

3 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

- マイナンバー制度に係る経費は、普通交付税で措置されているほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金により自治体中間サーバの改修等に要する経費が措置されているが、今後新たにシステムの構築や改修、維持管理や連携テストが必要となった場合に発生する経費について、国と地方自治体との負担割合が不明確。

4 情報連携の安全かつ円滑な運用

- 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携はマイナンバー制度の柱であり、国や地方公共団体等、多数の機関の間で安全に実施されるよう、国の責任の下での運営及び監視が必要。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

15 第三セクター鉄道の施設整備に対する財政支援の充実

鉄道は旅客及び国内貨物の輸送における重要なインフラですが、その一端を担う第三セクター鉄道においては、設備の老朽化が進行しており、安全性の向上に資する施設整備が国土強靱化と併せて不可欠となっています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が一層厳しい状況に置かれているため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の充実

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業及び地域公共交通確保維持改善事業について、十分かつ確実な予算の確保及び補助率の引上げを行うよう要望します。
- (2) 鉄道事業再構築実施計画に基づき三陸鉄道が実施する設備の整備に対して、確実な予算措置の継続を要望します。

【現状と課題】

1 設備整備の必要性

- IGRいわて銀河鉄道線は、東日本大震災津波発災の1週間後に早期復旧し、貨物列車による日本海側を迂回した緊急石油輸送が実現したことで国家の重要インフラとしての機能を発揮し、同線が緊急時のライフラインの確保に果たす役割が実証されたところ。しかし、同線の開業時にJR東日本から有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行しており、その整備が必要な状況。

また、貨物列車が走行するための設備の整備に要する経費等に対しては、JR貨物から線路使用料(経費の概ね9割)が支払われるが、IGRいわて銀河鉄道(株)においても旅客分として概ね1割を負担。

貨物線路使用料対象経費（令和2年度実績ベース） 30.7億円	
貨物線路使用料 26.7億円	IGR負担分 4億円

- 三陸鉄道は平成31年3月、新たに認定された鉄道事業再構築実施計画に基づき、JR山田線（宮古―釜石間）の経営移管を受け、大船渡市から久慈市までの一貫運行を開始したところ。しかし、移管区間以外は開業後38年を経過し、設備や車両の老朽化が著しく進行している状況。さらに、令和元年10月の令和元年東日本台風災害により、全長の7割が不通となる甚大な被害を受け、令和2年3月20日に全線運行再開となったものの、老朽化した設備の整備は必要な状況。特に、橋りょう及びトンネルなどの構造物は鉄道の安全輸送の根幹をなすものであり、高い安全性が求められているほか、国鉄時代に建設された土木構造物においては、竣工から40年以上を経過するものもあり、その更新と維持管理に係る負担が重い状況。

県・市町村負担額	H29	H30	H31	R2	R3
鉄道施設更新・改修費	89百万円	127百万円	126百万円	120百万円	147百万円

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による国庫補助を受ける上での制約

- 鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対する補助制度は次のとおり。

事業名	補助率	補助対象設備
鉄道施設総合安全対策事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)	1/3以内または1/2以内*	レール、マクラギ、ATS、列車無線設備等
地域公共交通確保維持改善事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)	1/3以内または1/2以内*	レール、マクラギ、ATS、列車無線設備、車両等

※ 鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況（財政力指数要件）の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率1/2等

- 令和2年度は、鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者以外の鉄道事業者が行う事業（令和元年東日本台風を受けた緊急対策及びPCマクラギ化を除く）に係る補助率が引き下げられ（赤字事業者は1/4、黒字事業者は1/6）、IGRにおける国予算配分額が要望額を大幅に下回った。
- 令和3年度は要望額どおりの予算配分がなされたが、地域鉄道の重要性に鑑み、令和2年度のような予算措置の状況とならないよう、引き続き、十分かつ確実な予算措置が必要。
- 鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者（三陸鉄道）への補助率は平成25年度から1/2に引き上げられたが、その他の鉄道事業者への補助率は、従前どおり1/3であり、引上げが必要。

事業者	国庫補助率	令和3(2)年度要望額A	令和3(2)年度予算額B	増減B-A
IGR	1/3 (1/4)	525(466)百万円	525(466)百万円	0(0)百万円
		国庫 175(155)百万円	国庫 175(118)百万円	0(▲37)百万円
		IGR 350(311)百万円	IGR 350(348)百万円	0(37)百万円
三陸鉄道	1/2 又は 1/3	262(215)百万円	262(215)百万円	0(0)百万円
		国庫 116(95)百万円	国庫 116(95)百万円	0(0)百万円
		県市町村 146(120)百万円	県市町村 146(120)百万円	0(0)百万円

※ 三陸鉄道については要望額どおりの配分がなされてきたが、引き続き確実な予算措置を要望。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

16 世界文化遺産の保全等への支援

本県が有する3つの世界遺産「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」を将来の世代へ継承していくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 世界文化遺産の保全等への支援

本県が有する3つの世界遺産「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」を将来の世代へ継承していくため、資産の整備・管理や、遺産影響評価への取組など、適切な保全等の取組に対する支援をしていただくよう要望します。

【現状と課題】

- 推薦書に基づくユネスコからの指摘や、遺産影響評価などの枠組みにより、保全・景観の維持等について、関係省庁より意見を伺いながら保存に取り組んでいるところであり、また、年度毎に経過観察を実施しながら、6年に1度、ユネスコへの定期報告が求められていることから、引き続き、ユネスコからの指導等に対して適切に対応できるよう、国の支援が必要であること。
- 「平泉」については、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」における議論を踏まえ、毎年度、文化庁に対して、「保全状況報告書」を提出している。
- 「平泉」については、遺産影響評価が求められていることから、現在検討を進めているところであり、さらに、拡張登録に向けて「保存管理計画」の改定が必要となる。
- 「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」については、構成資産を有する自治体（8県11市）で構成する「明治日本の産業革命遺産 世界遺産協議会」において、保全への対応を行っているところ。
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」については、構成資産を有する自治体（4道県14市町）で構成する「北海道・北東北の縄文遺跡群 保存活用協議会」において、毎年度、文化庁に対して、「保全状況報告書」を提出している。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

17 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

「平泉の文化遺産」は、平成 23 年 6 月に世界遺産に登録され、平成 24 年 9 月に拡張資産として 5 遺跡が暫定リストに記載されたところです。

今後、世界遺産追加登録のため、調査研究等を進める必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

「平泉の文化遺産」の追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援をしていただくよう要望します。

【現状と課題】

1 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

- 平成 23 年 6 月、「平泉の文化遺産」について、ユネスコの世界文化遺産として登録。
【登録名称】平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一
【構成資産】中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山
- 平成 24 年 9 月、「平泉の文化遺産」の追加登録に向けて「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一（拡張）」を追加記載した世界遺産暫定一覧表をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- 平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年、岩手県及び関係市町（一関市、奥州市、平泉町）により、拡張推薦のための調査研究を実施したが推薦書素案の提出には至らず、平成 30 年度以降も引き続き世界遺産追加登録に係る取組を継続。
- 令和元年 11 月、遺跡と浄土思想との関係について検討を加えるため、「平泉の仏教的理想空間に係る国際研究会」を開催。
- 世界遺産平泉の拡張登録を視野に入れた学術研究などのため、令和 2 年 5 月 20 日に岩手県と国立大学法人岩手大学において「平泉に係る岩手大学と岩手県との共同研究推進に関する協定」を締結。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

18 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進

国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また、令和3年10月には、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減する「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、地球温暖化対策をさらに進めていく方針が示されたところです。

本県においても、令和3年2月に「いわて気候非常事態宣言」を行い、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」の実現に向けて、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入に、これまで以上に積極的に取り組む必要があることから、脱炭素社会の実現に向けて、必要な支援及び措置を講じるよう要望します。

また、電力系統への接続制約や接続費用の地域間格差などの課題に対応するため、送配電網の充実・強化や接続制約の低減が図られるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 省エネルギー対策に対する支援

- (1) 中小事業者の省エネルギー活動を促進するため、省エネルギー設備の導入補助や融資制度など、省エネルギー対策に対する支援の継続及び充実を図るよう要望します。
- (2) 電気自動車は、環境負荷低減のみならず、防災拠点などにおける非常用電源として活用可能であることから、その普及拡大に向けた充電インフラの整備に当たっては、整備が遅れている沿岸地域を中心に県内全域での整備を促進するため、支援の継続及び充実を図るよう要望します。
- (3) カーボンニュートラルに資する良質な住宅の整備や普及の促進のため、県などによる省エネ住宅に対する補助及び2025年の省エネ基準適合義務化への円滑な対応のための建築士、中小工務店等の技術力の向上に向けた取組等への財政支援を要望します。

2 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

- (1) 自立・分散型エネルギーシステムの構築や再生可能エネルギーの導入拡大に向け、再生可能エネルギー由来の水素利活用の推進や水素ステーションを含む水素関連製品の導入促進を図るため、地域の実情に即した技術面、財政面の支援措置を継続するよう要望します。
- (2) 非常時においてエネルギーの自立が可能となる施設の拡大を図るため、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」など、自家消費型再生可能エネルギー設備の導入支援事業の継続及び充実を図るよう要望します。
- (3) 近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞くよう義務付けることや、事業終了後に全ての太陽光発電設備を適正に処理し、リサイクルする仕組みを構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望します。

3 電力系統への連系可能量拡大に向けた送配電網増強施策の展開

- (1) 再生可能エネルギーの利活用を拡大するためには、出力制御を極力低減することが必要であり、国が主導して蓄電池導入などによる系統安定化対策を含む送配電網の充実・強化に向けた施策を展開するよう要望します。
- (2) 東北北部エリアの基幹系統の増強に向けては、今後、長期間を予定する基幹系統増強工事の工期短縮を図り、早期連系に向けた取組が確実に実施されるよう、国の主体的な指導を要望します。
- (3) 東北地方など再生可能エネルギーの適地においては、電力インフラが脆弱であり、電力系統への接続費用が他地域を大きく上回るなどの地域間格差が生じていることから、格差解消に向けた施策を展開するよう要望します。

【現状と課題】

1 省エネルギー対策に対する支援

本県の2018年度の温室効果ガス排出量は、基準年(1990年)と比べて0.5%の増加となっており、排出量の抑制が進んでいない。

昨年3月に策定した第2次岩手県地球温暖化対策実行計画では、「2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すこととし、2030年度の温室効果ガス排出削減割合を2013年度比で41%とする目標を設定した。また、今年度、更なる削減率の引き上げに向けて同計画を見直すこととしている。

本県の二酸化炭素排出量の51.7%を事業系施設が占めており、近年は高止まりの横ばい傾向となっている。

■CO2 排出量部門別割合(全国比較) [2018 年度]

(単位：%)

	事業系施設		民生家庭	運輸	エネルギー転換	工業プロセス	廃棄物	
	産業	民生業務						
岩手県	41.7	10.0	51.7	14.1	18.0	0.7	12.9	2.7
全国	34.9	17.5	52.4	14.5	18.4	7.8	4.0	2.7

(1) 中小事業者の省エネルギー活動の促進

- 二酸化炭素排出量の割合が高い事業者への対策として、県では、中小事業者等を対象とした LED 照明及び高効率の空調設備の導入費用の一部を補助する「事業者向け省エネルギー対策推進事業費」を実施、令和 3 年度の補助件数 35 件のうち 28 件が LED 照明の補助件数となっている。
- 国が実施している中小事業者向けの支援事業について、設備単位の補助対象への LED 照明の追加や融資制度等の拡充など、事業者の省エネルギー投資促進に向けた支援の継続及び充実が必要。

(2) 電気自動車の普及に向けた充電インフラ整備

- 本県では、「岩手県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」(平成 29 年 3 月改定)を策定し、県内における充電インフラ整備促進を進めているが、設置計画 609 箇所に対し、設置済箇所が 262 箇所であり、特に沿岸地域での整備が遅れている。
- 国では、充電インフラ整備に係る補助事業が実施されているが、沿岸地域においては、復興道路の開通による交通量の増加が見込まれているものの、充電インフラ整備には一定程度の期間が必要であることから、支援の継続及び充実が必要。

《本県における充電インフラ整備状況》(R4.1 月末)

	ビジョン設置箇所数			設置済箇所数			設置率		
	a	内陸	沿岸	b	内陸	沿岸	b/a	内陸	沿岸
主要幹線道路への整備(線的整備)	288	204	84	99	71	28	34.4	34.8	33.3
市町村単位での設置(面的整備)	321	232	89	163	133	30	50.8	57.3	33.7
合計	609	436	173	262	204	58	43.0	46.8	33.5

(3) 省エネ住宅に対する補助及び制度周知及び技術力向上に向けた取組

- 本県では、省エネ技術向上セミナーの開催や既存住宅の省エネ改修等に対し支援を実施しているが、依然として、省エネ基準への習熟状況が低い建築士、中小工務店等並びに省エネ基準に不適合な住宅が多いことから、更なる財政支援が必要。

2 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

(1) 再生可能エネルギー由来の水素活用

○ 国では、第6次エネルギー基本計画（令和3年10月）や水素基本戦略（平成29年12月）において、水素を新たなエネルギーの選択肢として様々な分野で利用を図ることとしており、これまで、4大都市圏を中心に水素ステーションや燃料電池自動車の導入を進めている。

○ 本県においては、いわて県民計画(2019～2028)に掲げる「水素利活用推進プロジェクト」において、自立・分散型エネルギー供給システムの構築に向けた電力の新たな貯蔵・輸送手段として期待される水素を利活用する取組を通じて、低炭素で持続可能な社会の実現を図ることとしている。

令和4年度には、地域特性を踏まえた水素利活用モデルの実証や水素ステーションの整備等に取り組むこととしており、低炭素で持続可能な社会の早期実現に向けて、引き続き国による財政支援等の措置が必要。

(2) 自家消費型再生可能エネルギー設備の導入支援事業の継続

○ 東日本大震災津波では、長期間にわたりエネルギーが途絶した地域への電力等の供給再開が課題となったことから、自家消費型再生可能エネルギー設備の普及拡大に向けた継続的な導入支援施策が必要。

○ 本県では、自家消費型再生可能エネルギー設備導入に係る調査及び計画を策定する市町村等を対象に、調査等を行う事業の費用を対象に、定額補助を実施している。

〈本県の自立・分散型エネルギー供給システム整備実施設計業務支援実績〉

項 目	実施年度					
	平成 25	平成 28	平成 29	平成 30	令和 2	令和 3
交付先	葛巻町	岩手中部水道 企業団	久慈市	① 陸前高田市 ② 矢巾町	① 久慈市 ② 雫石町	岩手町
交付実績 (千円)	4,068	5,346	9,078	① 5,229 ② 4,700	① 4,994 ② 4,228	4,950

○ 国では、これまでの設備導入に対する補助に加え、令和3年度事業から設備導入に係る調査及び計画策定を行う事業の費用が補助対象となったが、補助率は1/2であり、支援の継続及び充実が必要。

(3) 環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策の展開

○ 太陽光発電等の普及に伴い、地域とのトラブルになる事例が散見されることから、国では、事業計画策定ガイドライン等を策定。

○ しかし、現行制度では、太陽光発電等の導入について地域住民に周知・説明を義務付けていないことから、十分な事前説明がないまま発電設備の設置工事が行われるなどにより、地域住民との関係が悪化するケースがある。

○ これらを未然に防ぎ、太陽光発電等が地域と共生して長期安定的に稼働できるようにするため、地域住民への説明会の開催義務付けなどが必要。

○ 使用済み太陽光発電設備については、2030年代後半から廃棄量が急増する見込みであることから、再エネ特措法改正により、一定規模以上の太陽光発電施設について、廃棄等のための費用に関する外部積立が順次義務化される。

一方、小規模設備には廃棄時の処分費用を担保する積立金制度が義務化されていないことから、これらについても、適正に処理し、リサイクルする仕組の構築が必要。

《本県の太陽光発電設備の導入実態から見た排出量予測》

	2025年	2030年	2035年	2039年	2040年
排出見込量 t	113	260	833	8,533	12,419
埋立見込量 t	34	78	250	2,560	3,726

※ 排出見込量は、寿命25年、10ワット1キロ換算で推計

※ 埋立量は、排出量の3割として推計

3 電力系統への連系可能量拡大に向けた送配電網増強施策等の展開

(1) 再生可能エネルギーの利活用拡大に向けた施策の展開

- 太陽光発電や風力発電の出力は天候に大きく左右されるため、好条件時には既存の電力系統容量を一時的に圧迫するなど系統に与える影響が大きいが課題。
- 今後、本県においても太陽光発電などの導入が進むと、一般送配電事業者が、各事業者が所有する発電所の出力を制限する出力制御を行う可能性がある。
- 系統に与える影響を緩和するとともに再生可能エネルギーの利活用拡大のため、蓄電池などの活用による既存の電力系統への負担軽減や系統安定化などの、送配電網の充実・強化に向けた施策が必要。

(2) 東北北部エリアの基幹系統増強に向けた施策の展開

- 平成29年3月に東北電力㈱から示された「東北北部エリアでの電源接続案件募集プロセスと協調した暫定的な対策による早期連系の取扱いについて」では、募集プロセス終了前であっても一定の条件付きでの連系を認める制度を公表しており、令和3年1月に適用を開始した。
- 東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスは、令和3年3月に完了したが、エリアが広範囲に及び、工事も約12年と長期間に及ぶとされていることから、増強工事期間の短縮など、早期の連系可能量の拡大が必要。

(3) 系統への接続費用の地域間格差の解消に向けた施策の展開

- 固定価格買取制度に基づき、電気事業者が再生可能エネルギーによる電気を調達する際の価格（調達価格）は、系統への接続費用を見込んで算定されているところ。
- 調達価格は全国一律である一方、電力消費地から離れている地域にあっては、送配電網等の電力インフラが脆弱であり、系統へ接続するための設備増強費用が高額になる場合もあるため、接続費用に地域間格差が生じることから、これを是正するための施策展開が必要。

《募集プロセス終了案件の平均入札負担価格》

案 件	平均入札負担金単価（税抜） ※数値は電力広域的運営推進機関の公表値
① 東北北部エリア（岩手・青森・秋田の全域、宮城県は一部地域）	5.32 万円/kW (令和3年3月3日公表)
② 福島県会津エリア (福島県の一部地域)	0.98 万円/kW (令和3年1月29日公表)
③ 愛知エリア	0.0267 万円/kW (令和3年3月24日公表)
④ 大分県日田エリア (大分・福岡・熊本の一部地域)	6.10 万円/kW (令和2年7月22日公表)
⑤ 鹿児島県大隅エリア	2.75 万円/kW (令和3年2月13日公表)

《参考：固定価格買取制度（FIT）による本県設備認定等の状況》

	①認定実績		②導入実績		県内導入割合 ②÷①	全国導入 割合
	件数	容量(MW)	件数	容量(MW)	(%)	(%)
太陽光（10kW未満）	19,605	98	19,215	96	97.6	96.4
太陽光（10kW以上）	6,209	1,149	4,715	789	68.7	74.1
うち1,000kW以上	164	876	145	584	66.7	67.5
風力	257	856	55	91	9.4	15.5

※1 R3.1.29 資源エネルギー庁公表資料より抜粋（H24年7月～R3年9月末までの累計）。

※2 導入割合は容量（MW）で比較。

【県担当部局】 環境生活部 環境生活企画室、資源循環推進課
県土整備部 建築住宅課

19 プラスチック資源循環の推進

令和3年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「法律」という。)」において、市町村はプラスチック資源の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたことから、市町村では、今後、分別方法の住民への広報、分別収集体制の構築、中間処理施設の設定運営等の新たな負担が生じるうえ、プラスチック以外のごみについて、ごみ質の変化に対応した処理を行うことが必要となるため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 分別収集及び再商品化に係る支援

プラスチック資源循環の推進にあたって、市町村では、分別方法の住民への広報、分別収集体制の構築、中間処理施設の設定運営等新たな負担が生じることから、国において、法律の趣旨を広く周知するとともに、市町村の新たな負担等に対して財政措置及び技術的支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 プラスチック資源循環促進法（本年4月1日施行）の概要

(1) 目的

本法律では、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずる。

(2) 法に基づく主な措置

- ア 国によるプラスチック使用製品に係る環境配慮設計指針の策定
- イ 使い捨てプラスチック製品の提供事業者による使用の合理化
- ウ 市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化（努力義務）
- エ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化
- オ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化
- カ 排出事業者による再資源化

(3) 令和4年度予算措置額 260百万円（プラスチック資源循環等推進事業費：環境省執行分）

2 市町村に求められる対応と課題【上記1（2）ウ関係】

- ・ 市町村が、法に基づきプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再資源化に係る体制を構築するためには、機械設備等（分別施設やストックヤード）の整備に加え、ごみ収集に係る対応（人員、車両、ごみ集積場等の配備）、さらに排出者（住民や事業者）への周知や協力の呼びかけが必要となる。
- ・ 分別施設やストックヤードのハード整備については、環境省交付金「循環型社会形成推進交付金（マテリアルリサイクル推進施設）」の交付対象とされているが、その他のごみ収集に係る対応や排出者への周知等は財政措置が行われていない。
- ・ プラスチック使用製品廃棄物については、市町村において、これまで燃えるごみ又は不燃物として処理されてきているが、燃えるごみからプラスチックが除かれた場合、単位ごみ当たりの熱量が低下し、処理に要する化石燃料が増加し、処理費用の増等の影響が生じることから、市町村において、ごみ質の変化に応じたごみ処理等に係る技術的支援やかかり増し経費に係る財政的支援が必要である。
- ・ 以上のことから、法の趣旨を踏まえ、プラスチック資源循環を推進するためには、市町村の厳しい財政状況に鑑み、国による充実した支援が不可欠である。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課

20 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

これまで、国の交付金により県及び市町村の消費者行政の機能強化が図られたところでは、

今後も消費生活相談機能を維持・強化していくためには、安定的な財源確保が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

地方消費者行政の機能強化を図るため、地方消費者行政強化交付金を継続するとともに、使途の拡充や交付率の引上げを行うなど、消費者行政を推進していくために必要な財政支援を継続的・安定的に行うよう要望します。

【現状と課題】

1 交付金による現状と成果

- 平成21年度からの消費者行政活性化基金及び平成27年度からの地方消費者行政推進交付金（いずれも交付率10/10）の活用により、県及び市町村が、消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んだ結果、県内全市町村に消費者相談窓口が設置されるなど、機能強化が図られたところ。
- 平成30年度には、国の重要施策を推進するため、地方消費者行政強化交付金（強化事業：交付率1/2）が創設された。
- あわせて、地方消費者行政推進交付金は終了し、継続中の事業については、地方消費者行政強化交付金（推進事業：交付率10/10）として継承され、その活用期間は事業に着手した年度から最長9年間とされている。
- 令和元年度から、地方消費者行政強化交付金（強化事業）については、交付金依存度が高いなど、国が定める要件を満たさない地方公共団体に対する交付率が1/2から1/3に引き下げられた。
なお、令和4年度には一部見直され、消費生活相談員の研修事業については、交付率引き下げから除外されたところ。

2 今後の課題

- 県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談機能を維持強化していくためには、引き続き安定的な財源確保が必要。
- 地方消費者行政強化交付金（強化事業）は、県及び市町村が求める消費生活相談員の人件費等を対象としていないことから、地域の実情や消費者トラブルの現状に対応できるよう、対象事業の拡充が必要。
- 地方消費者行政強化交付金の交付率（1/2・1/3）では、県及び市町村がこれまで整備・強化してきた消費生活相談体制が十分に機能しなくなるおそれがある。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

21 水道の基盤強化に係る予算の確保

これまで市町村等では、水道の施設整備に係る国庫予算を活用し、普及率の向上や施設の耐震化及び更新を図ってきたところです。

今後、水道のより一層の基盤強化に向け、配水管等の耐震化や更新とともに、地域の実情に応じた広域連携の推進等に取り組む必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 水道の基盤強化に係る予算の確保

- (1) 市町村等が施設の耐震化、更新等を計画的に行うため、施設整備に要する予算を引き続き十分に確保するとともに、国庫補助制度を拡充するよう要望します。
- (2) 事業の広域化、業務の共同化など、地域の実情に応じた広域連携の推進に必要な財政措置を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

(1)関係

- 令和元年度の水道普及率は、全体で94.2%（全国平均98.1%）となっており、市町村間では66.2%～100.0%と大きな開きがある。
- 令和2年度の基幹管路の耐震適合率は48.1%（全国40.7%）にとどまっており、また、浄水施設の耐震化率は29.5%（全国38.0%）、配水池の耐震化率は41.5%（全国60.8%）と全国に比べ低い。
- 県内の多くの市町村では、人口減少の中、水道施設整備費が割高で施設間の連携が困難な中山間地域を有し、厳しい経営環境下で水道事業を運営しており、今後、利用者の負担増が懸念される。
- 市町村等は、老朽化対策・耐震化のため、耐震化計画等をもとに水道国庫補助金等を活用し施設整備を進めているところであり、近年は要望額に対し100%の予算措置となっているが、過去には要望額に対し十分な充足率とはならず整備計画の縮小、遅延を余儀なくされた。（平成27年度70%措置、平成28年度61%措置、平成29年度87%措置、平成30年度か

ら令和3年度まで100%措置)

- 市町村等が、重要なライフラインである水道施設の耐震化、更新等を計画的に行っていくためには、施設整備に要する費用に対して、引き続き、国による十分な予算の確保が必要。
- 加えて、市町村等からは、水道施設の末端における施設整備を推進するため、補助対象工種を拡大すること等の要望が挙げられており、制度の一層の拡充が必要。
- 令和4年度予算において拡充された内容は以下のとおり。
 - ・ 新技術に対する支援
 - IoTを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業についてIoT活用推進モデル事業に加える。
 - ・ 旧簡易水道施設の施設整備
 - 旧簡易水道事業の施設整備について、地方財政措置の対象要件を満たす簡易水道事業を統合した上水道事業を補助対象に加える。

(2)関係

- 水道事業の経営基盤の強化に向けて広域連携を推進するためには、事業の広域化（事業統合や経営の一体化）、業務の共同化など様々な選択肢から地域の実情に応じた最適な連携形態を選択できるよう、それぞれの連携形態に応じた財政措置の拡充が必要。
- 例えば、施設の再編について、事業者が単独で実施する施設の統廃合や、複数事業者が「事業の広域化(事業統合又は経営の一体化)」を前提として実施する施設の共同化には支援制度が存在するが、複数事業者が「事業の広域化」を伴わずに実施する施設の共同化には活用可能な支援制度が無い状況。

広域連携の形態		内容
事業の広域化	事業統合	・ 経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)
	経営の一体化	・ 経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)
業務の共同化	管理の一体化	・ 維持管理の共同実施・共同委託（水質検査や施設管理等） ・ 総務系事務の共同実施、共同委託
	施設の共同化	・ 水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質検査センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等

○ 令和4年度予算において拡充された内容は以下のとおり。

- ・ 広域化に伴う水道施設の撤去費用

〔 広域化に伴い施設の統廃合を行う場合、新たに整備する水道施設と関連性・連続性がある廃止する水道施設(浄水場及び配水池)の撤去費用について、財政支援を行う。 〕

- ・ 広域化に伴い特定簡易水道事業に該当する場合の経過措置

〔 広域化(経営の一体化)に伴い、簡易水道事業が特定簡易水道事業に該当する場合において、一定期間に限り、引き続き簡易水道施設国庫補助金等の対象とする経過措置を設ける。 〕

【県担当部局】 環境生活部 県民くらしの安全課

22 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところですが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、本県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、いずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑の安全対策について、今後も必要な予算を確保するとともに、技術的助言など全面的な支援を要望します。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

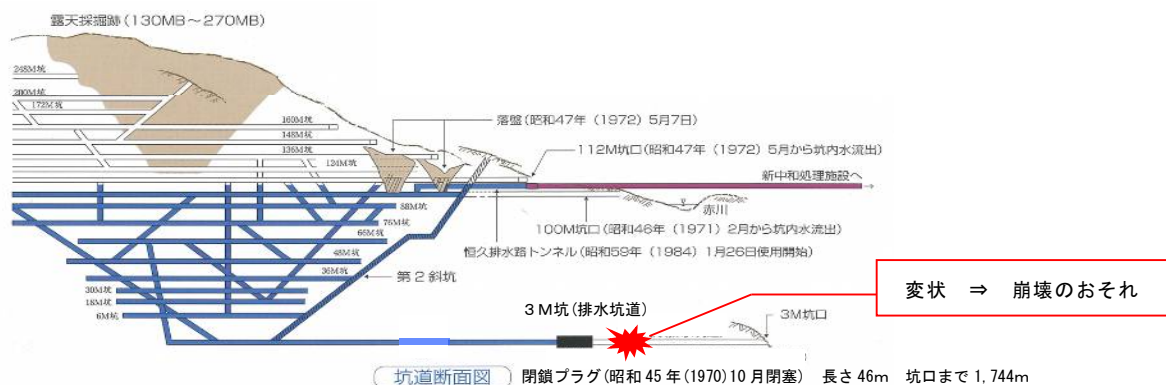
【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

- 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に24時間365日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に実行されるよう支援していく。」との回答にとどまっている。
- 国の令和4年度補助金予算は、前年度の20億円から4.9%増額の21億円となっており、本県においては、新中和処理施設の維持管理費は要求額どおり確保されている。なお、3メートル坑の工事は、一部を前年度の繰越予算で対応することとしているところ。令和5年度以降は引き続き予算を確保することが必要。

2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防止する閉鎖プラグが設置されている旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国が早急に安全対策を講じる必要がある。
- 閉鎖プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和45年度に行政代執行で設置したもので、県は、閉鎖プラグと3メートル坑について、法的になんら管理義務を有しているものでないことから、国が自らの責任において必要な措置をとるよう要望してきたが、平成21年度に「補助金等により支援していく」との回答があった。
- 一方、平成26年度に専門家から「直ちに崩壊が発生する危険な状況ではないが、できるだけ早期に対策へ着手する必要がある」との意見があり、30年以上にわたり新中和処理施設を稼働してきた実績・成果を踏まえ、その維持管理の一環として、県において3メートル坑対策を実施することとした。
- 平成30年度に実施した詳細設計の結果、概算工事費として22億9千万円、全体工期として6年が見込まれている。
- 本県においては、令和元年度から工事に着手しており、令和5年度以降においても継続的に予算を確保する必要がある。
- 本県にとって坑道内の埋戻しという前例のない工事となるため、国からの鉱害防止・安全管理に係る技術的な支援が不可欠である。



3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、坑廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和47年に建設省が整備に着手（全体計画L=9,040m）し、昭和56年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了した。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和59年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている。
- このため、平成19年度から、水質保全措置も含めて、上流（赤川）から下流（北上川）まで国直轄により河川の一体管理を行うよう要望している。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課
県土整備部 河川課

23 公共関与型産業廃棄物最終処分場の新設に対する支援

県の公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に対し、整備完了までの交付金事業の財源確保と地方財政措置の継続について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備に対する財政支援

令和6年度の供用開始に向け、第Ⅰ期建設工事に着手したところであり、整備完了までの確実な財源を確保するとともに、3期45年にわたる全体計画に対する国の財政的支援及び地方債措置等による地方財政措置が継続されるよう要望します。

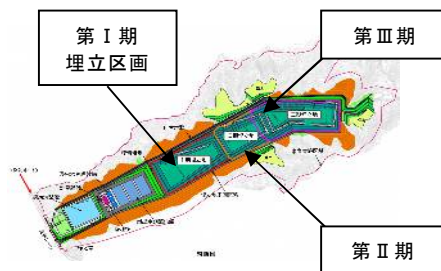
【現状と課題】

1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備に対する財政支援

- 本県の公共関与型産業廃棄物最終処分場（いわてクリーンセンター）は、残余容量が減少していることから、後継となる最終処分場の整備が必要。
- 令和2年度から、事業主体である一般財団法人クリーンいわて事業団が、国支援（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業交付金）を受け、全体計画（Ⅰ～Ⅲ期）のうち、Ⅰ期埋立区画の建設工事に着手したところであり、令和6年度内の供用開始に向けて着実に工事を進めている。
- 当該Ⅰ期工事計画期間である、令和6年度までの確実な財源の確保はもとより、3期45年にわたる全体計画（総事業費約252億円）に対する国の支援措置が必要。
- 国の交付要綱において、「交付金は、県が出資又は補助した額を上限として交付する」と規定されていることから、県では、毎年度国交付金と同額の補助金（一般財源）を事業団に補助。
- 公共関与による産業廃棄物最終処分場は、県民生活に不可欠の施設であり、地方自治体の財政力によって整備に支障が生じることがないように、地方債の元利償還金の交付税措置率を向上させる等通常の公共事業に比べ手厚い地方財政措置が必要。

施設の概要

- 1 施設の種類：管理型最終処分場（オープン型）
- 2 整備予定地：岩手県八幡平市平館第2地割地内
- 3 事業期間：45年間
- 4 埋立容量：183万 m^3 （1期61万 m^3 ×3期）
- 5 埋立面積：13ha



事業費及び要望額

(単位：億円)

	I 期					II・III期	総事業費
	R 3	R 4	R 5	R 6	合計		
事業費	10	29	48	46	133	119	252
本県要望額 (実績額)	(4)	(5)	9	8	26	30	56

交付率：対象事業費の 1 / 4

【県担当部局】環境生活部 廃棄物特別対策室

24 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

急速に進む少子高齢化に向け、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するために創設された、地域医療介護総合確保基金について、予算を安定的に確保し、継続的に取組を進めていくことができる恒久的な制度とするとともに、都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、医師少数県において、医師確保に多額の一般財源を投入していることを鑑み、医師不足が顕著な県に重点的に配分するよう要望します。

また、地域の実情に応じ必要な事業が確実に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金の運用に当たり、事業区分間の額の調整を柔軟にできるよう要望します。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

(1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、公立病院に対する特別交付税や公的病院等への助成に対する特別交付税の算定ルール、特に措置率や補正の適用について所要の見直しを行うなど、地方財政措置を更に拡充するよう要望します。

(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定

これまでの診療報酬改定において、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における評価をさらに充実するよう要望します。

また、仕入控除できない消費税による負担が公立病院等の経営を圧迫する要因となっているため、診療報酬の配点方法の精緻化により公平な補てんが行われるよう要望します。

3 循環器病対策の推進に必要な財政支援制度の創設

本県はもとより、全国においても主要な死亡原因である脳卒中、心臓病その他の循環器病への対策を総合的かつ計画的に推進するため、国の基本計画を踏まえ本県において策定した「岩手県循環器病対策推進計画」に基づき、多職種が連携し、脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制の構築に取り組む必要があることから、体制構築や運営に中心的に取り組む医療機関等への財政支援制度を創設するよう要望します。

4 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

5 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備については、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、一定の整備がなされてきたところですが、現在活用できる医療施設耐震整備事業では、補助の対象や期間が定められ、対象とならない医療施設もあることから、耐震化を更に推進していくため、恒久的かつ充実した制度を構築するよう要望します。

6 医療機関のサイバーセキュリティ対策に対する財政支援等

近年、医療機関を標的としたランサムウェア等によるサイバー攻撃が増加し、厚生労働省でも、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの見直し等の取組が行われており、人員の確保やバックアップ体制の構築、サイバー攻撃対策を講じたネットワーク設定・管理などを行うためには、医療機関の負担が大きいことから、医療機関の継続的な運用を確保するための支援を要望します。

7 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

8 周産期医療の確保に対する支援

(1) 周産期母子医療センターの運営に関する財政支援制度の拡充

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営は恒常的に不採算事業であり、周産期母子医療センターを運営する医療機関にとって財政的な負担が大きいことから、妊産婦及び新生児に対してリスクに応じた適切な周産期医療を提供できるよう、周産期母子医療センターに対する財政支援について更なる拡充を行うよう要望します。

(2) 妊産婦のアクセス支援に対する財政支援制度の創設

分娩取扱施設の減少等により、妊産婦が居住地から距離のある分娩取扱施設で分娩せざるを得ない状況が生じていることから、妊産婦の健診・分娩に係る通院費等の経済的負担を軽減するため妊産婦のアクセス支援に係る財政支援制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

- 地域医療構想の達成に向けた医療機関や介護施設の施設設備整備事業の要望が増えると考えられるため、国の予算規模の安定的な確保が必要。

<基金造成額>

平成26年度 10.2億円 ※【参考】 要望額10.2億円

平成27年度 20.1億円 (医療分9.5億円、介護分10.6億円)

平成28年度 31.9億円 (医療分10.6億円、介護分21.3億円)

平成29年度 21.7億円 (医療分12.9億円、介護分8.8億円)

平成30年度 17.4億円 (医療分14.5億円、介護分2.9億円)

令和元年度 27.0億円 (医療分14.2億円、介護分12.8億円)

令和2年度 26.3億円 (医療分12.5億円、介護分13.8億円)

令和3年度 18.2億円 (医療分10.4億円、介護分7.8億円)

令和4年度 23.5億円 (医療分12.3億円、介護分11.2億円) ※令和4年度当初予算額ベース

- 地域医療構想の達成に向けて、2025年を見据えた医療機関ごとの役割や病床数を含む具体的対応方針を策定することとされ、また、令和4年度から新たに開始される外来機能報告に基づき、医療機関の外来機能の明確化・連携に関する検討を行うこととされている。
- 医師確保・偏在是正に資する医師確保の取組については、医師少数県は多額の一般財源を投入している状況にある。(例えば、令和2年度の岩手県医師確保関連事業に要した費用は1,179百万円であるが、うち285百万円は地域医療介護総合確保基金を充当しているものの、その他は一般財源により支出している。)
- 医師少数県の多額の財政負担を踏まえ、普通交付税における医師少数県に対する重点配分の実施や修学資金に対する特別交付税措置(現在は1億円を上限に、奨学金または貸付金の3割、医師少数県については5割を措置)の更なる拡充等により、一層の財政支援の拡充を行うことが必要。
- 医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を着実に推進するため、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金による安定した財源が必要。また、地域の実情に応じ必要な事業を確実に実施するため、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにすることが必要。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 「公立病院に係る財政措置の取扱い」の改正(平成28年4月1日)により公立病院等に対する特別交付税の算定方法が見直され、公立病院に対する繰出しを行っている自治体や公的病院等に対する助成を行っている自治体の負担が増大する事例が発生。
- 公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額を確実に地方交付税において措置するなど、公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。
- 平成30年度の診療報酬改定においては、二次救急医療機関に対する夜間救急看護体制の評価の新設や医師の負担軽減を考慮した小児かかりつけ診療科の要件緩和などが行われたが、へき地医療や高度・先進的な医療など公立病院等が果たす役割についても考慮し、診療報酬における更なる評価の充実が必要。

- 医療に係る消費税等の税制のあり方については、平成31年度税制改正大綱において、診療報酬による仕入れ控除税額相当分の補てん状況の調査を行い、その結果を踏まえて、診療報酬の配点方法の精緻化により対応していくことが望まれるとされたが、公立病院や民間病院など設置主体の違いにかかわらず公平な補てんが行われることが必要。

3 循環器病対策の推進に必要な財政支援の拡充

- 国では、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法を令和元年12月に施行し、令和2年10月からは「循環器病対策推進基本計画」を策定。
- 国の基本計画に基づき、本県では、関係機関との連携・協働により、脳卒中、急性心筋梗塞を含む虚血性心疾患、心不全、大動脈解離等の循環器病対策を推進するため、令和4年3月に「岩手県循環器病対策推進計画」を策定。

4 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても他の国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県としても研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

5 医療施設の耐震化促進に対する支援

- 耐震化促進法の改正に伴い、5,000㎡以上の病院は耐震診断の実施が義務化されるなど、医療施設の耐震化を促進することが必要であるが、臨時特例交付金による耐震整備は、災害拠点病院等を対象としており、平成25年度末までに、都道府県が耐震化整備指定医療機関として指定した病院の耐震化整備事業が完了するまでの臨時的な措置。（本県は平成29年度に完了。）
- 国庫補助事業については、臨時特例交付金事業に比較して補助額が著しく低く抑えられるとともに、公立病院は対象となっていないこと、地域医療を担っている民間病院もIs値により補助対象とならない場合が多いことなどから補助制度の活用結びつかない状況。
- 医療施設の耐震化を促進するため、恒久的な充実した制度の構築が必要。

6 医療機関のサイバーセキュリティ対策に係る財政支援等

- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版により、非常時に備えたバックアップの実施と管理についての考え方が示されたところ。
- システム開発費やサーバ・端末・ネットワーク機器の増加、人員の確保などの導入費用が見込まれる。
- また、システムの機能追加や継続的に発生するハード・ソフト両面の保守コストの増加（初期構築費用の10%程度）が見込まれる。
- なお、サーバ・端末・ネットワーク機器は概ね5年程度で更新が必要であり、定期的な更新費用（初期構築費と同程度）が見込まれる

7 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保等

- 令和3年度、本県では12の県事業を統合補助金により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の80.3%に留まり、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。

- 令和4年度も、令和3年度に引き続き、救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確保に不可欠な12事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

8 周産期医療の確保に対する支援

(1) 周産期母子医療センターの運営に関する財政支援制度の拡充等

- 周産期母子医療センターにおけるMFICU、NICU、GCUは、ともに不採算部門であり、平成22年度の国庫補助制度拡充により、財政支援の充実強化が図られたところであるが、依然として、運営費の不採算を解消するには至っていないことから、周産期母子医療センターの財政負担を軽減することが必要。

(H13年度以降) H21年度まで	総合周産期母子医療センターの運営に要する経費に対し補助。
H22年度	○地域周産期母子医療センター運営に要する経費についても、補助対象として拡充。 ○これまでのMFICUを基準とした補助に加え、NICU、GCUに対する補助を追加。 ○母体救命体制を整備するための「母体救命強化加算」を創設。
H23年度	「麻酔科医配置加算」「臨床心理技術者配置加算」を創設。

(2) 妊産婦の周産期医療に対する財政支援制度の創設

- 胆江医療圏においては、令和4年4月から産科診療所での分娩取扱が中止となったことから、同年2月に岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議を開催し、胆江地域における妊婦の方が県南周産期医療圏内で確実に出産を行うことができること、周産期医療圏内の妊婦健診等を実施する地域の診療所と、分娩を行う医療機関が連携して、安心、安全な出産ができる環境を確保していくことを確認。
- 釜石地域医療圏では唯一分娩を取り扱っていた県立釜石病院が令和3年10月から分娩の取扱を休止したことなど、二次保健医療圏内での分娩が難しい状況になっているため、他の圏域などへの通院、移動をせざるを得ない状況にあることから、妊産婦の経済的負担を軽減するための措置が必要。
- ハイリスク妊産婦のアクセス支援については令和2年度から県単独経費等で対応してきたが、今後、体制の充実を図るためには、ハイリスク妊産婦に限らず、妊産婦全体への財政的支援を行うための国庫補助制度など安定的な財源が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室
医療局 医事企画課

25 新興感染症等の感染拡大時における医療体制の構築

今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえると、新興感染症等の感染拡大時には、感染症に係る医療提供体制のみならず、広く一般の医療提供体制にも大きな影響があるところであり、今後、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の検討を行う際には、平時から、感染症指定医療機関等の機能強化などの取組と、感染症指定医療機関にとどまらず、一般の急性期機能を担う医療機関を含めた体制確保などの検討が必要となります。

については、次期保健医療計画策定に向けた、新興感染症の感染拡大時における医療体制を構築するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新興感染症等の感染拡大時における医療体制構築に向けた具体的方針の策定

新興感染症等の感染拡大時における医療体制を構築するに当たり、重症者を受け入れる医療機関が1箇所しかないような医療資源が少ない地域においては、一般医療の確保と感染症拡大時における病床確保のバランスを取ることが課題であることから、令和6年度からの次期保健医療計画の施行に向け、早期に体制構築に係る具体像を示すよう要望します。

2 新興感染症等への対応に備えた施設・設備改修等への財政支援

新興感染症等への体制構築に向け、感染症対応に必要な施設・設備に係る基準を早期に示すとともに、改修等の経費への財源措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

<現状>

1 国の動向

- 医療法改正により、次期医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が新たに追加。
- 有識者検討会を設置し、コロナ対応や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医療提供者側の高齢化の進展等を分析中。

2 本県の状況

- 今年度実施を予定している「周産期医療実態調査」をはじめ、他の疾病・事業についても、医療ニーズの変化を把握するための受療動向の分析等を実施中。
- 分析結果を基に、医師不足・医師偏在を背景とした周産期体制をはじめ、本県特有の課題について、関係部局と連携して先行的に検討を実施予定（適宜、医療審議会等から専門的意見を聴取）
- 「新興感染症等の感染拡大時における医療」については、患者に対し適切な医療を提供するとともに、一般医療への影響を最小限に止め、限られた医療資源を有効に活用するために構築している、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制をベースに今後検討を実施

<課題>

- 新興感染症等の感染拡大時には、感染症に係る医療提供体制のみならず、広く一般の医療提供体制にも大きな影響があることから、平時から、感染症指定医療機関等の機能強化などの取組と、感染症指定医療機関にとどまらず、一般の急性期機能を担う医療機関を含めた体制確保などの検討が必要

<参考 国が示す新興感染症等の感染拡大時における医療体制（次期医療計画の記載イメージ）>

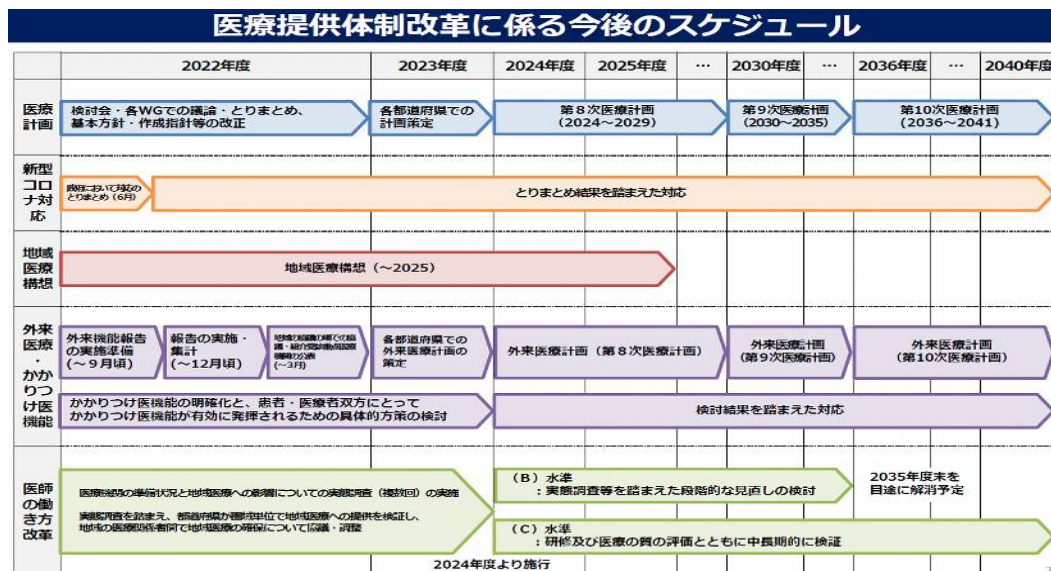
【平時】

- ・ 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
- ・ 感染拡大時を想定した専門人材の確保 等
- ・ 医療機関における感染防護具等の 備蓄
- ・ 院内感染対策の 徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

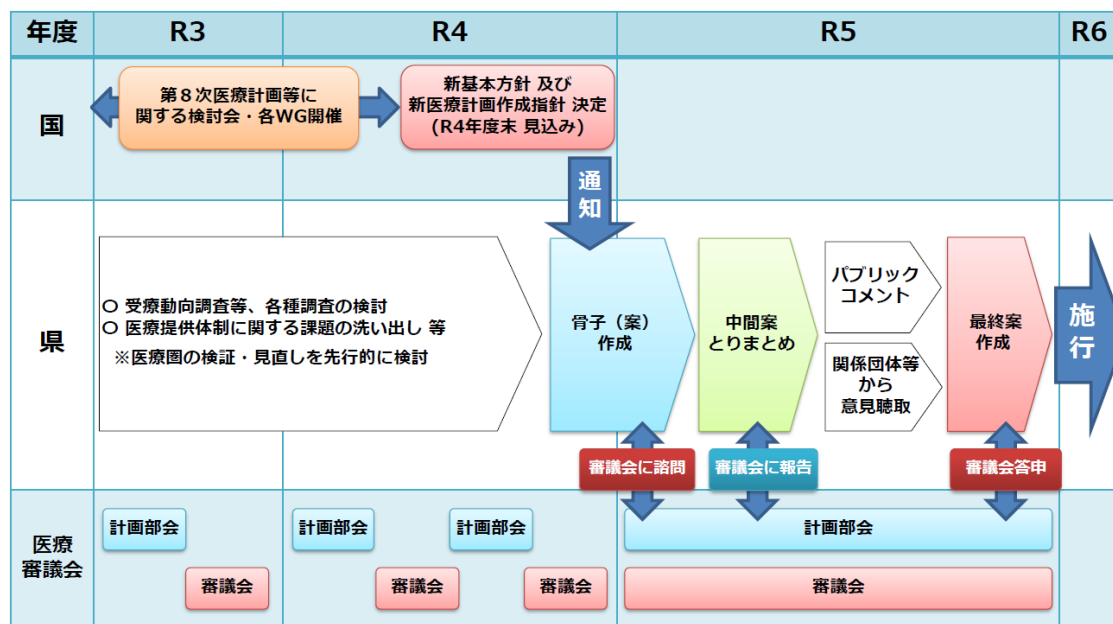
【感染拡大時】

- ・ 受入候補医療機関
- ・ 場所・人材等の確保に向けた考え方
- ・ 医療機関の間での連携・役割分担 等

【国における医療提供体制改革に係る今後のスケジュール】



【本県における次期保健医療計画の策定に向けた検討スケジュール】



【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室

26 医師の働き方改革の推進

医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、今般の新型コロナウイルス感染の対応においては、その公共性についても再認識されたところです。

地域においては、誰もが必要な医療を受けられる体制や、医療従事者の働きがいのある環境が求められているが、今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

こうした危機的状況を打開するため、都道府県は、医師確保の方針、目標医師数や目標の達成に向け施策等を定めた「医師確保計画」に基づき、奨学金事業やキャリア形成支援等をはじめとする、様々な医師の確保及び偏在対策に取り組んできたところです。

このような中で、国においては、2040年の医療提供体制を見据えた3つの改革として、「地域医療構想の実現」「医療従事者の働き方改革」「医師偏在対策」を進めているところではありますが、医師の時間外労働に対する上限規制が2年後の2024年に導入される一方、医師偏在是正の目標年は2036年とされています。

医師の偏在是正が図られないまま、医師の働き方改革のみが推進された場合、医療機関においては診療体制の縮小を余儀なくされたり、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念されます。

については、医師不足地域の実情を踏まえた、医師の働き方改革の取組の推進に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 医師の働き方改革による地域医療への影響・課題等に関する詳細な実態調査と必要な方策の実施

医師の働き方改革が地域医療に及ぼす影響等について、特に医師少数県を優先して詳細な調査・分析を行い、医師の働き方改革を進めながら地域医療を確保するために必要な方策を検討するとともに、医師の働き方改革の推進について、より具体的で実現可能なロードマップを示すよう要望します。

2 宿日直許可にあたっての協議の場の設置と実態や課題を踏まえた対応策の検討

宿日直許可にあたっては、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引き上げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招くことがないように、労働局と都道府県、医療機関（管理者・勤務医）との意見交換会の場を救急医療、周産期医療など課題ごとに医療圏単位等で設けるよう要望します。

また、医師不足が著しい医師少数県の医療提供体制を維持するためにも、宿日直の実態や課題を把握した上で、地域医療に及ぼす影響を踏まえた、必要な方策を速やかに検討するよう要望します。

3 医師の働き方改革の国民への周知

医師の働き方改革の推進にあたっては、いわゆる「コンビニ受診」の抑制など国民的な理解と取組の推進が必要であるが、医師の時間外労働の現状や、今般の法改正の趣旨・内容について、十分に理解が進んでいると言えない状況にあることから、医師の勤務環境改善や、持続可能な地域医療提供体制構築の必要性について、国民はもとより、医療機関・医療従事者に対してもより一層の周知を図るとともに、かかりつけ医機能の推進等、医療資源の有効活用に関する取組を強力に行うよう要望します。

【現状と課題】

<現状>

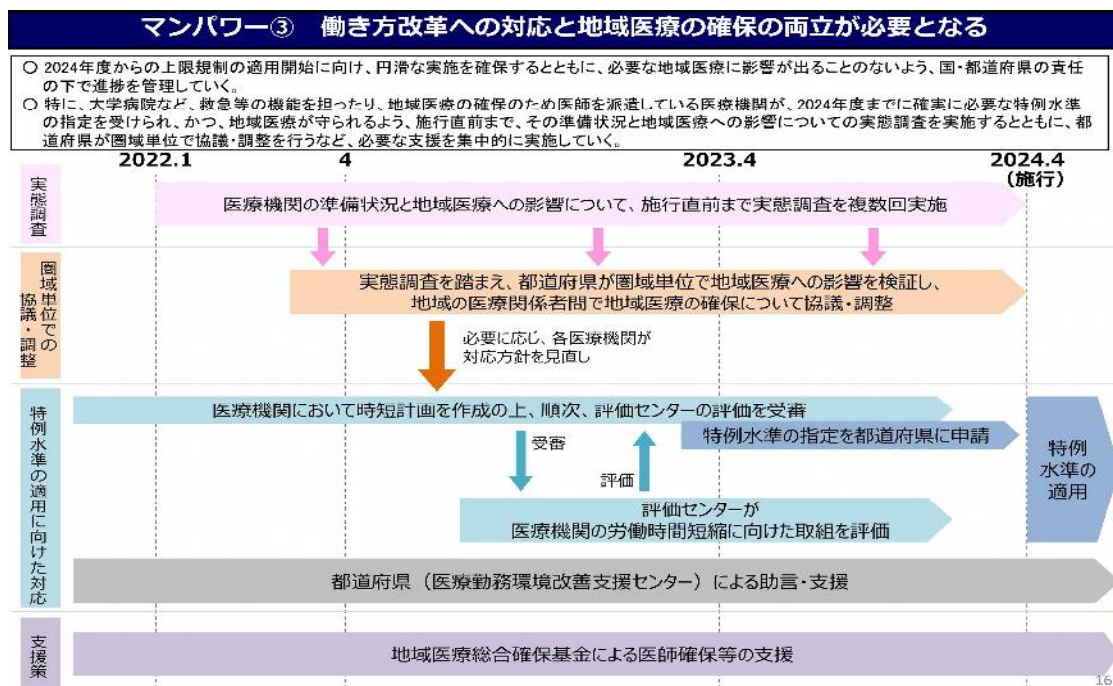
- 働き方改革全般の動向
 - ・ 働き方改革関連法により、平成31年4月より、中小企業を含むほぼ全ての企業に「時間外労働の上限規制」が適用（労使合意により年720時間以内等の上限）。
 - ・ 医師については、業務の特殊性から適用を猶予され、改正法施行5年後（令和6年4月）から上限規制が適用。
- 医師の働き方改革関連の動向
 - ・ 国の「医師の働き方改革に関する検討会」等における議論を経て、昨年5月の医療法改正により、医師の時間外労働の上限規制と追加的健康確保措置（※）が導入。
 - ・ 令和6年4月以降、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師のみ、年960時間超の時間外・休日労働が可能（連携B、B、C水準）。

【医師の時間外労働の上限時間】

医療機関に適用する水準	年の上限時間	休息時間の確保	面接指導
A水準（一般労働者と同程度）	960時間	努力義務	義務
連携B水準（医師を派遣する病院）	1,860時間	義務	
B水準（救急医療等）	※2035年度末まで		
C-1水準（臨床・専門研修）	1,860時間		
C-2水準（高度技能の修得研修）			

※ 追加的健康確保措置：連続勤務時間28時間と勤務間インターバル9時間（または代償休息）等

- 県内病院に勤務する医師の時間外労働の状況（令和2年度）
 - ・ 年 960 時間超の時間外労働の医師がいる病院及び医師数は、県内 92 病院（1,864 人）のうち、10 病院（80 人）
 - ・ 1,860 時間以上は 2 病院（3 人）で、最大は 2,328 時間の時間外労働（診療科：救急救命、産科医師）
 - ・ 全医療機関及び都道府県に対し、R4.2.28 付で「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況」に関する調査があり、現在国において取りまとめ中。（今後も医療機関の準備状況と地域医療の影響について、2024 年の施行直前まで実態調査を複数回実施予定）



(R4.3.4「第8次医療計画等に関する検討会」資料より抜粋)

○ 厚生労働省・医療関係団体等の直近の動向

(1) 厚生労働省

- ・ R4.2.28 付で医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施
 - 時間外・休日労働時間を把握している病院は 4 割程度 (5/17 報道)
- ・ R4.4.1 付で医師労働時間短縮計画作成ガイドライン及び医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン（評価項目と評価基準）公表
 - 地域医療確保特例水準(B、連携 B、C-1、C-2)の取得に関する指針
- ・ R4.4.1 に、宿日直許可申請に関する WEB 相談窓口を設置
 - 宿日直許可の取得に関する医療機関の相談に対応

(2) 日本医師会

- ・ R4.3.18、四病院団体協議会・全国有床診療所連絡協議会と合同で、医師独自の宿日直基準を設けること等を求める要望書を取りまとめ、後藤茂之厚労大臣に要望。

(3) 全国自治体病院協議会

- ・ R4.4.21、医師の働き方改革に関する会員病院の対応状況の調査結果を公表。
 - 宿日直を行っている全診療科での宿日直許可取得が 43.9%、大学等からの医師派遣を受けている病院でも 51.2%が未取得であったことから、全診療科の宿日直許可の取得に向け、各労働基準監督署の判断のばらつきの統一化や、許可基準に地域の特性を踏まえた対応を求める方針。

○ 県内のこれまでの取組の状況

ア 県による取組

- ① 「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」の設立（R元11月～）
 - ・ 医師に対する制度の周知や意識醸成のための研修会の開催
 - ・ 関係機関における取組状況等を共有するための会議の開催
- ② 医療勤務環境改善センターの設置（H27～）
 - ・ 医療機関へのアドバイザー派遣や研修会開催等

イ 各医療機関の取組状況

各医療機関はA水準を目指して、時間外労働時間の短縮に取り組んでいるが、県立中央病院や一部の病院はB水準を視野に準備しているところ。

県立病院における取組

- ① 令和2年度より全病院が医師労働時間短縮計画を策定し、進捗を管理
- ② 県立中央病院では、コンサルティングを受けながらプロジェクトチームにより、集中的に改革を推進（令和4年度は県立磐井病院など4病院に拡大）
- ③ 全ての県立病院の宿日直許可の取得手続き
- ④ その他
 - ・ 各診療科の勤務実態を踏まえた労働時間制の採用、タスク・シェアやタスク・シフトの推進、ICTを活用した業務効率化（オンコール体制見直し等）、かかりつけ医への積極的な逆紹介、働き方改革研修会への参加

岩手医科大学附属病院における取組

- ① 主治医制の廃止
- ② 病棟当直の廃止、オンコール体制への移行
- ③ 勤怠管理システムによる時間管理の実施（試行）
- ④ 働き方改革研修会への参加

【医療機関から県に対する要望項目】

地域医療提供体制への影響に係る県民への広報、宿日直許可の取得に向けた支援、医師の増員配置

<課題>

ア 大学病院からの診療応援に依存した本県の医療提供体制

- ・ 医師不足地域が多い本県では、各医療機関の診療体制は岩手医科大学附属病院や東北大学病院に所属する医師による診療応援で確保している。

イ 診療応援体制の縮小

- ・ 診療応援に係る労働時間については、派遣元の大学病院における労働時間と合算することとなるため、宿日直許可が得られていない病院への宿日直勤務の応援により、時間外労働時間の上限規制に抵触する可能性がある。

ウ 大学病院の支援機能の低下

- ・ 大学病院の勤務医は、他の医療機関の医師と比較して低い処遇となっていることから、それを補うため、副業的に診療応援を行っている実情がある。
- ・ 医師の働き方改革の影響で診療応援ができなくなることによって、十分に収入を得られない大学病院には医師が集まらなくなり、最先端の医療を担うことができなくなる可能性がある。
- ・ 岩手医科大学附属病院は、他の東北の大学附属病院と比べて病床数が多く（岩手：1,050、弘前：644、秋田：615、山形：637、福島：778）、相当数の医師が必要とされる上、県立病院等他の多くの病院に医師の派遣も行っているため、当該病院の医師数が充足されないと、地域医療の中核機能を担うことが困難になる。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、医師支援推進室

27 診療報酬の改定等

令和4年4月に行われた診療報酬改定では、公表されている本体改定率はプラスとなったものの、診療報酬全体では令和2年度に引き続きマイナス改定となり、医療機関にとっては大変厳しい改定率と言えます。

厳しい経営環境にありながらも、公立病院が住民ニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定や医療に係る消費税制度の取扱いの抜本的な見直しについて適切な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 診療報酬による消費税の適正な補填等

消費税率引上げ後の診療報酬による補填状況を継続的に検証し、病院個別に補填が充足される公平で精緻な制度とするよう要望します。

また、診療報酬での対応が困難な場合には、控除対象外消費税が発生しないよう課税措置へ転換するなど、税制上の抜本的な見直しを行うよう要望します。

【現状と課題】

1 診療報酬による消費税の適正な補填等

- 医療機関においては、医療機器や医療材料等を購入する際に負担した課税相当分を患者に転嫁できないため、控除対象外消費税（損税）の負担が生じている。

県立病院等においては、消費税が導入された平成元年度から令和2年度までの間の累計の消費税負担額は総額725億円余であるのに対し、診療報酬の引上げにより補填されたと推計される額及び一般会計からの地方消費税相当分の繰入れにより補填されたと推計される額の合計は524億円余で、実質的な負担額は201億円程度と試算している。

消費税等負担額一覧表

区分	平成元年度から平成14年度まで	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
消費税等負担額	23,509,454千円	2,157,716千円	2,110,628千円	2,187,793千円	2,053,844千円	1,969,678千円	1,843,744千円	1,830,682千円	1,831,390千円	1,786,640千円
診療報酬補填額(推計)	12,899,930千円	1,110,792千円	1,087,547千円	1,109,111千円	1,053,188千円	1,036,850千円	1,031,428千円	1,037,113千円	1,068,242千円	1,080,685千円
実質消費税等負担額	10,609,524千円	1,046,924千円	1,023,081千円	1,078,682千円	1,000,656千円	932,828千円	812,316千円	793,569千円	763,148千円	705,955千円
一般会計補填分(地方消費税分)	1,700,494千円	377,358千円	355,132千円	348,392千円	325,907千円	340,167千円	311,119千円	318,381千円	373,881千円	338,113千円
一般会計補填分を差引いた負担額	8,909,030千円	669,566千円	667,949千円	730,290千円	674,749千円	592,661千円	501,197千円	475,188千円	389,267千円	367,842千円

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計
消費税等負担額	1,852,457千円	1,945,937千円	4,614,054千円	3,534,031千円	3,535,183千円	3,831,429千円	3,559,521千円	4,054,341千円	4,389,226千円	72,597,748千円
診療報酬補填額(推計)	1,124,478千円	1,137,690千円	2,293,997千円	2,313,828千円	2,310,330千円	2,322,000千円	2,372,555千円	2,843,956千円	3,135,539千円	42,369,259千円
実質消費税等負担額	727,979千円	808,247千円	2,320,057千円	1,220,203千円	1,224,853千円	1,509,429千円	1,186,966千円	1,210,385千円	1,253,687千円	30,228,489千円
一般会計補填分(地方消費税分)	356,499千円	353,572千円	358,422千円	594,778千円	751,283千円	743,377千円	707,789千円	709,938千円	731,721千円	10,096,323千円
一般会計補填分を差引いた負担額	371,480千円	454,675千円	1,961,635千円	625,425千円	473,570千円	766,052千円	479,177千円	500,447千円	521,966千円	20,132,166千円

補填額推計
52,465,582
千円

- 平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられた際、増税相当分を手当てするため診療報酬の改定(主に基本診療料)が行われたが、平成30年に診療報酬による消費税増税分の補填不足が判明し、公立病院等の補填率は69%と、他の設置主体の医療機関と比べ最も補填不足となっている状況。

平成28年度 補てん状況把握結果④【一般病院：開設主体別】

- 一般病院の開設主体別の補てん率を見ると、医療法人は92.6%、国立は84.7%、公立は69.5%、国公立除くでは91.1%であった。

(1施設・1年間当たり)

	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乘せ分(A)	16,865千円	11,497千円	35,789千円	29,041千円	15,885千円
3%相当負担額(B)	19,739千円	12,419千円	42,270千円	41,784千円	17,436千円
補てん差額(A-B)	▲2,874千円	▲922千円	▲6,481千円	▲12,743千円	▲1,551千円
補てん率(A/B)	85.4%	92.6%	84.7%	69.5%	91.1%
医業・介護収益(C)	2,844,417千円	1,894,288千円	6,098,915千円	5,082,443千円	2,661,392千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	▲0.10%	▲0.05%	▲0.11%	▲0.25%	▲0.06%
集計施設数	(785)	448	40	138	607
平均病床数	(194)	150	350	247	174

※ 一般病院全体の値は、施設の種類別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したものである。

厚労省H30.7.25控除対象外消費税の診療報酬による補てん状況把握(平成28年度)資料より

診調組 税-1
30.7.25

○ 令和元年10月からの消費税率10%の引上げに対応するため、診療報酬においても、過去に5%から8%に引き上がった部分も含めた5%から10%の部分について、より正しい補填となるよう配点のうえ改定されたが、引上げ後の補填状況の把握結果では、公立病院等の補填率は88.1%と、他の設置主体の医療機関が100%を上回る補填状況の中、公立病院等は補填不足となっている状況。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、上乘せ点数の厳密な検証が困難なことなどから、令和4年度診療報酬改定で上乘せ点数の見直しは行わないこととされた。

令和2年度 補てん状況把握結果⑤【一般病院：開設主体別】

○ 一般病院の開設主体別の補てん率をみると、医療法人は117.4%、国立は109.6%、公立は88.1%、国公立除くでは119.4%であった。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乘せ分 (A)	39,331千円	25,862千円	83,511千円	60,529千円	42,246千円
5%相当負担額 (B)	35,542千円	22,029千円	76,164千円	68,728千円	35,394千円
補てん差額 (A-B)	3,789千円	3,834千円	7,347千円	▲8,199千円	6,853千円
補てん率 (A/B)	110.7%	117.4%	109.6%	88.1%	119.4%
医業・介護収益 (C)	2,987,515千円	1,978,078千円	6,388,906千円	4,566,981千円	3,175,934千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.13%	0.19%	0.12%	▲0.18%	0.22%
集計施設数	(627)	304	17	130	480
平均病床数	(184)	135	315	218	171

診療組 税 - 1
3 . 1 2 . 2

※ 一般病院全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

28 オンライン資格確認等に係る財政支援の拡充

令和3年10月より本格開始されたマイナンバーカードを利用した健康保険証のオンライン資格確認及び令和5年1月から運用を開始する予定の電子処方箋にかかるシステム導入整備に関しては、医療情報化支援基金により支援が行われるところですが、システム整備後においても継続的に機器更新や保守等のコスト発生が見込まれます。

これらのランニングコストは、国の施策に協力した医療機関にのみ発生するものであることから、各システムの継続的な運用に向け適切な支援を行うよう、次とおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 オンライン資格確認及び電子処方箋に係る財政支援の拡充

オンライン資格確認及び電子処方箋に対応するための機器・システムの整備等により、後年度に継続的に発生する保守管理費・機器等更新費などのランニングコストに対する支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 オンライン資格確認に係る財政支援の拡充

○ 県立病院では、オンライン資格確認に対応するため、約1.8億円の費用を負担し必要な機器・システムの整備等を行ったが、今後のマイナンバーカードの普及拡大に伴い、端末・ネットワーク機器の増加、システムの機能追加など更なる対応が必要となることが考えられる。

診療報酬改定により、オンライン資格確認に係る加算が新設となったものの、継続的な運用を行うには更なる財源確保が必要。

○ また、システム整備後においても、継続的に保守管理費（年18百万円程度）が発生するほか、概ね5年程度の頻度で機器等の更新費（初期構築費と同程度）が発生することから、安定した制度運用に支障が生じることがないよう、所要の財源確保が必要。

2 電子処方箋に係る財政支援の実施

○ 電子処方箋に対応するため、機器・システムの整備を行う必要があること。またシステム整備後においても、継続的に保守管理費が発生するほか、概ね5年程度の頻度で機器等の更新費（初期構築費と同程度）が発生することから、円滑な導入及び安定した制度運用に支障が生じることがないよう、所要の財源確保が必要。

【県担当部局】 医療局 医事企画課
保健福祉部 医療政策室

29 農林業における「産地対策の充実強化」

「食料・農業・農村基本計画」の推進による農業の体質強化を図るため、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分に配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業の競争力強化

- (1) 農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 「水田活用の直接支払交付金」について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度とするとともに、交付対象水田に係る5年に一度の水張りについては、りんどうなど5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とするよう要望します。

また、都道府県連携型助成について、令和5年度も継続するとともに、全額を国費により措置するよう要望します。

- (3) 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」及び「水田麦・大豆生産性向上事業」について、需要に応じた米の生産と水田フル活用による農業者の所得確保に有効であることから、令和5年度も事業を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 経営所得安定対策等の予算措置

- 意欲ある担い手が展望を持って営農に取り組むためには、将来にわたって経営の安定を図っていくことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な予算の確保が必要。
- 今後も、需要に応じた生産を推進するためには、「水田活用の直接支払交付金」を最大限に活用し、飼料用米や大豆への転換、野菜・花き等の高収益作物の生産拡大を進めていくことが必要。

【本県への交付額】

(単位：億円)

	対象作物	H30	R1	R2
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	麦、大豆、そば、なたね	20.8	27.0	22.1
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)	米、麦、大豆	0.1	0.0	0.0
水田活用の直接支払交付金	飼料用米等	128.6	129.7	126.8
計		149.5	156.7	148.9

- 「水田活用の直接支払交付金」の見直しに対し、生産者や市町村、農協などからは、生産意欲の減退や耕作放棄地の発生への懸念等の声が寄せられている。
- 県内の転換作物には、りんどうなど、5年以上の周期でブロックローテーションを行っている作物があり、令和4年度に見直された5年に一度の水張り期間の設定が本県の実情にそぐわないものもある。

2 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」及び「水田麦・大豆生産性向上事業」の継続

- (1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業の要望額と内報額

(単位：千円)

	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
令和3年度	1,677,501	1,337,227	79.7
令和4年度	1,809,537	1,793,377	99.1

- (2) 水田麦・大豆生産性向上事業の要望額と内報額

(単位：千円)

	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
令和3年度	119,267	119,267	100
令和4年度	135,524	135,524	100

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

2 日本型直接支払制度の予算措置と地方財政措置の充実

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、共同活動等を通じ、担い手農家への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取組拡大に向け、引き続き十分な予算を措置するよう要望します。

また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の財政負担軽減のための地方財政措置を充実させるよう要望します。

【現状と課題】

1 日本型直接支払制度の取組面積

- 本県では、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところであるが、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払における令和4年度の国の当初配分額は、要望額の95%に止まっている状況。
- 担い手への農地集積等構造改革を後押しする上で重要な制度であり、制度の創設以降、年々取組を拡大していることから、計画的に取組を実施するためには、令和5年度の確実な予算措置が必要。

《 日本型直接支払制度の取組面積 》

(単位：ha)

区 分	H26年度	H30 (H26比)	R1 (H26比)	R2 (H26比)	R3 (H26比)	R4 (H26比)
多面的機能支払	63,827	75,104 (118%)	75,105 (118%)	75,065 (118%)	75,819 (119%)	76,129 (119%)
中山間地域等直接支払	22,927	24,043 (105%)	24,083 (105%)	23,117 (101%)	23,405 (102%)	23,494 (102%)
環境保全型農業直接支払	2,428	3,702 (152%)	3,742 (154%)	3,043 (125%)	2,983 (123%)	3,514 (145%)

《 日本型直接支払制度における国の令和4年度予算配分状況（国費ベース） 》

区 分	取組面積 (ha)	要望額※ (百万円)	配分額 (百万円)	配分率 (%)
多面的機能支払	76,129	2,431	2,242	92
中山間地域等直接支払	23,494	1,740	1,727	99
環境保全型農業直接支払	3,514	102	10月配分	未定
計	103,137	4,273	未定	未定

※ 要望額は県予算額であること

2 日本型直接支払制度における財政負担の軽減

- 国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶ」という考え方のもと、国と地方がそれぞれ負担する制度設計であり、一定の地方財政措置が行われている。特に、中山間地域等直接支払交付金においては、令和3年度から普通交付税による県負担分への措置率が3分の1から6割に引き上げられ、県の実質負担額の軽減が図られたところ。
- 一方、農業・農村の有する多面的機能の発揮による効果は国民全体が享受するものであることから、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく日本型直接支払の取組の拡大に当たっては、引き続き地方財政措置の充実が望まれる。

《日本型直接支払制度の地方財政措置（令和4年度）》

1 多面的機能直接支払

国（50%）	県（25%）		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の4割 (4%)	実質負担 予定額 (6%)
	市町村（25%）		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の6割 (6%)	実質負担 予定額 (4%)

2 中山間地域等直接支払

国（50%又は1／3）	県（25%又は1／3）		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の4割 (4%)	実質負担 予定額 (6%)
	市町村（25%又は1／3）		
	普通交付税措置 1／3 (8.3%)	特別交付税措置 残余の7割 (11.7%)	実質負担 予定額 (5%)

3 環境保全型農業直接支払

国（50%）	県（25%）		
	普通交付税措置 5割 (12.5%)	特別交付税措置 残余の5割 (6.25%)	実質負担 予定額 (6.25%)
	市町村（25%）		
	普通交付税措置 5割 (12.5%)	特別交付税措置 残余の7割 (8.75%)	実質負担 予定額 (3.75%)

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課、農業普及技術課、農村建設課

《 要 望 事 項 》

3 産地づくりに必要な施設等の整備に対する支援

産地の基盤強化や競争力強化、スマート農業技術の導入による生産性の向上など、園芸をはじめ地域農業の振興に重要な役割を果たす「強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」及び「産地生産基盤パワーアップ事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 「強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」及び「産地生産基盤パワーアップ事業」による施設等整備は、産地の基盤強化につながり、「強い農業」づくりに大きく貢献。
- 令和4年度においても、事業実施要望が多く出される見込みであり、国の十分な予算措置が必要。

(1) 「強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」配分状況等

【配分状況】

（単位：千円）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
要望額	308,700	要望なし	503,841	764,006	1,211,570	272,525
配分額	0	/	503,841	471,546	520,660	272,525
配分率	0%	/	100.0%	61.7%	43.0%	100.0%

【事業実施状況】

実施年度	採択地区／要望地区	内訳
令和2年度	2地区／3地区	畜産物処理加工施設、大型貯乳施設（R2～R4） ※ 未配分地区：乾燥調製施設（小麦、大豆）
令和3年度	1地区／3地区	大型貯乳施設（R2～R4） ※ 未配分地区：農産物処理加工施設（小麦、大豆）、 乾燥調製施設（水稻、小麦）
令和4年度	1地区／1地区	乾燥調製施設（水稻、小麦）
令和5年度以降に整備予定		穀類乾燥調製貯蔵施設（水稻） 等

(2) 「産地生産基盤パワーアップ事業」配分状況等

【配分状況】

（単位：千円）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4（見込）
要望額	529,453	448,073	300,364	406,339	120,662	77,700
配分額	529,453	448,073	300,364	406,339	120,662	—
配分率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—

【事業実施状況】

実施年度	採択地区／要望地区	内訳
令和2年度	11地区／11地区	農産物処理加工施設（カット野菜）、ワイン醸造施設 トマトパイプハウス団地 等
令和3年度	7地区／7地区	ピーマンパイプハウス団地 トマト周年栽培施設（環境制御装置） 等
令和4年度	3地区／3地区	乾燥調製施設（大豆）、ばれいしょ収穫機等
令和5年度以降に整備予定		高度環境制御栽培施設 等

《 要 望 事 項 》

4 米需給調整の着実な推進

- (1) 米の需給と価格の安定に資するため、国主導による実効的な過剰米への対策に加え、主食用米の消費喚起や米粉用米等の利用促進などの需要拡大対策を推進するよう要望します。
- (2) ミニマムアクセス米について、国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 米政策の見直し

- 現在、岩手県農業再生協議会において、米政策の見直しに的確に対応しているところであるが、国全体で米の需給と価格の安定が図られることが重要であることから、全ての都道府県が需要に応じた生産に取り組んでいくことが必要。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、全国的に米の需給が緩和し、全国の米の民間在庫量は、令和3年6月末で218万トン、令和4年6月末の見通しは213～217万トンと、適正な水準とされる200万トンを2年連続で超過し、米価が下落していることから、主食用米の長期保管への支援や海外への食糧援助、子ども食堂等への提供などの過剰米対策、消費喚起等の需要拡大対策が必要。
- 米粉用米については、「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年度における生産努力目標を13万トンと定めているが、令和3年度の需要量は4.1万トンにとどまっていることから、一層の米粉消費拡大対策が必要。

【全国の6月末の民間在庫量（生産、出荷及び販売段階）】 (単位：万トン)

H22	H26	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (国試算)
216	220	199	190	189	200	218	213～217

出典：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

【相対取引価格（全国、全銘柄平均価格）】 (単位：円／玄米60kg)

H22産	H26産	H29産	H30産	R元産	R2産	R3産
12,711	11,967	15,595	15,688	15,716	14,529	12,944

出典：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1) 相対取引価格は、当該年産出回りから翌年10月までの平均、令和3年産は令和4年2月までの価格

注2) 平成22年産及び平成26年産は、相対取引価格が下落

2 ミニマムアクセス米の販売

- ミニマムアクセス米の主食用への仕向け量が増大した場合には、国内産主食用米の価格低下が懸念されることから、引き続き、国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講ずることが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課、県産米戦略室

《 要 望 事 項 》

5 主要農作物種子法廃止後の種子生産・供給体制の維持

水田農業の基幹である米・麦・大豆を生産する上で、極めて重要な生産資材である種子を引き続き安定的に生産・供給するため、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、地方交付税措置を堅持するよう要望します。

【現状と課題】

- 参議院農林水産委員会の付帯決議に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保、種子の国外流出の防止、特定事業者による種子の独占の防止に万全を期すことが必要。

(第193回国会(常会)(平成29年1月20日～平成29年6月18日))参議院農林水産委員会の付帯決議
主要農作物種子法を廃止する法律案に対する付帯決議

主要農作物種子法は、昭和二十七年に制定されて以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的作物である主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆)の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

【略】

- 二 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。

【以下略】

- 「稲、麦類及び大豆の種子について(通知)の一部改正について」(令和3年4月1日付け2政統第2741号農林水産事務次官通知)に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保に万全を期すことが必要。

稲、麦類及び大豆の種子について(通知)

主要農作物種子法を廃止する法律(平成29年法律第20号)の施行に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので御了知願いたい。

【略】

6 稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に必要な経費

種苗法及び農業競争力強化支援法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に、地方交付税措置が講じられているため、留意されたい。

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

6 燃油、飼料、肥料の価格高騰対策の充実・強化

- (1) 「燃油価格高騰対策」については、園芸農家の安定的な経営が将来にわたり実現するように、令和5年以降も継続するとともに、対象品目にきのご類を追加するよう要望します。
- また、園芸施設については、化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指すため、高速加温型ヒートポンプなどの技術開発を早急に行うよう要望します。
- (2) 「配合飼料価格安定制度」について、畜産経営への影響を緩和する観点から、異常補填基金への積増しに加え、通常補填基金が枯渇した場合にあって、緊急的措置として通常補填基金へ積立金を国が拠出するなど、生産者への補填金が満額交付されるよう要望します。
- (3) 肥料については、原料価格が高騰している状況にあることから、燃料油価格激変緩和対策事業と同様に、肥料原料を輸入する業者に価格上昇を抑える原資を支給するなど、肥料価格の安定化に資する事業の創設を要望します。

【現状と課題】

- 現在実施されている施設園芸等燃油価格高騰対策は、事業期間が令和5年6月30日までとされているところ。
- 燃油価格は、平成28年以降、上昇傾向で令和3年は平成25年以来の高値水準となっている。今後、社会情勢等により高騰が継続することも想定されるため、将来にわたり、園芸農家の安定的な経営が実現されるよう、対策の継続が必要。

《加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移》

(円/リットル 税込)

油 種	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
A重油	103.3	86.3	62.8	70.3	81.1	87.9	83.9	74.8	105.1
灯油	104.8	88.2	63.9	75.1	85.9	91.6	89.5	77.7	107.5

※石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

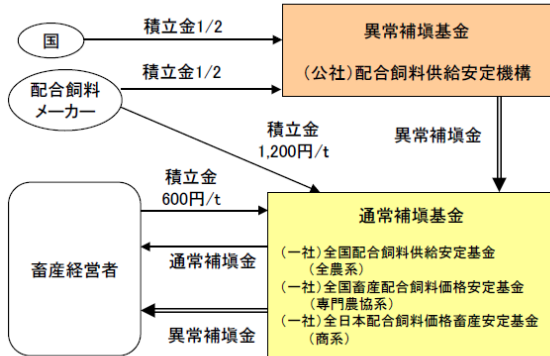
※R3年は、A重油、灯油ともに11月～2月の平均値

- きのご類は、施設園芸等燃油価格高騰対策の対象外となっているが、県内の大規模経営体を対象とした聞き取り調査によると、半数以上の経営体から、「燃油価格高騰の影響を受けており、事業活用したい。」との回答あり。
- 「みどりの食料システム戦略」において、園芸施設を2050年までに化石燃料を使用しない施設へ完全移行することを目指すとしており、その実現に向けては加温設備等の早急な技術開発が必要。
- 中山間地域が多い本県では、中小規模の施設が多いため、これらに対応した技術や設備の低コスト化が必要。

2 飼料価格対策について

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に与える影響を緩和するため、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる「通常補填」と、輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合、国と配合飼料メーカーの積立による通常補填を補完する「異常補填」の2段階の仕組みで、生産者に対し補填。

○ 制度の基本的な仕組み



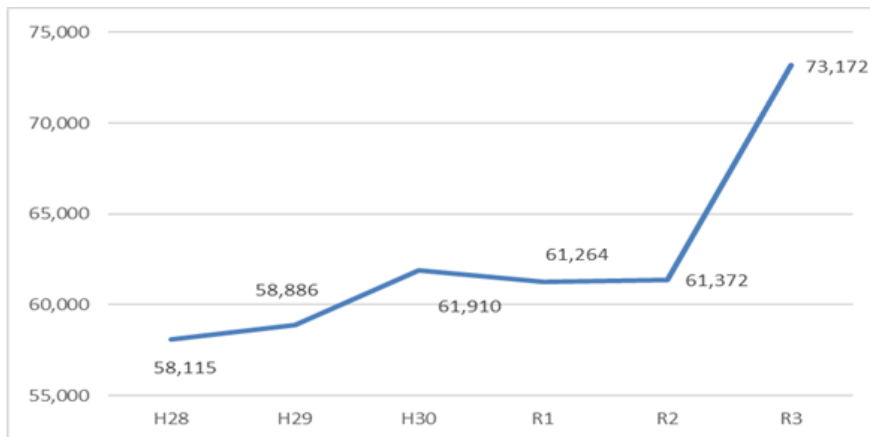
○ 発動条件等

異常補填基金 (国とメーカーが1/2ずつ拠出)	・ 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合 基金残高 (令和3年度第4四半期の支払後) 約46億円※
通常補填基金 (生産者(600円/t)と飼料メーカー(1,200円/t)が拠出)	・ 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合 基金残高 (令和3年度第4四半期の支払後) 約70億円 (異常補填基金と合わせ約115億円)

- 配合飼料価格は、平成30年の南米産のとうもろこしの作付悪化の懸念等に伴い上昇し、以降、シカゴ相場の高騰等により高止まりで推移。その後、令和2年10月以降、中国での需要の増加や海上運賃の上昇等により高騰。

《配合飼料価格の動向》

(単位：円/トン)



- 令和元年度第1四半期から令和2年度第3四半期まで、通常・異常ともに発動がなかったが、令和2年度第4四半期(R3年1月-3月)以降発動。

《配合飼料価格安定制度の補填金交付状況》

項目		令和2年度 第4四半期	令和3年度			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
配合飼料価格（円/t）		64,417	69,598	74,249	73,112	75,729
補填金合計	単価（円/t）	3,300	9,900	12,200	8,500	5,200
	交付額（億円）	176	547	661	473	286
うち 通常補填	単価（円/t）	3,300	3,999	4,934	4,372	3,451
	交付額（億円）	176	221	267	249	190
うち 異常補填	単価（円/t）	—	5,901	7,266	4,128	1,749
	交付額（億円）	—	326	394	224	96

※ 配合飼料価格は、3か月毎に単純平均したものの。

- 国では、令和3年11月時点で、異常補填基金の残高が0.6億円まで減少したことから、令和3年度補正予算において230億円、更に令和4年度予備費から435億円を積増し。

今後、補填金の交付が継続し、通常補填基金及び異常補填基金が不足した場合にあっては、生産者へ補填金が満額交付されるよう、国による異常補填基金への積増しに加え、通常補填基金に対して国の拠出等が必要。

《国内肥料価格の過去5年間の推移》

（単位：円（税込み）/20kg）

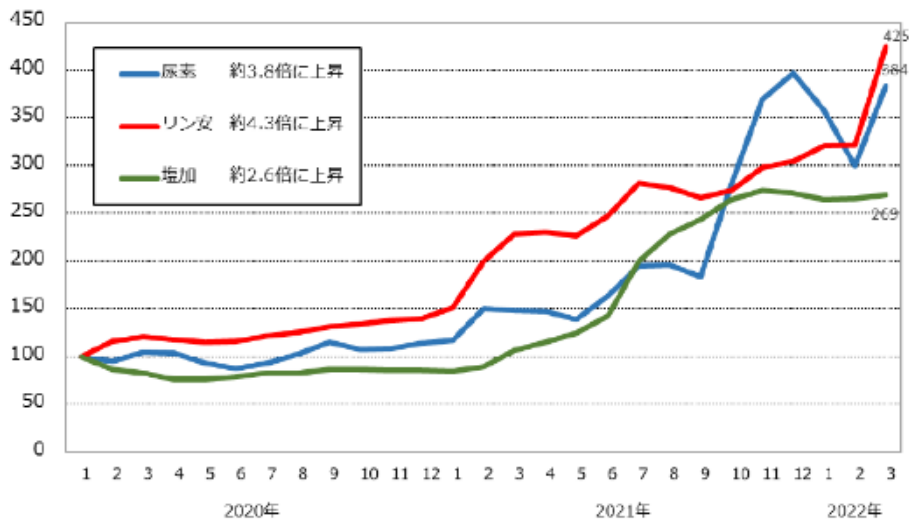
区分	H29	H30	R1	R2	R3
尿素	1,576	1,718	1,774	1,701	2,075
過りん酸石灰	1,545	1,612	1,672	1,663	1,807
塩化カリ	1,566	1,606	1,709	1,562	1,766
高度化成 ^{※2}	2,721	2,431	2,501	2,323	3,231

（出典 塩化カリ：岩手県農業普及技術課調べ、塩化カリ以外：農林水産省農業物価統計調査）

※1 価格：各年12月時点、※2 高度化成：N15%－P15%－K15

《主な肥料原料の価格推移》

指数（2020年1月を100とした場合の推移）



（令和4年3月JA全農耕種資材部提供資料）

＜燃料油価格激変緩和対策事業（経済産業省）＞

全国平均ガソリン小売価格（原則毎週水曜14時に資源エネルギー庁のHPで公表）が172円程度よりも上がらないように、石油元売・輸入事業者へ価格上昇を抑える原資を支給することにより、ガソリンなどの卸価格の上昇を抑え、小売価格の急騰を抑えるもの



（経済産業省資源エネルギー庁HP）

【県担当部局】農林水産部 農業普及技術課、農産園芸課、畜産課、林業振興課

《 要 望 事 項 》

7 畜産業の体質強化に向けた予算の確保

(1) 畜産経営の施設整備等に係る予算の確保

畜産経営の規模拡大やスマート農業技術の導入等による収益力の強化に向け、「草地畜産基盤整備事業」及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(2) 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る支援の充実

繁殖雌牛の増頭を図り、子牛の生産拡大により経営の安定につなげていくため、「肉用牛経営安定対策補完事業」及び「生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(3) 乳用牛の増頭等に係る支援の充実

酪農の生産基盤の強化を図るため、「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 畜産経営の施設整備等に係る予算の確保

- 「草地畜産基盤整備事業」は、草地整備と施設整備を一体的に進めることが可能な事業であり、本県の畜産基盤の強化を図るためには重要な事業。
- 令和5年度は、個別経営体のほか、公共牧場での草地整備及び施設整備の要望があり、補助金ベースで約2億円。
1地区は、概ね5か年で完了することとなっており、計画的な事業の執行に向け、要望額に応じた予算の確保が必要。

【岩手県の草地畜産基盤整備事業の要望額と配分額】

（単位：千円）

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
要望額 A	448,900	438,827	310,533	305,472	210,402	190,817
配分額 B	293,090	438,827	310,533	305,472	210,402	-
配分率 (B/A)	65%	100%	100%	100%	100%	-
国の予算額	2,791,057	2,824,549	2,934,689	2,947,380	3,099,782	-

- 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、事業の継続実施が不透明な中、本県での令和5年度の施設整備の要望は、補助金ベースで約18億円（11経営体）。
- こうしたことから、畜産の生産基盤の強化を図るため、事業の継続と十分な予算の確保が必要。

【岩手県の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」の要望額と配分額】 (単位：千円)

国の予算区分	H29年度 補正	H30年度 補正	R1年度 補正	R2年度 補正	R3年度 補正要望	R5年度 要望
施設整備要望額 A	1,616,815	1,766,451	1,079,344	1,049,439	-	1,830,170
配分額 B	1,616,815	1,766,451	1,079,344	1,049,439	-	-
配分率(B/A)	100%	100%	100%	100%	-	-
機械導入要望額 C	565,300	279,113	195,768	211,292	-	-
配分額 D	390,594	275,229	195,768	207,145	-	-
配分率(D/C)	69%	99%	100%	98%	-	-
国の予算額	66,549,000	65,000,000	63,697,000	61,327,000	61,700,000	-

2 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る予算の確保

- 本県の肉用牛は、飼養頭数、産出額において、全国トップクラスの地位にあるものの、一戸当たりの経営規模が小さく、生産コストも高いことから、経営体質の強化に向けて、規模の拡大や生産性の向上を進めることが必要。

(1) 肉用牛経営安定対策補完事業

- 本県では、「肉用牛経営安定対策補完事業」により、令和元年度まで、毎年400頭以上の繁殖雌牛の導入が行われてきたところ。

また、令和3年度では、「生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）」と合わせて755頭（補完事業：164頭、加速化事業：591頭）が導入され、和牛農家の規模拡大が進んできており、引き続き、十分な予算の確保が必要。

【岩手県の「肉用牛経営安定対策補完事業」実績】 (単位：頭)

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
中核	359	378	288	267	110	79
優繁	252	180	177	141	56	73
多様性	-	-	44	24	15	12

※ 一般社団法人岩手県畜産協会 事業実績報告書

- ①中核：優良な繁殖雌牛の増頭による中核的経営体の育成支援：増頭奨励金単価 8～10万円/頭
- ②優繁：地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入支援：導入奨励金単価 4～5万円/頭
- ③多様性：遺伝的多様性に配慮した血統の繁殖雌牛の導入支援：導入奨励金単価 6～9万円/頭

(2) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

- 本県の「生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）」の令和3年度導入実績は、591頭。
- 繁殖基盤の強化のため、事業の継続と十分な予算の確保が必要。

【生産基盤拡大加速化事業導入実績】

項目	R2	R3
戸数	264	200
頭数	647	591

3 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）の予算の確保等

- 本県の酪農は、飼養頭数、産出額において、全国トップクラスの地位にあるものの、一戸当たりの経営規模が小さく、生産コストも高いことから、経営体質の強化に向けて、規模の拡大や生産性の向上を進めることが必要。

- 本県の「生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）」の令和3年度導入実績は、47頭となる見込み。

- 生乳の需給緩和の影響から、令和3年度補正予算では措置されなかったところであるが、酪農生産基盤の強化のため、事業の継続と十分な予算の確保が必要。

【県担当部局】 農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

8 豚熱等への万全な対応

(1) 豚熱の感染拡大防止対策の徹底

豚熱の発生原因と感染経路を早期に究明するとともに、農場への重要な感染源となり得る野生いのししの豚熱検査及び捕獲の強化、養豚農場の豚に接種する豚熱ワクチンの十分な量の確保など、本病の感染拡大防止対策を徹底するよう要望します。

(2) 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

豚熱ウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化するよう要望します。

(3) 豚熱ワクチン接種による風評被害への万全な対応

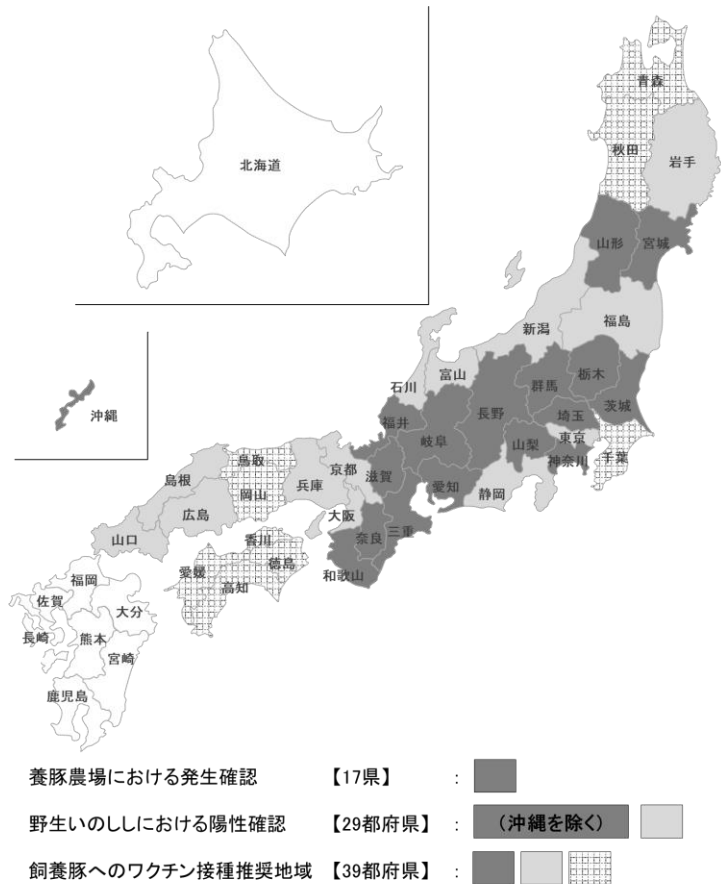
豚熱ワクチンの接種による風評被害が生じないように、消費者・事業者等に対し、豚熱ワクチンの接種に関する正確な情報の周知を徹底するなど、引き続き、万全の対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 豚熱の感染拡大防止対策の徹底

- 豚熱は、平成 30 年 9 月以降、17 県で 81 例の発生が確認されるとともに、29 都府県で野生いのししへの感染が確認されている。
(令和 4 年 5 月 20 日現在)

- ワクチン接種開始時、国では 150 万頭分の豚熱ワクチンを備蓄していたが不足。
令和 2 年 3 月末までに 500 万頭分が増産されたが、接種対象地域の拡大及び継続的なワクチン接種のため、更なる増産が必要。



豚熱の発生状況等（令和 4 年 5 月 20 日現在）

2 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

- 本県では、中国及び台湾からの国際定期便が就航しており、旅行客の携行品等を介した越境性動物疾病の侵入が懸念されていることから、空港において、国と連携し、国外からの豚肉製品の持込検査や靴底消毒の徹底などの水際対策を実施。
- 豚熱ウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化することが必要。

【いわて花巻空港における水際対策】

1 国（農林水産省・動物検疫所）の対応（税関とも連携）

- ① 豚肉製品等（肉類、ソーセージ、ハム等の肉製品）の持込検査
口頭質問等により豚肉製品所持の有無を確認。持込みがあった場合には回収・廃棄。
- ② 入国者（国際線利用客）の靴底消毒（消毒マット設置）
- ③ 豚肉製品等持込防止のポスター等の空港内での掲示（英語、中国語等）

2 県の対応

- ① 動物検疫広報キャンペーンの開催（令和元年7月17日）
動物検疫所、岩手県養豚振興会及び岩手県との共催により、海外渡航客を対象に、豚肉製品等の持込防止を周知徹底。
- ② 繁忙期における国内線利用客の靴底消毒（消毒マット設置）
旅客の動きが活発となるお盆期間等において国内線利用客を対象に実施。
- ③ 豚肉製品等持込防止のリーフレット等の空港内での掲示（英語、中国語等）

【釜石港における水際対策】

国（農林水産省・動物検疫所）が指定検疫物等の検査を実施

3 豚熱ワクチン接種による風評被害への万全な対応

- 現時点で、豚熱ワクチン接種に伴う価格下落等の風評被害は発生していないが、引き続き、消費者・事業者等に対し、豚熱は人に感染しないこと等の正しい知識の啓発を行うことが必要。

【県担当部局】農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

9 農業委員会の活動等に対する予算措置の拡充

- (1) 農地利用最適化推進委員等による人・農地プランの実践の促進など、農地利用の最適化推進活動のよりの確かつ効果的な実施に向け、委員等の資質向上及び活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) また、人・農地プランの実践に向けた農業委員会の活動の充実には、農業委員会ネットワーク機構が担う農業委員会間の連絡調整や推進委員等の研修、農地に関する情報の収集・整理・提供などの役割が一層重要となっていることから、その活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正農業委員会法により全市町村が新体制に移行し、農業委員・農地利用最適化推進委員の総数が 123 人（16%）増加。

新体制移行の状況	(移行前)	(移行後 R3.10.1 現在)			増員数 ②-①
	農業委員定数 ①	農業委員	最適化推進 委員	計 ②	
計	782 人	423 人	482 人	905 人	123 人

- 農地中間管理事業法の一部改正により、人・農地プランの実質化や実践に向けた地域協議等における農業委員・農地利用最適化推進委員の役割が明確化され、また、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業委員会が中心となって将来の農地利用の姿を示した目標地図（素案）を作成するなど、農業委員会の役割が一層重要となっており、農地利用の最適化推進活動などの成果を上げるためには、委員等の資質向上に必要な研修活動等の予算を十分に措置することが必要。

・機構集積支援事業の予算措置状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A: 要望額(千円)	75,115	64,710	72,071	66,932
B: 割当額(千円)	52,091	48,268	58,372	37,942
B/A	69.3%	74.6%	81.0%	56.7%

- 法律に規定される業務のうち、特に、農地利用の最適化活動を行う農業委員会へのサポート業務を農業委員会ネットワーク機構が的確に実施するためには、必要な予算を十分に措置することが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

10 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する短期運転資金である農業経営改善促進資金について、地域のニーズに対応するため、十分な貸付枠の配分を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 農業経営改善促進資金は、農業者が必要とする種苗代、農薬代等経営に必要な短期運転資金であり、地域のニーズが高い。
- 国の配分額が、本県からの要望額より大幅に低いため、融資機関の要望に応えられない状況。

【県の貸付目標予定額に対する国の貸付け目標額（内示額）】 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県貸付目標予定額	3,138	3,138	3,138	3,138
国貸付目標額（内示額）	2,100	1,800	1,800	1,805.7
融資実績	3,141	3,234	3,466	—

- 国から示された貸付枠の配分では、融資機関等の地域ニーズに対応できない状況にあることから、十分な貸付枠の配分（内示）が必要。

【県担当部局】 農林水産部 団体指導課

《 要 望 事 項 》

11 森林整備促進のための予算の確保

地球温暖化防止に貢献し、低炭素社会の実現に不可欠な森林を「緑の社会資本」として整備していくため、「森林整備事業」に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、持続可能な森林経営に不可欠な再生林を強力に推進するため、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（資源高度利用型施業）」を継続し、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 令和3年度の「森林整備事業」の予算割当は、本県要望額のとおりであったものの、令和4年度は約8割であった。

計画的な森林整備の促進や、路網の整備、再生林の一層の推進を図るため、「森林整備事業」の予算を常に十分に確保することが必要。

〔森林整備事業の当初予算配分状況〕（国費ベース、単位：千円）

区分	令和3年度			令和4年度		
	補正※1	当初	計	補正※1	当初	計
要望額	319,710	394,557	714,267	372,441	758,712	1,131,153
配分額	319,710	394,557	714,267	331,212	583,437	914,649
配分率	100%	100%	100%	89%	77%	81%

※1 「補正」は、前年度に国で予算措置された経済対策分

- 生産基盤強化区域内で行う集材及びそれと連携して人工造林等の支援を行う「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（資源高度利用型施業）」は、森林整備の効率的な実施のために有効であることから、継続した支援が必要。

〔林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の当初予算配分状況〕（国費ベース、単位：千円）

区 分	令和3年度	令和4年度
要望額	547,225	756,399
配分額	318,522	406,627
配分率	58%	54%

《スギ人工林（50年生で主伐）の経営収支》

項 目	金 額
A 植栽・保育に要する経費	276万円/ha
B 伐採収入（立木価格） ※1	91万円/ha
C=収支（B-A） ※2	▲185万円/ha

（令和2年度森林・林業白書から抜粋）

※1 スギ（山元立木）価格 S55:22,707円/m³ → R2:2,900円/m³（ピーク時の12.8%）

※2 補助金は含まない。

《 要 望 事 項 》

12 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金予算の確保

搬出間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援する「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県では、これまで「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」等の国庫補助事業を活用し、コンテナ苗生産基盤施設の整備、搬出間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援。
- これにより、コンテナ苗の生産施設が整備され、コンテナ苗の供給が進むとともに再造林面積が着実に増加しているほか、高性能林業機械の導入数（累計）も令和元年度末で380台と年々増加し、令和2年次の素材生産量は135.5万m³と震災前の水準を上回るなど、効果を上げているところ。
- 引き続き、木材の需要拡大や安定供給体制の構築を図り、本県林業・木材産業の成長産業化を実現していくため、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」を活用し、川上から川下までの取組を総合的に支援していくことが必要。

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 当初予算配分状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要望額	429,649 千円	547,225 千円	756,399 千円
配分額	209,948 千円	318,522 千円	406,627 千円
配分率	49%	58%	54%

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課

《 要 望 事 項 》

13 広葉樹林業の振興

- (1) 豊富な広葉樹資源を有する本県において、林業成長産業化の実現に重要な役割を果たす広葉樹林業の振興を図るため、生産・加工体制を整備する取組を支援するよう要望します。
- (2) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、被害地周辺での予防を目的とした伐採を支援する事業の創設を要望します。

【現状と課題】

1 広葉樹林業に対する支援

- 広葉樹は、県内の私有林面積の約5割、県全体の素材生産量の約2割を占める本県林業に欠かすことのできない森林資源。
- 広葉樹の用途は、製紙用チップが大半であるものの、ミズナラの大径材など良質なものは家具やフローリング等に使用されるほか、コナラは国内最大の生産を誇る木炭やしいたけの原木などに活用。
- 広葉樹伐採に必要な技術を持つ林業従事者の減少や広葉樹チップ価格の低迷などにより、生産量が伸び悩んでおり、広葉樹生産の効率化や高付加価値化に向けた取組が必要。
- 一方、林業機械や木材加工施設に対する既存の補助事業は、針葉樹材の生産を想定した生産量の増加や生産性の向上等の目標設定を要件としており、広葉樹材の生産を対象とすることが困難な状況。
- 豊富な広葉樹資源を有効に活用する生産・加工体制の整備に向け、広葉樹材に特化した目標設定を可能とするなど、補助要件の緩和を要望。

【岩手県における広葉樹素材生産量】

単位：千m³

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
素材生産量	311	302	281	276	281	243

2 ナラ枯れ対策

- 本県のナラ枯れ被害は、平成22年度に県南部で初めて確認されて以降急速に拡大し、令和3年度には18市町村で被害が確認されており、薬剤による駆除を進めているが、被害の拡大を抑止できない状況。
- 広葉樹の伐採については、「森林環境保全直接支援事業」の更新伐により実施してきたが、森林経営計画の策定地内で伐採量の上限設定があるなど、活用に制約がある。
- このため、被害地域周辺での予防を目的とした伐採を促進し、ナラ枯れ被害に強い若い森林への更新を図る必要があることから、これに対応できる事業の創設を要望。

【岩手県民有林におけるナラ枯れ被害量】

単位：m³

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (速報値)
被害量	—	6	—	758	913	1,692	3,726	6,231	2,145	2,854	5,021	4,503

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、森林整備課

《 要 望 事 項 》

14 木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電併給などのエネルギー変換効率の高い設備の整備、チップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備、「地域内エコシステム」の構築に向けた地域の体制づくりなど、木質バイオマスエネルギー利用の促進を図るための支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 木質バイオマスエネルギーの活用を通じた二酸化炭素排出量の削減には、熱電併給などのエネルギー変換効率を高めた設備の導入や、民間事業者等が実施する取組への補助率の引上げなど、支援の拡充が必要。
- 県内では、熱電併給システムによる発電と熱供給を行う取組が進んでいるほか、小規模なものを含め新たな木質バイオマス発電施設の整備に向けた動きもあり、今後も木質燃料需要の増加が見込まれることから、加工施設の整備等による燃料の安定供給体制の構築に向けた取組が必要。
- さらに、森林資源を地域内で持続的に循環利用する「地域内エコシステム」の構築に向けた体制づくりや技術開発の取組を促進していくため、引き続き、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策林業成長産業化総合対策など国の総合的な支援が必要。

木質バイオマスを活用した熱電併給設備導入状況(2件)

地域名	導入年度	事業者	内 容
紫波町 花巻市	令和3年度	紫波グリーン エネルギー(株)	・東北電力へ売電 ・介護保険施設への熱供給

地域内エコシステム構築事業実施状況

地域名	令和3年度	令和4年度(実施予定)
花巻市 (R1～)	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト材料活用による既存施設へのチップ供給の実施 ・木質バイオマス利用拡大に向けた地域内での新規需要先調査の実施 ・地域内の森林整備事業体との連携による伐採跡地の林地残材の燃料材利用に向けた実証 	<ul style="list-style-type: none"> ・林地残材の安定的な活用に向けた森林整備事業体との連携の継続 ・既存施設への安定的なチップ供給に向けたチップ供給ヤードの運用体制の確立 ・国庫補助事業の活用によるチップボイラーの導入
一戸町 (R3～)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内施設へのチップボイラー導入に向け、燃料費比較のためのシミュレーションの実施 ・既存施設へのチップ供給や、熱電併給システムによる発電と熱供給等を行うバイオマスセンターの設置に向けた検討の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備時のイニシャルコストやランニングコスト、収益率の試算等、事業性の詳細検討を実施 ・将来的なバイオマスボイラーの運用に向け、町内の熱利用施設と意見交換を実施

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

15 非住宅建築物における木材の利用促進

林業成長産業化の実現に必要な木材の利用を促進するため、民間施設も対象とした木造・内装木質化の助成制度の拡充、J A S 認証の取得支援、専門知識を有する建築士の育成など、総合的な施策を強化するよう要望します。

【現状と課題】

- 人口減少が進む中、住宅着工戸数の減少が見込まれており、木材需要の拡大に向けては、非住宅建築物において、新たな木材需要の創出が必要。
- 非住宅建築物における木材利用を促進するためには、民間商業施設等の木造化や内装の木質化への助成とともに、J A S 構造材やC L Tの活用促進、J A S 認証の取得・維持への支援、木構造に精通した建築士等の育成が重要。
- 本県では、岩手県県産木材等利用促進基本計画に掲げる県産木材等の利用推進機関として、「いわて県産木材等利用推進協議会」を令和2年7月に設置し、あらゆる主体が一体となって県産木材の利用の促進を図ることとしており、こうした木材利用促進に資する総合的な施策の強化が必要。

【岩手県の新設住宅着工戸数】

単位：戸

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
着工戸数	8,226	7,809	8,365	8,460	5,956	6,609
うち木造	6,562	6,544	7,033	6,694	5,219	5,757

【岩手県のJ A S 認定製材工場の状況】令和元年度末現在

製材工場数	121 工場
うちJ A S 認定工場数	23 工場

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

30 野生鳥獣対策の継続・拡充

野生鳥獣による農林業被害とともに、ニホンジカによる高山植物の食害により、植生変化など生態系への影響が懸念されています。

県内のニホンジカからは、基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による捕獲数が減少しているため、ニホンジカの個体数を調整する対策として狩猟期間の延長などに取り組んでいますが、これらの対策だけでは、個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標を達成できていない状況です。

また、近年、生息域が拡大しているイノシシについて、捕獲数及び農作物被害が増加傾向にあり、豚熱等の防疫対策を徹底する上でも、対策の拡充・強化が必要となっています。

このため、ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策の強化について、国における支援の継続・拡充を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及、捕獲個体の処理の効率化など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図るよう要望します。

併せて、ツキノワグマやニホンザル等の指定管理鳥獣以外の鳥獣について、被害防止に向けた生息数調査等のモニタリングを実施するために必要な財政措置を講じるよう要望します。

2 鳥獣被害防止対策の拡充

「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われているため、食用を目的とした狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の確保

狩猟者に占める高齢者の割合が高く、個体数管理に必要な捕獲の担い手の確保が困難な状況。

③ 大量捕獲技術の開発・普及

狩猟者に占める高齢者の割合が高い状況を考慮した効果的な捕獲技術の開発・普及が必要。

④ 捕獲個体の処理の効率化

ニホンジカの捕獲数の増加に伴い、捕獲個体の処理に係る捕獲従事者の負担が増大し、捕獲効率が低下している状況。

⑤ モニタリングを実施するために必要な財政措置

ツキノワグマやニホンザル等、指定管理鳥獣以外の鳥獣による被害も問題となっており、被害防止対策を講じるにあたっての適切なモニタリングが必要。

《ニホンジカ捕獲数の推移》 (単位：頭)

	22年度	30年度	元年度	2年度
狩猟	1,797	544	757	903
個体数管理	—	4,595	8,869	8,302
有害捕獲	376	7,399	4,794	11,526
計	2,173	12,538	14,420	20,731

《イノシシ捕獲数の推移》 (単位：頭)

	22年度	30年度	元年度	2年度
狩猟	0	10	11	27
個体数管理	—	133	145	213
有害捕獲	0	100	190	422
計	0	243	346	662

《ツキノワグマ捕獲数の推移》 (単位：頭)

	22年度	30年度	元年度	2年度
狩猟	51	80	62	96
春季捕獲	—	11	12	19
有害捕獲	161	243	352	440
計	212	334	426	555

《県内狩猟免許所持者数の推移》

	22年度	30年度	元年度	2年度
狩猟免許所持者数	2,793人	3,151人	3,268人	3,558人
うち60歳以上	62%	60%	61%	59%
うち第一種銃猟	2,254人	1,788人	1,812人	1,873人

2 鳥獣被害防止対策の拡充

- ① ニホンジカによる被害は年々減少しているものの、依然として全体被害額の過半を占めている状況。イノシシによる被害は年々増加傾向。

《野生鳥獣による農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

	30年度	元年度	2年度
①農作物被害額	373	402	421
②うちニホンジカによる被害額	188	212	227
②/①	51%	53%	54%
③うちイノシシによる被害額	15	18	28
③/①	4%	5%	7%

- ② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価を引き上げることが必要。

《捕獲費用と支援単価》

(単位：円/頭)

①捕獲に要する費用*	②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(上限単価)	差額(②-①)
17,990	8,000	△9,990

※指定管理鳥獣捕獲等事業の支払単価

《捕獲費用(内訳)》

(単位：円/頭)

労賃		猟具、事業管理費等	計
捕獲労賃	個体処理労賃		
14,888	1,398	1,704	17,990

- ③ 鳥獣被害防止総合対策交付金の岩手県への交付額は8割程度の状況。

《鳥獣被害防止総合対策交付金等の本県に対する予算措置状況》

(単位：千円)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度
要望額①	201,945	177,613	227,528	280,495
交付額②	173,343	131,734	178,604	224,225
充足率②/①	86%	74%	79%	80%

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課

31 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」の実現に向け、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農山漁村地域整備交付金の予算措置

「強い農林水産業」の実現に向け、遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を推進するため、農山漁村地域整備計画の着実な実施が図られるよう、「農山漁村地域整備交付金」について、引き続き必要な予算の措置を要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省所管の令和4年度公共事業全体予算は、対前年度比99.8%(6,783億円/6,797億円)、「農山漁村地域整備交付金」は、97.1%(784億円/807億円)となっている。

《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

事 項	R1		R2		R3		R4	
	当初	+H30 補正	当初	+R1 補正	当初	+R2 補正	当初	+R3 補正
農業農村整備	3,771	5,184	3,775	5,241	3,333	5,188	3,322	5,154
林野公共	2,269	2,646	2,198	2,589	1,868	2,825	1,869	2,636
水産基盤整備	900	1,139	784	974	726	1,006	727	997
海岸	53	61	52	57	63	70	81	92
農山漁村地域整備交付金	977	1,027	985	1,057	807	807	784	784
一般公共事業費計	7,970	10,057	7,793	9,917	6,797	9,896	6,783	9,663

- 本県農林水産分野予算における「農山漁村地域整備交付金」は重要な財源であるが、第3期農山漁村地域整備計画期間(R2~R6)における本県への国費配分額は、令和3年度までの実績が205億円で、計画の679億円に対する進捗率は29.8%である。

《第3期農山漁村地域整備計画(R2~R6)に対する配分状況(国費ベース)》

上段：各年度国費
下段：(累計国費)
(単位：百万円)

項 目	R2	R3	R4	R5	R6	計
農山漁村地域整備計画	2,781 (43,005)	2,970 (45,975)	5,693 (51,668)	9,455 (61,123)	7,759 (68,882)	68,882 (68,882)
国庫配分額	2,629 (17,590)	2,916 (20,506)	2,947 (23,453)	—	—	—
充足率	94.5%	98.2%	51.8%	—	—	—
進捗率 (配分累計/全体計画額)	実績 (計画) 25.5% (62.4%)	29.8% (66.7%)	34.0% (75.0%)	—	—	(100.0%) (100.0%)

【県担当部局】農林水産部 農村建設課、畜産課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 農業農村整備事業関係予算の確保等

農業競争力強化のための水田の大区画化・汎用化、農業用ため池の防災・減災対策等を計画的に推進するため、引き続き、農業農村整備事業関係予算及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく予算を、安定的かつ十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の水田整備率が東北で最も低位という背景もあり、米の生産コストの低減や地域の高収益農業の実現に向けたほ場整備の要望地区が増加傾向にある。また、継続地区では事業の実施期間が延伸している状況。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行等、地域からの整備要望に応じていくためには、予算の安定的かつ十分な措置が必要。

《東北における本県の水田整備等の状況（H30年度）》

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	東北平均	出典
水田整備率(%)	52.8	66.9	69.0	68.3	77.3	72.9	67.9	農林水産省データ

《ほ場整備事業新規採択希望地区数の推移》

	A H27～30年度 (年平均)	B R1～R4年度 (年平均)	B/A
地区数	23地区(6地区)	36地区(9地区)	1.5倍

《事業の実施期間の延伸状況》

	標準工期(計画) A	事業期間(実績) [※] B	B/A
年数	6年	9年	1.5倍

※ 過去5か年(H29～R3)に完了した経営体育成基盤整備事業実施地区の平均事業期間

- 本県の防災重点農業用ため池は、881か所となっており、計画的にハザードマップ作成などのソフト対策や耐震・豪雨のハード対策を進めていくためには、令和2年度に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、予算の安定的かつ十分な措置と地方財政措置の充実が引き続き必要。

《岩手県の防災重点農業用ため池の防災・減災対策の状況》

(単位：か所)

項 目	全体 ^{※1}	R3まで	R4	R5以降
ハザードマップの作成	867	376	40	451
地震耐性評価	867	113	16	738
地震・豪雨対策等工事着手 ^{※2}	867	12	1	854の内数

※1 「全体」の867は、廃止予定のため池を除いた数

※2 地震・豪雨対策等工事着手数のR5以降は、今後の地震耐性評価の結果を踏まえ決定

《 要 望 事 項 》

3 国営土地改良事業の着実な推進

(1) 国営土地改良事業実施地区の予算確保

国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、必要な予算を措置するとともに、一層の工事コスト縮減に努めながら事業を実施するよう要望します。

(2) 「山王海三期（山王海葛丸）地区」の着実な事業の推進

施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「山王海三期（山王海葛丸）地区」について、事業効果の早期発現に向け、着実に事業を推進するよう要望します。

(3) 小水力発電施設整備の推進

国営事業に計画されている小水力発電施設について、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、早期供用開始に向けた整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 国営土地改良事業実施地区の予算確保

- 現在、本県で6地区の国営土地改良事業を実施しているが、事業内容は前歴事業で整備した老朽化している施設の更新・整備。
- 国営土地改良事業地区では、老朽化施設の更新・整備の遅れにより用水確保に支障を来たした場合、地域農業に与える影響が大きいことから、事業効果の早期発現に向け、必要な予算の確保が必要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》

事業名	地区名	工期	事業費（百万円）					
			全体	R3 迄	R4			R5 以降
					要求	割当	充足率	
国営かんがい排水	わがちゅうおう和賀中央	H25～R6	29,968	21,597	3,200	2,830	88.4%	5,541
〃	いわてさんろく岩手山麓	H26～R9	21,824	14,039	2,168	1,820	83.9%	5,965
〃	とよさわがわ豊沢川	H27～R7	8,026	4,222	699	620	88.7%	3,184
国営施設応急対策	す かわ 須 川	H28～R4	4,695	3,574	800	800	100.0%	321
〃	もりおかなんぶ盛岡南部	H30～R7	4,420	1,778	607	383	63.1%	2,259
〃	しげいしがわんがが 栗石川沿岸	R1～R6	1,645	489	338	290	85.8%	866
計	6地区		70,578	45,699	7,812	6,743	86.3%	18,136

2 「山王海三期（山王海葛丸）地区」の着実な事業の推進

平成30年度に調査着手した山王海三期（山王海葛丸）地区では、前歴事業（「国営山王海土地改良事業」（S54～H3）、「国営山王海（二期）土地改良事業」（H2～H16））で整備対象外とした施設を中心に著しい経年劣化が見られ、農業用水の安定供給が懸念される状況となっており、事業効果の早期発現が必要。

《地区の概要》

地区名	関係市町村	関係土地改良区	予定事業量	調査期間	備考
さんのうかいさんき 山王海三期 さんのうかいぐまる (山王海葛丸)	花巻市 紫波町 矢巾町	山王海 土地改良区	水管理設備の更新 土木構造物の補修 ゲート設備の更新 パイプラインの補修 小水力発電設備の新設	H30～R4 (R5 全体実 施設計)	(水管理設備)耐用年 数超過 (頭首工)コンクリー ト剥離、ゲート劣化 (パイプライン)漏水

3 小水力発電施設整備の推進

現在実施中の和賀中央地区及び豊沢川地区において、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、小水力発電施設の整備が計画されているところ。

これら2地区の小水力発電施設について、国営事業の工期内に売電開始できるように整備を推進することが必要。

《地区の状況》

- 平成28年5月、送電線の空き容量の不足から、東北電力では北東北3県全域で、小水力発電施設で発電した電力の受入れを制限。
- 平成28年10月、北東北3県で送電線等の増強工事費の共同負担者を募る手続き「電源接続案件募集プロセス」が開始され、東北農政局ではこれに応募。
以降、「募集プロセス」の手続きが進められ、平成30年11月、東北農政局が優先的に系統連系できる者に決定。令和2年1月に募集プロセスが部分完了。
- 今後、東北電力において送電線増強工事が実施され、令和5年度頃に、年間可能発電電力量の一部の受入れを開始するとしており、受入開始に間に合うように小水力発電施設の整備を推進することが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

4 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 分収方式により造林を推進してきた県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、任意繰上償還及び低金利な資金への借換えを可能とする措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の経営改善を図るため、分収方式による県営林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は、平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、平成 20 年度以降は措置されていない。
日本政策金融公庫からの本県の起債は、元金 502 億円、利息 166 億円、合計 668 億円（令和 4 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち、利率 6.5% を最高に 3.5% 以上の高金利の元金が 173 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫している。
- 平成 18 年度からは、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても、平成 21 年度から同様の措置がなされている。
一方、林業公社事業と両輪で森林の造成を進め、長伐期施業に取り組んできた県営林事業分の起債 355 億円に係る年間利子相当額 9.3 億円については、特別交付税措置の対象となっておらず、林業公社事業と同様に利子相当額について、特別交付税措置の対象とするよう要望するもの。

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課

《 要 望 事 項 》

5 松くい虫等被害対策予算の充実及び拡充

松くい虫やナラ枯れ対策として、必要な予算を十分に措置するとともに、新たな感染源となり得る雪害木や風倒木、被圧木などの整理と、ライフラインや景観に影響を及ぼすおそれのある枯死経過木の整理を行う事業の創設を要望します。

【現状と課題】

- 近年、ナラ枯れ被害の拡大とともに防除事業費が増加しており、先端地域で増加する傾向にある松くい虫防除対策に十分な予算が措置できない状況となっている。本県の県木であり、針葉樹資源の約4割を占める「南部アカマツ」を守り、効果的な防除を実施するためには、「森林病虫害等防除事業」の予算を十分に確保することが必要。
- 松くい虫やナラ枯れ被害対策として、雪害木や風倒木、被圧木などの新たな感染源を適切に整理する必要があるが、既存事業では条件があり活用が限定的。
- 林内に放置された枯死経過木は、倒伏による道路や電線の寸断等、ライフラインに被害を与えるおそれがあるほか、周辺の景観を損ねていることから、枯死経過木の整理を行う事業が必要。
- 自治体の財政力の差によって被害対策が遅滞しないよう、市町村及び県の経費負担を伴わない事業が必要。

【森林病虫害等防除事業の予算配分状況（国費ベース）】

区分	R2	R3	R4
要望額（千円）	85,094	85,098	89,372
配分額（千円）	67,597	64,433	65,000
配分率（%）	79	76	73

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

6 「漁港機能増進事業」の予算確保及び財政措置の充実

地域の実情に応じた漁港施設の小規模改良等の整備を推進するため、「漁港機能増進事業」の予算を十分に確保するとともに、市町村が事業主体となって行う事業の地方負担について、公共事業等債と同等の財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波で被災した漁港の復旧・復興事業は概ね完了し、県管理及び市町村管理漁港において、漁業者の減少や高齢化に対応した小規模改良等の整備要望が増えてきており、計画的な事業実施のためには、予算を十分に確保することが必要。

《整備要望（国費ベース）》

（金額単位：百万円）

事業主体	実績		整備要望	
	R3	R4	R5	R6
県	5	7	36	15
市町村	10	0	5	43
計	15	7	41	58

《国当初予算の推移（国費ベース）》

（単位：百万円）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
当初予算額	1,000	2,594	2,594	1,000	800	645

- 市町村が事業主体となって行う事業の地方負担については、公共事業等債の適用となっていない状況。
- このため、計画的に事業が推進できるよう、地方負担の軽減に向けた財政支援が必要。

《参考：現行の地方財政措置》

事業主体	対象となる事業債	備考
県	公共事業等債	充当率 90%、交付税措置あり
市町村	一般補助施設整備等事業債	充当率 75%、交付税措置なし

【県担当部局】農林水産部 漁港漁村課

32 公共事業予算の安定的・持続的な確保

人口減少や巨大災害の発生などの課題に対し、生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化に資する社会資本の整備を推進するとともに、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望します。

また、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう要望します。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進

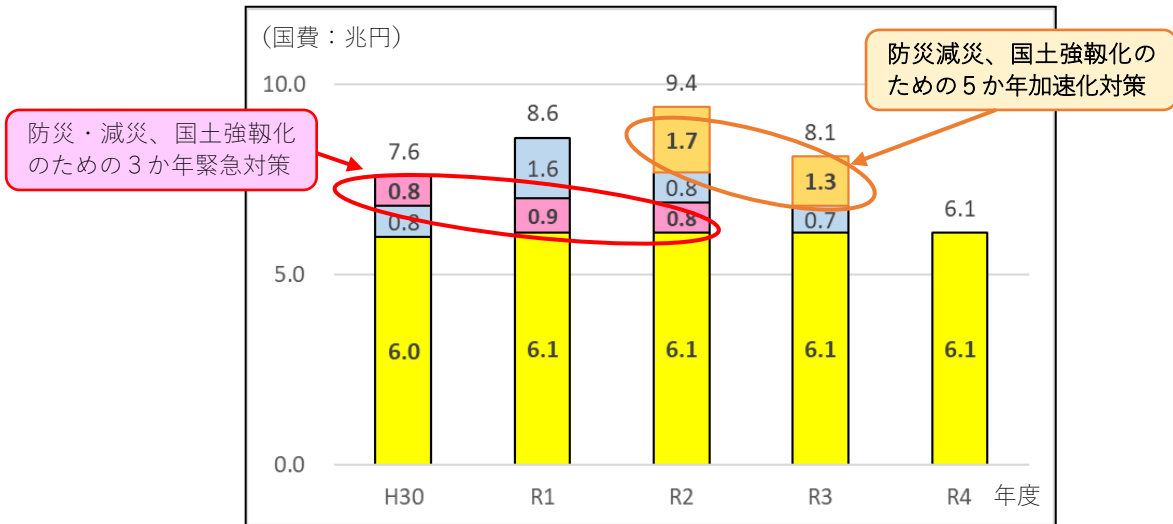
近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策、インフラの老朽化対策、防雪及び凍雪害の対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要な予算を当初予算において別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望します。

また、期間終了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 人口減少や巨大災害の発生などの課題に対し、地域の活性化に資する社会資本の整備や防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化の取組を着実に推進するためには、公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）では、令和3年度から7年度までの5年間、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、重点的かつ集中的に対策を講じることとされた。
- 近年、国の公共事業関係費は6兆円程度で推移しており、令和元年度と令和2年度当初予算では、3か年緊急対策の措置として、0.8億円から0.9億円程度が上積みされた。5か年加速化対策は、国土強靱化の更なる加速化・深化を図るため補正予算で措置された。

《国の公共事業関係費（当初予算）の推移》



出典：国土交通省 公共事業関係費（政府全体）の推移

- 5か年加速化対策の予算は、5年間の事業規模で概ね約15兆円（うち国費約7兆円台半ば）を目途としており、約2年間で事業規模約6.8兆円（うち国費約3.5兆円）となっている。

《5か年加速化対策の進捗状況》

	事業規模の目途 〈閣議決定時〉	〈初年度分〉		〈令和3年度補正等分〉		累計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	おおむね15兆円程度 (うち国費はおおむね7兆円台半ば)	約4.2兆円	約2.0兆円 [約1.7兆円]	約2.6兆円	約1.5兆円 [約1.3兆円]	事業規模 約6.8兆円 (うち国費 約3.5兆円)

(注) 事業規模には財政投融资によるものも含まれる。

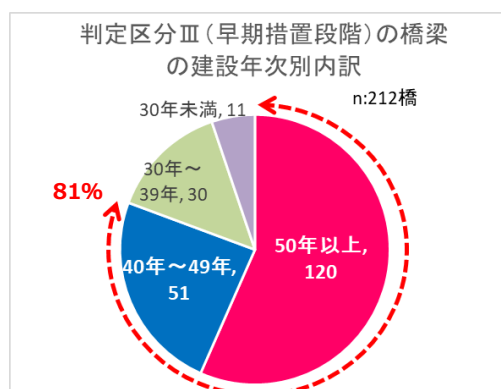
出典：令和3年度国土強靱化関係の補正予算案の概要

- 国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽化対策等を強力かつ計画的に推進するためには、必要な予算を当初予算において安定的に確保していく必要。

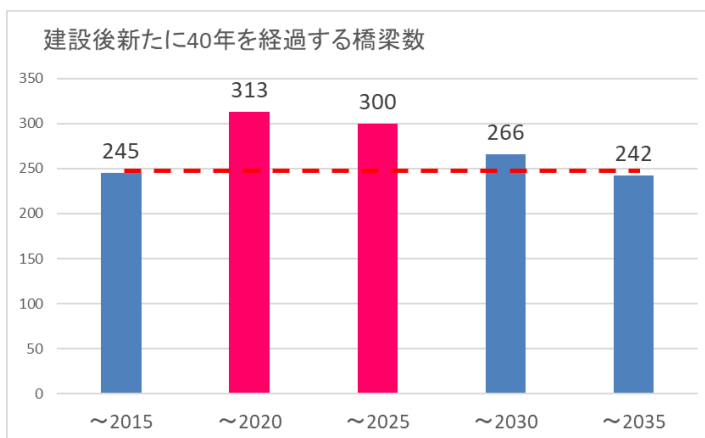
《本県の流域治水プロジェクト》

水系名	主な事業箇所（事業内容）
一級河川北上川水系	北上川（河川改修）、木賊川（遊水地）、岩の目の沢（砂防堰堤）など
馬淵川水系	馬淵川・安比川（河川改修）、石切所の沢（砂防堰堤）など
二級河川小本川水系	小本川（河川改修）、本銅口の沢（砂防堰堤）など
久慈川水系	久慈川・小屋畑川（河川改修）、沢川（強制排水施設整備）など
閉伊川水系	近内川（河道掘削等）、山口川（河川改修）など
甲子川水系	甲子川（河道掘削等）、大松（堰堤改築）、大渡（急傾斜地崩壊対策）など
気仙川水系	気仙川・矢作川（河川改修）、城内（堰堤改築）など

《橋梁の老朽化の状況》



・ 早期措置が必要と判定された橋梁の8割が建設後40年以上を経過



・ 建設後40年を経過する橋梁は、この10年急増する時期にあり、早期の対応が必要

出典：岩手県道路橋長寿命化修繕計画

- 本県は、全域が豪雪地帯（うち八幡平市の一部及び和賀郡西和賀町は特別豪雪地帯）に指定され、冬期間は豪雪による雪崩等により全面通行止めが発生するなど、冬期間の県民生活に多大な影響が生じている状況。
- 3か年緊急対策では、「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」として「大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策」が実施されたが、冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等の雪対策について、5か年加速化対策による着実な推進が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

33 宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路ネットワークを構成し、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るとともに、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支える極めて重要な路線です。

平成 28 年台風第 10 号による県内の甚大な被害も踏まえ、災害に耐え得る安全で信頼性の高い高規格道路として、国において継続して整備を推進するとともに、三陸沿岸道路等と一体的な管理を行う必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

宮古盛岡横断道路は、平成 28 年台風第 10 号により、現道活用区間において全面通行止めが発生したことから、優先整備区間である田鎖臺目道路及び箱石達曾部道路の整備を推進するなど、国において全線の高規格化を図るよう要望します。

2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、東北地方の格子状骨格道路ネットワークを形成するとともに、国土防災上も極めて重要な路線であることから、全線を一括して指定区間に編入し、国において一体的に管理するよう要望します。

【現状と課題】

1 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

- 宮古盛岡横断道路は、復興支援道路として国が一部区間を直轄権限代行により高規格道路として整備し、令和2年度には全線が開通。
- 一方、平成28年8月の台風第10号により、現道活用区間において11日間の通行止めが発生したことから、災害に対する脆弱性の解消を図り、信頼性の高い道路としての整備が急務となっているところ。
- 国では、令和元年度から、権限代行実施の検討を行うための調査に着手し、「国道106号宮古地区道路技術検討会」において、詳細ルート及び技術的課題を取りまとめ、令和2年度に田鎖墓目道路（根市～墓目）、令和3年度に箱石達曾部道路（箱石～達曾部）が直轄により新規事業化。
- 令和4年4月には、これらの事業中箇所が重要物流道路の「事業区間」に指定。
- 引き続き、事業化箇所の整備を推進するとともに、残りの区間についても、国により全線の高規格化が図られることが必要。

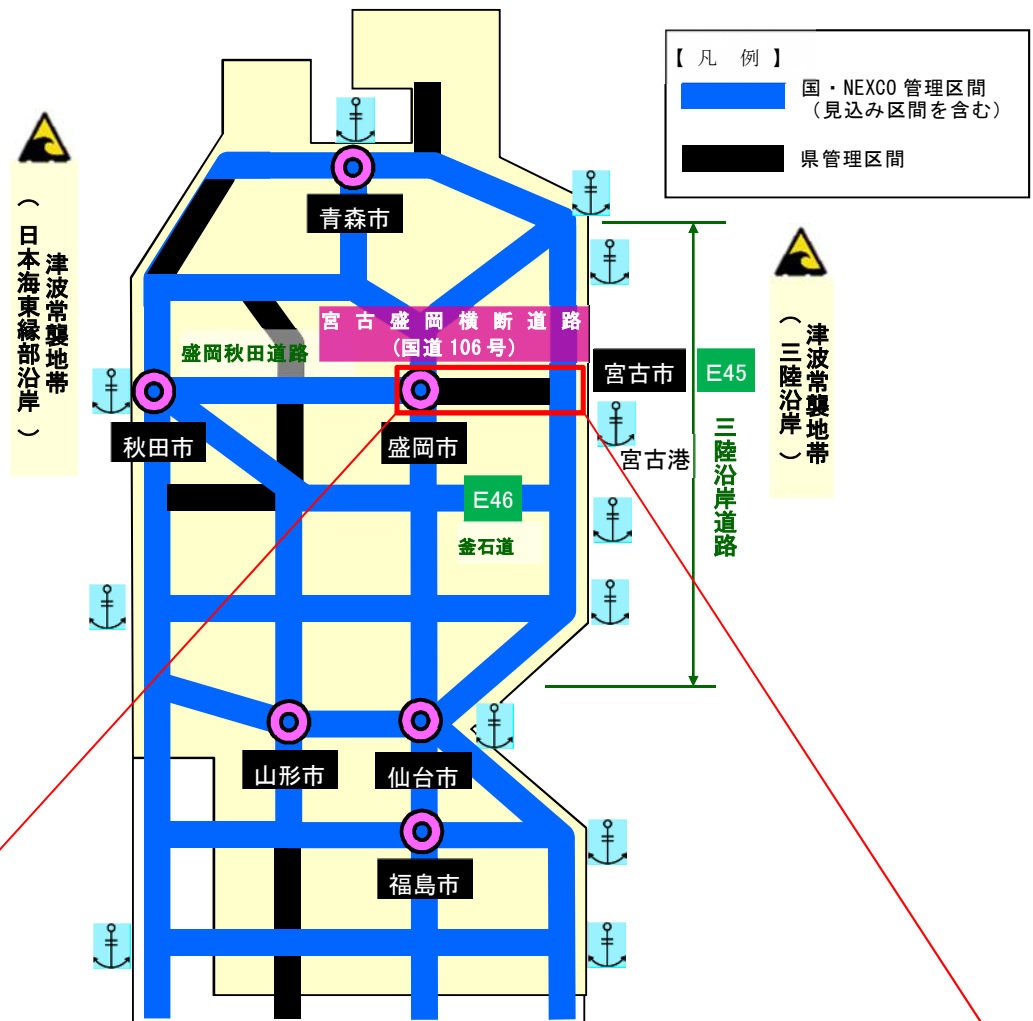
《高規格化の状況（令和4年4月現在）》

分類	延長	備考
整備済	53km	宮古箱石道路〔宮古西道路(宮古港 IC～宮古根市 IC)〕 〃 〔墓目～腹帯地区〕 〃 〔下川井地区〕 〃 〔川井～箱石地区〕 達曾部道路 平津戸松草道路 区界道路 築川道路 都南川目道路（川目 IC～手代森 IC）
事業中	17km	田鎖墓目道路（令和2年度事業化） 箱石達曾部道路（令和3年度事業化）
高規格化の検討が必要な区間	13km	腹帯～下川井 下川井～川井 達曾部～平津戸 松草～区界 手代森 IC～盛岡南 IC
計	約80km	

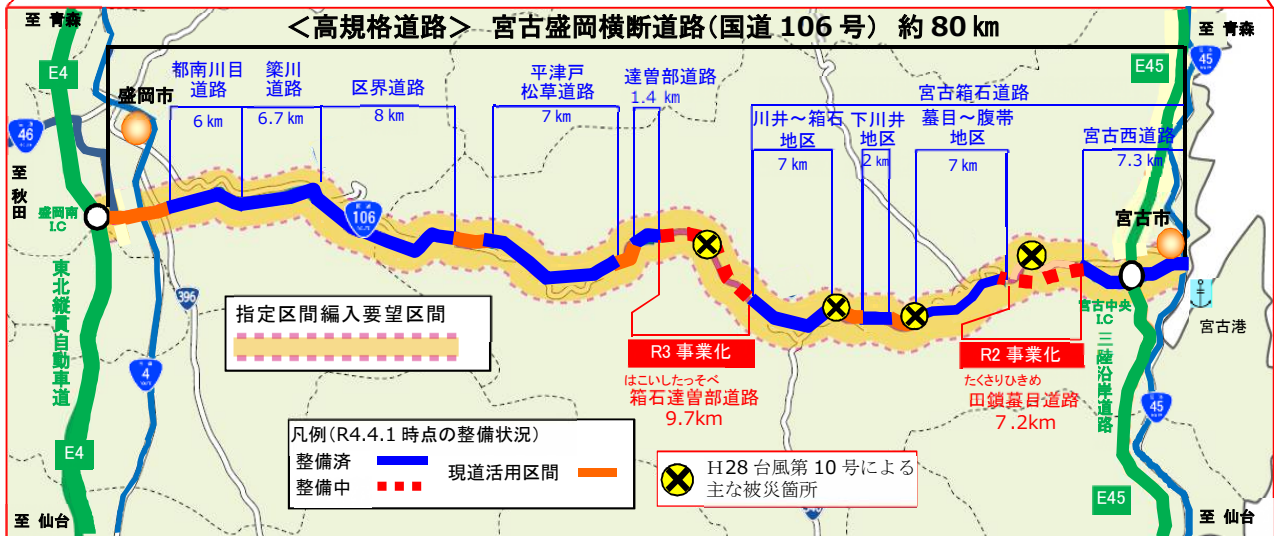
2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

- 宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の格子状骨格道路ネットワークの一部を構成することに加え、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るとともに、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支える極めて重要な路線。
- 一方、格子状骨格道路の横軸のうち、県庁所在地と主要都市を結ぶ路線で県管理は国道106号のみ。
- 令和3年6月に策定した岩手県新広域交通計画において、三陸沿岸道路とともに「高規格道路」に位置づけ。
- 令和4年4月には、国により、全線が重要物流道路の「候補路線」に指定されるとともに、三陸沿岸道路と直結する整備済区間が「供用区間」に指定。
- 長大構造物が連続（橋・トンネルの構造物比率が53%）する自動車専用道路等の規格の高い道路であることから、速やかに全線を一括して指定区間に編入し、直結する三陸沿岸道路の24時間の監視体制と一体となった高度で効率的な維持管理が必要。

東北地方の格子状骨格道路ネットワークと宮古盛岡横断道路の整備状況



(出典：国土交通省東北地方整備局ホームページに加筆)



【県担当部局】 県土整備部 道路環境課、道路建設課

34 直轄事業の推進

本県における産業の振興や交流・連携の促進、災害に強い県土づくりの推進のため、通常の公共事業費の確保のほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も確保し、直轄事業をより一層推進するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 直轄道路整備事業の推進

内陸における物流の円滑化や地域間の交流・連携の促進、快適・安全な生活の確保を図るため、以下のとおり直轄道路の整備を推進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号の水沢東バイパス、金ヶ崎拡幅、北上拡幅、北上花巻道路及び盛岡南道路の整備推進並びに2車線区間の4車線化の早期事業化
- (2) 一般国道46号盛岡西バイパスの2車線区間の早期4車線化
- (3) 一般国道4号及び一般国道46号の渋滞対策事業中箇所を早期完成並びに未対策箇所の早期対策

2 直轄河川改修事業等の推進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、安全で安心できる県土づくりを推進するため、以下のとおり直轄河川改修事業等を推進するよう要望します。

- (1) 一関遊水地事業の推進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の推進
- (3) 北上川上流ダム再生事業の推進

3 直轄砂防事業の推進

岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、引き続き八幡平山系直轄火山砂防事業を推進するよう要望します。

4 直轄港湾事業の推進

直轄港湾事業(久慈港・宮古港)の着実な整備を推進するよう要望します。

特に、久慈港湾口防波堤整備事業については、津波防災のためにも重要な施設であることから、着実に整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 直轄道路整備事業の推進

- 一般国道4号の4車線化率(令和4年4月1日現在)

県内延長:188.6km、4車線区間延長:62.1km、進捗率:32.9%

《主な整備必要箇所》

区分	工区名	全体延長	供用済延長	備考
事業中区間	水沢東バイパス	9.6km	6.9km	令和7年度開通予定
	金ヶ崎拡幅(4車線化)	5.2km	0.0km	平成29年度事業化
	北上拡幅(4車線化)	12.2km	9.2km	令和5年度開通予定
	北上花巻道路(4車線化)	3.1km	0.0km	令和2年度事業化
	盛岡南道路	7.4km	0.0km	令和4年度新規事業化
未事業化区間 (4車線化)	一関平泉地区(4車線化)	約4km	—	—

- 自動車関連産業や半導体関連産業など、東北有数の産業集積地である県南地域の渋滞の緩和を図るためには、一般国道4号水沢東バイパス、金ヶ崎拡幅、北上拡幅及び北上花巻道路の整備推進と2車線区間の早期4車線化が必要。
- 国道4号矢巾町から国道46号盛岡市永井までの渋滞の緩和や周辺に集積している物流拠点への円滑な物流の確保に加え、県内唯一の高度救命救急センターである岩手医科大学附属病院へのアクセス向上を図るためには、令和4年度に事業化された盛岡南道路の整備推進が必要。
- 一般国道46号盛岡西バイパス(全体延長7.8km)は、平成25年に全線暫定供用となったが、更なる混雑緩和等を図るためには、2車線区間の早期4車線化が必要。
- 岩手県主要渋滞箇所77箇所のうち一般国道4号及び一般国道46号では30箇所の交差点が該当。このうち4箇所は対策が完了し、一般国道4号北上拡幅など事業中箇所は7箇所、未対策箇所は19箇所。渋滞を緩和・解消し、円滑な交通流を確保するため、事業中箇所の早期完成及び未対策箇所の早期対策が必要。

2 直轄河川改修事業等の推進

- 昭和22年カスリン台風及び昭和23年アイオン台風の洪水による大水害を契機に計画され、昭和47年に事業化した一関遊水地事業は、一関市市街地の洪水防御とともに下流部の氾濫防止等に資する事業であり、沿川地域の安全・安心を確保するため、早期完成が必要。
- 北上川水系の直轄河川堤防整備は、全国平均と比べても低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。
- 平成19年や平成25年など、近年、四十四田ダムや御所ダムにおいて、ダムの計画高水流量等を上回る規模の洪水が発生し、今後、県都盛岡市に甚大な洪水被害が発生するおそれがあることから、

四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能の向上が必要。

《直轄河川改修事業に係る市町村からの要望箇所（令和3年度）》 ※_____箇所は事業着手済

【北上川】

- ・盛岡市津志田地区、夕顔瀬地区、乙部地区（築堤など）
- ・矢巾町土橋地区（築堤）
- ・紫波町紫波地区、彦部地区（築堤）
- ・花巻市新掘地区、八重畑地区、八幡地区、宮野目地区、外台地区（築堤）
- ・花巻市花巻地区（堤防強化）
- ・北上市黒岩地区、小鳥崎地区（築堤）
- ・北上市大曲地区（排水ポンプ増強）
- ・北上市相去町下谷木地区（築堤、排水機場整備）
- ・金ヶ崎町三ヶ尻地区（築堤）
- ・奥州市水沢地区、鶴城地区、大久保地区、鶉ノ木地区（築堤）
- ・奥州市赤生津地区（農地冠水頻度軽減対策、河道整備）
- ・奥州市生母黒石地区、鶴城地区（河道整備）
- ・奥州市姉体地区（堤防強化対策）
- ・平泉町（排水ポンプ車増設）
- ・一関市黄海地区（水門）
- ・一関市（吸川排水機場の機能強化）
- ・一関市（排水ポンプ車の増設）

【猿ヶ石川】

- ・花巻市東和町地区（築堤）

【一関遊水地】

- ・平泉町（地役権設定、小堤整備）
- ・一関市（小堤整備、磐井川改修、JR磐井川橋梁の架替、地役権設定）

3 直轄砂防事業の推進

- 平成26年9月の御嶽山噴火など、全国的に火山活動が活発化しており、早急な対策が必要。
- 岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、八幡平山系直轄火山砂防事業を実施。令和4年度は4箇所が事業が進められる予定。

4 直轄港湾事業の推進

- 津波対策等の防災施設については早期整備が必要。
- 久慈港湾口防波堤は、令和15年度の完成に向けて事業中。
- 湾口防波堤等の整備により、港湾を活用した企業活動が進み、被災地の地域経済活動の再生を下支え。
 - ・ 久慈港では、湾口防波堤の整備の進展に伴い静穏水域が拡大し、安定的な就航が確保され取扱貨物量が増大。特に、近隣地域での発電所の操業・建設による再生可能エネルギー関連原料及び資材の取扱いやセメント原料となる珪石の移出が増大。
 - ・ 宮古港では、令和2年度に竜神崎防波堤が完成し、背後の出崎地区において、県が賑わい空間創出のために整備する観光船バース、緑地等が令和3年度に完成。

- 釜石港では、平成 29 年 9 月にガントリークレーンが供用開始し、同年 11 月には外貿定期コンテナ航路が開設。三陸沿岸道路等の開通により、物流ネットワークも向上し、令和 2 年の釜石港における利用企業数はコロナ禍の中にありながら 113 社と過去最高を達成し、令和 3 年においても 105 社と高水準を維持。
 - 大船渡港では、平成 29 年度に永浜・山口地区における－7.5m岸壁が完成。茶屋前地区においては、港湾に隣接して立地する発電所の操業・建設により、再生可能エネルギー関連原料及び資材の取扱いが増大。
- これらの動きを確実なものとし、被災地における地域産業・なりわいを再生させるため、一層の港湾整備の推進を図ることが必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課、港湾課

35 高規格道路の機能強化

広大な県土を有する本県において、県土の縦軸・横軸となる高規格道路は、災害に強い道路ネットワークの構築や産業・観光振興を支える上で重要な基盤となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 暫定2車線区間の4車線化の推進

高規格道路における時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性の確保を図るため、秋田自動車道「北上西 IC～横手 IC 間」等の暫定2車線区間の4車線化を推進するよう要望します。

2 並行する国道等の機能強化によるダブルネットワークの構築

近年、自然災害により高規格道路に並行する国道等の通行止めが多発していることなどを踏まえ、これらの道路の機能強化を図り、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークを構築するための予算を確保するよう要望します。

3 スマートインターチェンジの整備推進

スマートインターチェンジは、既存の高速自動車国道へのアクセスを向上させ、物流の効率化や観光振興などによる地域経済の活性化、救急医療体制の強化等に資することから、準備段階調査に採択された（仮称）八幡平スマートインターチェンジの早期事業化を図るとともに、県内のスマートインターチェンジの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

4 三陸沿岸道路の機能強化の推進

三陸沿岸道路の沿線市町村における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した機能強化を推進するよう要望します。

5 高規格道路の適切な管理体制の確保

頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを維持していくため、復興道路、復興支援道路の開通に伴う規格の高い道路の管理延長の増加にも十分対応した適切な管理体制を引き続き確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 暫定2車線区間の4車線化の推進

- 令和元年9月10日に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」では、秋田自動車道北上JCT～大曲IC間が暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間に選定されたところであり、令和3年度までに北上西IC～横手IC間が事業に着手。
- 高規格道路における時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性の確保を図るためには、今後も暫定2車線区間の4車線化の推進が必要。

2 並行する国道等の機能強化によるダブルネットワークの構築

- 近年、降雪等に伴う高速道路の通行止めにより、並行する国道等へ多くの車両が流入し、スタックによる車両滞留が発生している状況。
- また、秋田自動車道と並行する国道107号の北上市から西和賀町については、平成27年3月の土砂崩れ、令和2年12月の雪崩により通行止めが発生。
- 令和3年5月に西和賀町大石地区で発生した大規模地すべりにより、現在も通行止めが継続中。
- こうしたことなどから、並行する国道等の機能強化を図り、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークを構築するための予算を確保することが必要。

《高規格道路に並行する国道等の整備状況》

路線、箇所名	延長	並行する高規格道路
国道282号 一本木	1.1km	東北自動車道（滝沢IC～西根IC間）
国道282号 佐比内	0.8km	東北自動車道（安代IC～鹿角八幡平IC間）
県道二戸五日市線 柿木平	1.9km	八戸自動車道（安代IC～浄法寺IC間）

《近年の国道107号北上市から西和賀町の通行止め発生状況》

通行止め継続期間	原因	備考
H27.3.29～H27.11.28	土砂崩落	H27.11.28～片側交互通行、H28.12.18～通行規制解除
R2.12.16（約8時間）	スタック	並行する秋田自動車道も大雪のため通行止め
R2.12.24～25	雪崩	R2.12.25～片側交互通行、R3.5.1～通行規制解除
R3.5.1～継続中	地すべり	並行する秋田自動車道（北上西～湯田）の無料措置中

3 スマートインターチェンジの整備推進

- スマートインターチェンジの整備は、既存の高速自動車国道へのアクセス向上のほか、物流の効率化や地域経済の活性化及び救急医療体制の強化に資することから、整備予算の確保が必要。

- 令和3年8月6日、(仮称)八幡平スマートインターチェンジの準備段階調査の着手が公表。このインターチェンジの整備により、東北屈指のスキー場を有する安比高原などへの利便性向上による観光振興、医療機関へのアクセス向上による救急医療への支援に加え、450年の歴史を持つイギリスの名門校であるハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの令和4年8月の開校(予定)を契機としたまちづくりへの寄与など、多様な効果が期待。

《県内のスマートインターチェンジ》

名称	整備状況
矢巾	平成30年3月24日開通
奥州	平成30年4月21日開通
滝沢中央	平成31年4月20日開通
平泉	令和3年12月4日開通
(仮称)花巻PA	令和元年度事業化
(仮称)八幡平	令和3年8月6日準備段階調査着手

4 三陸沿岸道路の機能強化の推進

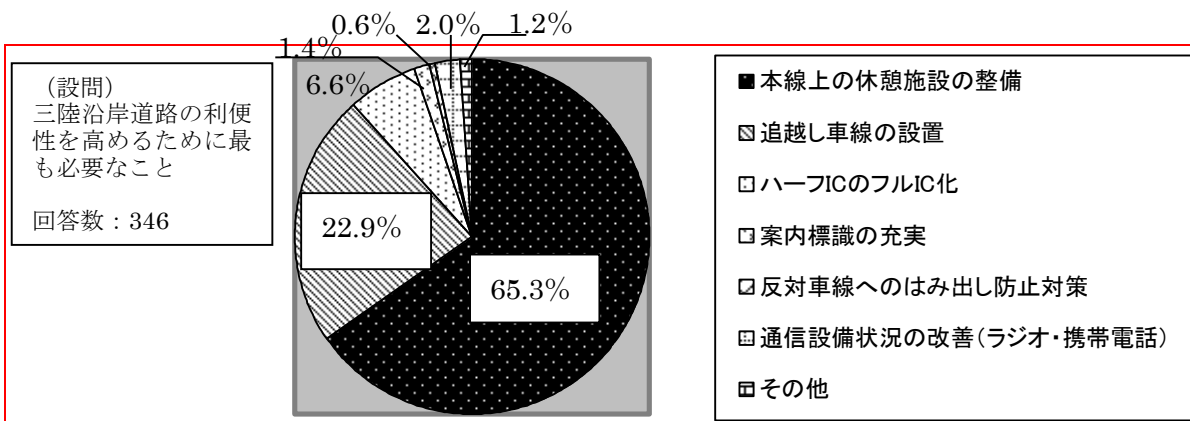
- 三陸沿岸道路のハーフ形式のインターチェンジにおいて、国により、開通後における社会情勢の変化への対応や国道45号の冠水区間の回避を目的としたフルインターチェンジ化が推進。

《ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化の事業中箇所》

IC名称	着手年度	整備内容
洋野種市	令和3年度	南向きインターチェンジの追加
山田北	令和4年度	北向きインターチェンジの追加

- 県が令和4年2月に実施した物流トラック・観光バスのドライバーへのアンケートでは、回答者の約6割が「本線上の休憩施設の整備」を、約2割が「追越し車線の設置」を利便性を高めるために最も必要な機能強化の項目として回答している。

《物流トラック・観光バスのドライバーへのアンケート結果(令和4年2月)》



- 引き続き、ハーフインターチェンジのフル化に向けた整備を推進するとともに、三陸沿岸道路の利便性の向上や開通後における社会情勢の変化に対応した機能強化が必要。

5 高規格道路の適切な管理体制の確保

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能。
- 開通した三陸沿岸道路等の適切な管理を行うため、令和 3 年 4 月 1 日に「南三陸沿岸国道事務所」が設置され、県内における直轄国道の管理体制が強化。
- 頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを維持していくためには、高規格道路が災害時においても確実に機能することが不可欠であり、引き続き、復興道路の開通に伴う管理延長の増加にも十分対応した適切な管理体制の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

36 物流の効率化などの生産性向上に資する 社会資本整備への支援

県内では、復興道路の開通を見込んだ沿線地域への企業立地や、内陸部における自動車関連産業や物流関連企業の集積が進んでいるほか、県内港湾においては国際フィーダーコンテナの利用拡大や地域産業の振興が進んでおり、更なる物流路線の強化や港湾の機能強化が不可欠であるため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 物流の基盤となる道路整備の推進

平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、内陸部と港湾を結ぶ道路等、物流の基盤となる道路整備を推進するための予算を確保するとともに、重要物流道路及び代替・補完路の整備への重点支援を図るよう要望します。

2 産業振興に資する港湾の整備推進

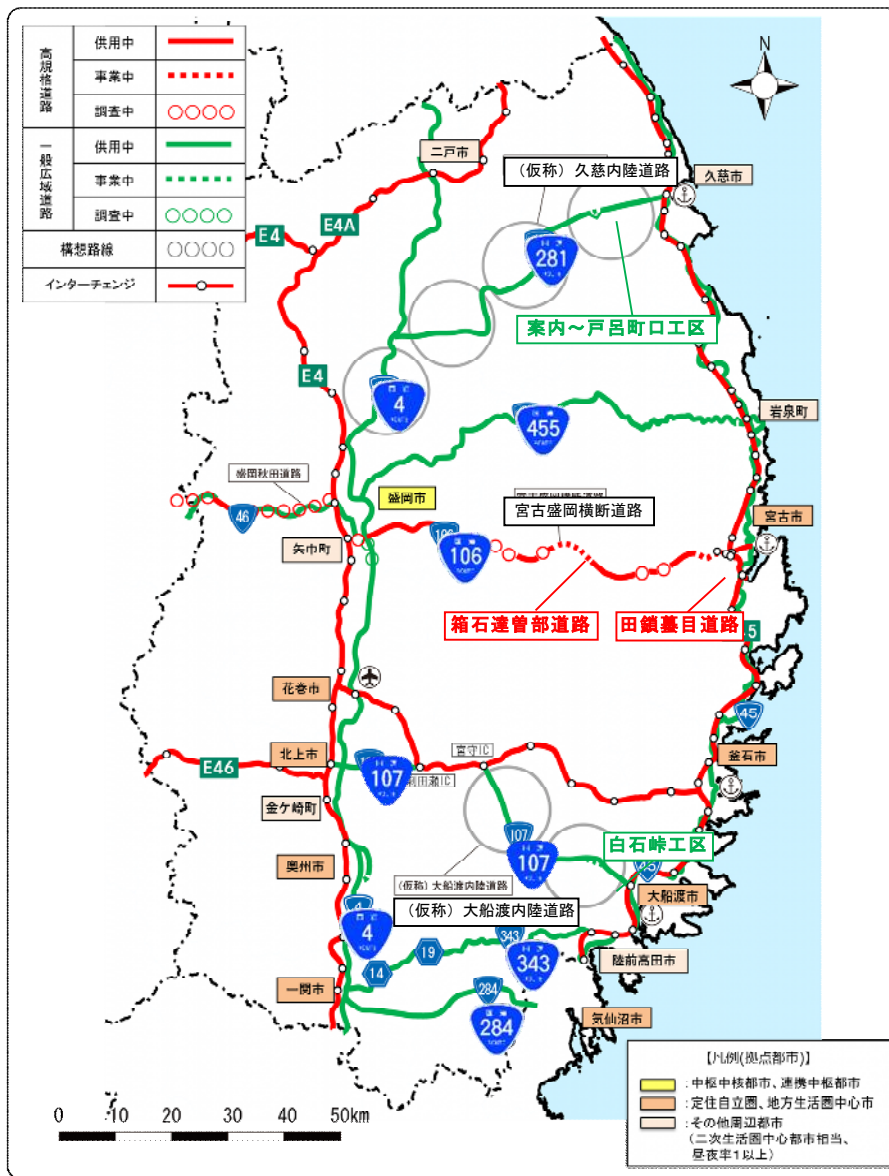
地域の産業振興に資する港湾の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 物流の基盤となる道路整備の推進

- 令和3年4月までに、供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路が指定され、県内の補助国道を中心に代替・補完路が指定。
- 平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、基盤となる道路整備に必要な予算を確保するとともに、重要物流道路及び代替・補完路の整備への重点支援が必要。

《広域道路ネットワーク計画図（R4.4.1時点）》



分類	県管理道路の主な事業箇所	延長	事業着手	重要物流道路「事業区間」	備考
高規格道路	【宮古盛岡横断道路】田鎖墓目道路	7.2km	R 2	○	直轄権限代行
	【宮古盛岡横断道路】箱石達曾部道路	9.7km	R 3	○	〃
一般広域道路	【国道 107 号】白石峠工区	2.7km	R 4	—	代替・補完路
	【国道 281 号】案内～戸呂町口工区	1.0km	R 2	○	

2 産業振興に資する港湾の整備推進

- 県や各港湾所在市においては、港湾と港湾後背地の産業集積や地域資源を結び付けた産業振興に取り組んでいるところであり、これらの取組の推進のために港湾整備事業の必要が生じた場合、当該事業を着実に進めるため、社会資本整備総合交付金などの予算の確保が必要。
- 令和4年度、県においては、老朽化した港湾施設の修繕等を中心に事業を進めているところであるが、港湾の安全かつ円滑な利用を確保するためには維持管理を適切に行っていく必要があることから、港湾の機能強化に要する予算については別途確保されることが必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、港湾課

37 災害に強い県土づくりへ向けた 防災・減災対策への支援

平成28年8月30日の台風第10号や令和元年10月12日の令和元年東日本台風では、県内各地で記録的な大雨となり、多くの尊い人命が失われるとともに、床上浸水や土砂流出等による住家被害、河川等の公共土木施設等の被害、幹線道路の寸断など甚大な被害が発生しました。

東日本大震災津波の被災地の早期復旧・復興はもとより、今回の被災を踏まえた災害に強い県土づくりに向けた防災・減災対策を推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 流域治水対策の推進

家屋等の浸水被害が発生した区域の再度災害防止対策や事前防災対策、河道の土砂撤去、中小河川に係る洪水浸水想定区域の指定等の流域治水対策を一体的・計画的に推進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

2 土砂災害対策の推進

砂防堰堤などの土砂災害対策施設の整備を着実に進めるため、必要な予算を確保するよう要望します。

また、土砂災害警戒区域等の基礎調査を概ね5年ごとに着実に実施するため、必要な予算の確保と、国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当など財政措置の拡充を図るよう要望します。

3 災害に強い道路ネットワークの構築

異常気象時等においても寸断せず、救命・救急活動や緊急物資の輸送を確実に行い、災害に強い道路ネットワークを構築するため、通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、道路防災施設の整備、道の駅の防災機能の強化等に必要な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 流域治水対策の推進

- 近年、激甚化・頻発化する風水害から県民の生命や財産を守るため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策、「流域治水」を推進することが必要。
- 本県では、令和3年9月までに県内の7水系において流域治水協議会を設置し、流域の関係者と協働して流域治水プロジェクトを策定しており、今後は、プロジェクトに位置付けたハード、ソフト両面にわたる事前防災対策の一層の加速化が必要。
- ハード対策については、平成28年台風第10号（小本川）や令和元年台風第19号（小屋畑川）による近年の豪雨災害に対応した再度災害防止対策を最優先として進めている一方で、その他の河川の事前防災対策（太田川、千厩川等の防災・安全交付金事業等）について必要な予算が措置できず長期化しており、本県の河川整備率も全国水準と比較して低く、近年頻発している豪雨等への備えが不十分な状況。
- 堆積土砂の河道掘削等については、平成28年の台風第10号により大量の土砂や流木の堆積が発生したこと等も踏まえ、重点的・集中的に推進する必要がある、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による財政措置の継続が必要。
- さらに、河川整備等のハード対策に加えて、リスク情報の空白域となっている中小河川における洪水浸水想定区域の指定拡大及び市町村におけるハザードマップの作成・見直しや要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施への支援等のソフト施策の推進が必要。

《洪水浸水想定区域の指定状況（令和4年3月末時点）》

洪水浸水想定区域	指定済 51 河川／全 313 河川
洪水ハザードマップ	作成済 17 市町／全 33 市町村

2 土砂災害対策の推進

- 本県の土砂災害警戒区域の指定が必要な箇所は13,305箇所と東北で最多。

《基礎調査を実施し公表済の区域数の状況（令和3年12月末時点）》

岩手県	東北六県平均	全国平均
13,305	7,802	14,476

- 平成28年の台風第10号や令和元年東日本台風では、土砂流出により人命が失われたほか、住家が被災するなど甚大な被害が発生。
- 老人ホーム施設、避難所、学校、病院等の要配慮者利用施設がある箇所や被災履歴がある箇所の整備を優先的に進めているが、令和4年3月末時点の整備率は13.2%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害対策施設の整備状況（令和4年3月末時点）》

要施設対策箇所(A)	整備済箇所(B)	整備率(B/A)
3,994	529	13.2%

- 令和元年東日本台風等に伴う土砂災害では、土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所でも被害が発生していたことを踏まえ、高精度な地形情報等を用いて土砂災害の発生するおそれのある箇所の抽出に努めるよう、令和2年8月に土砂災害防止対策基本指針が変更。このことから、今後、基礎調査箇所の大幅な増加が見込まれる。
- 基礎調査を概ね5年ごとに全箇所実施するためには、国費率の嵩上げや、地方負担額への起債充当などの財政措置の拡充が必要。

- 各自治体において課題としている基礎調査費の縮減のため、ICTの活用など効率的な調査手法の検討が必要。

3 災害に強い道路ネットワークの構築に向けた道路整備の推進

- 平成28年に発生した台風第10号では、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能したところ。
- 災害時等においても有効に機能する復興道路等を補完し、緊急輸送や代替機能を確保する災害に強い道路ネットワークを構築するため、通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、道路防災施設の整備等が必要。
- 岩手県地域防災計画において広域防災拠点として位置付けられている道の駅「遠野風の丘」は、令和3年度に防災拠点としての役割を果たすためにハード・ソフトの両面から重点的な支援が得られる「防災道の駅」に選定されたところ。同計画で広域防災拠点として位置付けられている道の駅「くずまき高原」についても「防災道の駅」としての選定が必要。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、道路建設課、道路環境課

38 隣県と連携した社会資本整備への支援

広域にわたる人の往来や物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、岩手県、青森県及び秋田県が連携して取り組む広域連携事業を着実に推進できるよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備への支援

北東北の広域観光や物流の活性化を目的とし、青森県、秋田県と連携して策定した広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備を推進するための予算の確保を要望します。

【現状と課題】

1 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備の支援

- 県内には「平泉の文化遺産」、「橋野鉄鉱山」及び「御所野遺跡」の3つの世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」、「安比高原」、「湯田温泉郷」など、青森県、秋田県の県境付近に豊富な観光資源が存在。
- また、岩手県東北地域や青森県南部地域は、畜産に適した冷涼な気候であり、この地域を支える基幹産業として、畜産業（養鶏）の生産量は年々増加。
- こうした観光資源へのルートや畜産業の輸送ルートの機能強化などを図るため、令和2年度、青森県と連携し、観光活性化及び生産・物流機能強化に向けた広域的地域活性化基盤整備計画を策定。
- 令和3年度は、策定した計画に基づく社会資本整備総合交付金（広域連携事業）による道路整備を推進するとともに、更なる観光活性化を図るため、令和2年度に策定した青森県と連携する計画に秋田県を加えた計画と、青森県及び秋田県と連携する温泉施設などを軸とした新たな計画を策定。
- 北東北の広域観光や物流の活性化を目的とした、広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備を推進するための予算の確保が必要。

《社会資本整備総合交付金（広域連携事業）事業の状況》

計画期間	計画の名称	連携機関	主な事業箇所	備考
R3～R7	北東北の世界遺産・縄文遺跡群・ジオパーク周遊ルートを軸とした広域観光活性化計画	青森県、秋田県、岩手県	県道金田一温泉線金田一 県道二戸五日市線柿木平 県道一関北上線大久保～内堀	R4から秋田県を追加
R3～R7	青森県南・岩手県北地域における畜産業・物流活性化計画	青森県、岩手県	国道395号鳥谷～赤石峠 国道395号阿子木 県道二戸軽米線新町	
R4～R8	四季の魅力あふれる北東北観光活性化計画	青森県、秋田県、岩手県	国道282号佐比内 国道282号一本木 県道盛岡横手線泉沢	

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

39 暮らしの安全・安心の確保に必要な 社会資本整備への支援

少子高齢化、人口減少の急速な進展により都市や住居等を取り巻く環境が大きく変化していることから、これに対応した安全・安心で快適な生活環境の創造や地域の魅力を高めるまちづくりを推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 都市計画道路の整備推進への支援

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるために必要な都市計画道路の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、立地適正化計画に位置づけられた都市計画道路の整備については、計画の実効性を確保するため重点配分するよう要望します。

2 良質な住宅の整備及び円滑な確保・流通への支援

若年・子育て世帯や高齢者をはじめ、全ての入居者が安心して暮らすことができるよう、老朽化した公営住宅の建替えや改善等を計画的に推進するとともに、民間賃貸住宅等を活用して住宅セーフティネット機能の強化を図るための予算を確保するよう要望します。

また、市町村が設置する空き家バンクの利活用促進に向けた支援制度を創設するよう要望します。

3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

近年の大規模地震による被害状況を踏まえ、建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識されたことから、木造住宅、大規模建築物及び防災拠点建築物の耐震化を着実に進めるため、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修に対する支援を拡充するよう要望します。

4 通学路等の交通安全対策の推進

通学路等の交通安全を確保するため、歩道整備や自転車通行空間の整備等を計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

5 土地区画整理事業への支援

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など、都市基盤が脆弱な既成市街地において、良好な市街地形成を図るため、道路や公園といった都市基盤整備と併せて街区の再編を行うことのできる土地区画整理事業を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 都市計画道路の整備推進への支援

- 都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るため、引き続き公共交通の利便性確保や公共施設等へのアクセス向上、渋滞箇所の解消・緩和などに必要な都市計画道路の整備が必要。
- 特に、都市計画道路盛岡駅本宮線（杜の大橋）は、盛岡市の立地適正化計画に公共交通軸として位置づけられた重要な道路であり、令和3年度に着手した大規模橋梁工事は複数年度にわたることから、着実な事業推進のため、一定規模の安定的な予算の確保が必要。

2 良質な住宅の整備及び円滑な確保・流通への支援

- 少子高齢化、人口減少が急速に進展し、若年・子育て世帯や高齢者など住宅の機能や規模等に対するニーズが多様化。
- 多様化したニーズに対応し、若年・子育て世帯や高齢者など全ての入居者が安心して快適に居住できる公営住宅の整備や、老朽化した公営住宅のリフォーム・建替、民間賃貸住宅のリフォームの促進等の取組の推進が必要。
- 全国的に空き家が増加傾向にあり、本県でも増加が見込まれる中、空き家の流通を促進するためには、市町村が設置する空き家バンクの利活用を促進することが重要。
県内市町村における空き家バンク登録件数は、年間90件程度であるが、市町村において登録時に物件調査及び間取り図の作成等の業務が生じ、職員の負担となっていることが物件登録が進まない要因の一つであることから、調査・登録事務に対する支援制度が必要。

3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

- 耐震対策緊急促進事業については、令和元年度に、適用期限が令和5年度まで延長されたところ。
- 本県では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3期岩手県耐震改修促進計画」（令和3年3月）を策定し、関係機関と連携しながら計画的な耐震診断・耐震改修の推進に取り組んでいるところ。
- 平成30年6月に発生した大阪北部地震、同年9月に発生した北海道胆振東部地震など、近年地震が多発している状況から、改めて建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識され、中でも庁舎等の防災拠点となる建築物の耐震化が急がれるところ。

- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、耐震化の取組が円滑に進んでいないことから、費用の低減に向けた取組や更なる支援の拡充が必要。

《耐震化率の目標（第3期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	令和元年度(現状)	令和7年度(目標)
住宅	83.4% (H30(2018))	90%
多数の者が利用する建築物	91.5%	耐震性が不十分な建築物を概ね解消

《耐震診断の目標（第3期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	目標
住宅	令和3年度から令和7年度までに5,000戸実施。
公共建築物 (公営住宅・学校・病院・庁舎)	令和7年度までに、耐震診断率を100%とする。

4 通学路等の交通安全対策の推進

- 県では、道路管理者、警察及び学校関係者が連携して策定した、通学路交通安全プログラムに基づき、歩行者に配慮した安全な通学路の確保に取り組んでいるところ。
- 通学路における県管理道路歩道整備率は、令和3年度末で76.2%となっており、歩行者の安全な通行が確保されていない区間が残っていることから、早期に整備を進めていくことが必要。
- 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を踏まえ、関係機関が連携して実施した緊急の合同点検結果を踏まえた歩道整備等の交通安全対策を着実に実施することが必要。
- 岩手県自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備等の自転車を安全で快適に利用するための環境創出が必要。

《令和3年度の通学路合同点検の対策必要箇所の状況》

危険箇所	対策必要箇所	対策主体	主な対策内容
922	908	学校：516	交通教育等
		警察：171	横断歩道、取り締まり等
		道路：394* (国：15、県：113、市：279)	改築、歩道、道路付属物、 区画線等

※ 県と市で対策箇所が重複するものがある。

5 土地区画整理事業への支援

- 空洞化が進行する中心市街地や、防災機能の低下する密集市街地などでは、良好な市街地形成を図るため、道路や公園等の都市基盤整備と街区の再編を一体的に行うことのできる土地区画整理事業が必要。
- 土地区画整理事業の推進においては、都市構造再編集集中支援事業及び社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施しているところ。
- 東日本大震災後の人件費・資材価格の高騰等により移転補償費や工事費が大幅に増えたため、事業期間を延伸しており、事業期間の長期化が課題となっている。
- 多くの地区が事業終盤を迎えており、早期事業完了に対する地元の期待も高まっていることから、引き続き、確実な予算の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課、建築住宅課、道路環境課

40 社会資本の戦略的な維持管理への支援

これまで整備してきた社会資本の老朽化の進行や東日本大震災津波からの復旧・復興事業における社会資本の整備に伴い、今後、施設の維持管理に必要な財政負担が増加することから、戦略的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾施設、公園、下水道、公営住宅等の社会資本について、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理に必要な予算を確保するよう要望します。

2 道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置

橋梁等の道路施設の定期点検及び健全性診断の結果、早期措置段階と判定された構造物は次回点検までに修繕等の措置を講じる必要があるなど、地方自治体における道路施設の維持管理費が増加していることから、道路施設の定期点検及び修繕等に必要な予算を確保するとともに、地方負担に対する財政措置を拡充するよう要望します。

3 道路除雪費等に対する財政措置及び除雪体制確保に向けた支援

地方自治体が安心して万全の道路除雪を行うため、道路除雪及び除雪機械購入等に必要な予算を確保するよう要望します。

また、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業が安定した経営を維持できるよう、基本待機料等の固定的に発生する経費への支援制度の創設を要望します。

4 下水道施設の改築に対する財政措置の継続

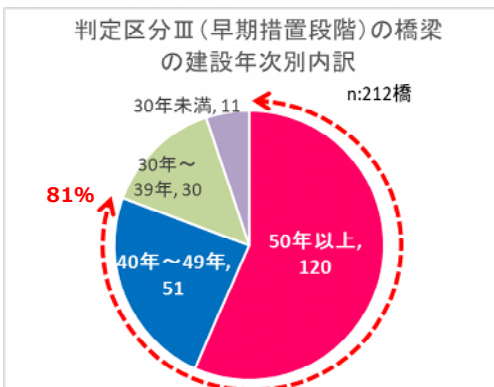
下水道施設は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、老朽化対策に必要な財政措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

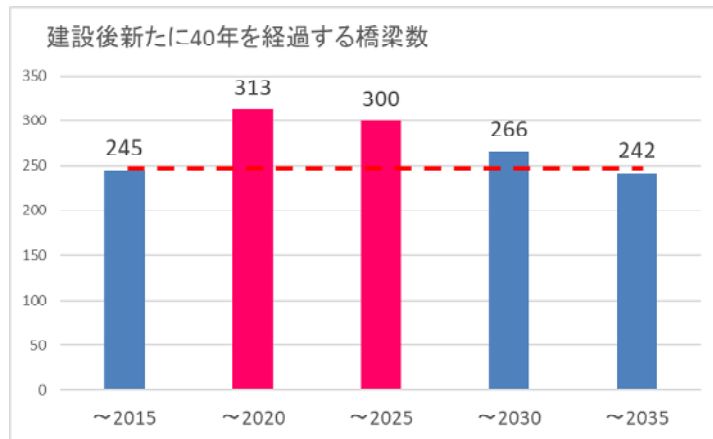
1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

- 県では、適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野においては、長寿命化計画を策定し、限られた予算の中で計画的な維持管理に取り組んできたところ。
- 一方、今後、老朽化する施設が増加していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興事業における社会資本整備が進んでいることから、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理を実施するために必要な予算の確保が必要。

《橋梁の老朽化の状況》



- ・ 早期措置が必要と判定された橋梁の8割が建設後40年以上を経過



- ・ 建設後40年を経過する橋梁は、この10年急増する時期にあり、早期の対応が必要

出典：岩手県道路橋長寿命化修繕計画

- 令和3年7月から10ダムとなった県管理ダムについて、今後は平成30年度に策定した長寿命化計画に基づく改築が必要。
- 昭和32年竣工の遠野ダムをはじめ、今後は老朽化に伴うダム堤体の大規模な改築が必要となり、計画的に改築を進めていくためには、財政措置の継続が必要。

2 道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置

- 平成25年の道路法の改正及び平成26年の同法施行規則の改正により、①道路橋、②トンネル、③シェッド等、④大型カルバート、⑤横断歩道橋、⑥門型標識等の、異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある道路施設については、国が定める統一的な基準に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検及び健全性の診断（以下「法定点検」という。）を行うことが定められたところ。
- 平成26年度から開始した法定点検が平成30年度で1巡し、令和元年度から2巡目の法定点検を実施しているが、県や市町村においては、多数の法定点検対象施設を管理しており、法定点検費用が地方財政を圧迫していることから、法定点検を着実に実施するために必要な予算を確保するとともに、地方債の対象経費を拡充するなどの地方負担に対する財政措置の充実が必要。
- また、法定点検では構造物の状態に応じて健全性を4段階に分類するが、健全性がⅢ（早期措置段階）及びⅣ（緊急措置段階）の施設は「道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）」等に基づき、以下のとおり修繕等の措置を行う必要があり、確実な修繕等を実施するために必要な予算の確保が必要。
 - ・ 健全性Ⅲ（早期措置段階）：次回点検（5年後）までに修繕等の措置を行う必要
 - ・ 健全性Ⅳ（緊急措置段階）：緊急に修繕等の措置を行う必要

3 道路除雪費等に対する財政措置

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加傾向となっており、厳しい財政運営の中、凍結抑制剤の間欠散布の徹底や、冬期通行止め区間の春先機械除雪を自然融雪に切り替えるなどのコスト縮減に取り組んでいるものの、県財政を圧迫している状況。
- 除雪業務は、オペレーターの人件費など除雪経費に占める労務比率が高く、労務単価の上昇が道路除雪費に多大な影響。
- 道路除雪費等に係る国庫補助制度として、防災・安全交付金や道路除雪補助があるが、国費が十分に配分されていない状況であり、道路除雪及び除雪機械購入等に対する必要な予算の確保が必要。
- 除雪企業は、降雪状況に関わらず除雪機械やオペレーターを確保するなど一定の固定費が発生している状況であり、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業のオペレーターの人件費の一部を補填する基本待機料等の経費に対する支援制度の創設が必要。

《本県における雪寒法対象路線の除雪費配分額の推移》

(百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
国費要望額 a	1,411	1,759	1,842	1,452	1,732	1,732	2,375	2,594	3,169	3,626
国費配分額 b	1,376	1,269	984	880	885	1,179	1,358	2,148	2,548	2,279
国費不足分 c=a-b	35	490	858	572	847	553	1,017	446	621	1,347
国費配分率 d=c/a×100(%)	98%	72%	53%	61%	51%	68%	57%	83%	80%	63%

4 下水道施設の改築に対する財政措置の継続

- 平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は未普及地域の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示されたところ。
- しかし、下水道施設の改築に対する国の財政措置が縮小・廃止された場合、必要な改築が十分に実施できなくなり、下水処理場の機能不全等による公共用水域の水質悪化や下水道管の破損等による汚水の流出、道路陥没事故の発生など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。
- また、人口減少が本格化する中、改築費用の財源不足を補うための使用料の引き上げなど住民や自治体負担の増加が懸念される。
- 下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など不特定多数に便益が及ぶ極めて公共性の高い事業であることから、引き続き下水道施設の改築への国による必要な財政措置の継続が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課、河川課、下水環境課

41 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向け、個に応じたきめ細かな教育を実施するとともに、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成18年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られていますが、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現及び教員の働き方改革の推進のため、中学校における少人数学級の拡大を含む新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。併せて、各種加配定数についても、十分な措置を要望します。

また、同様に、高等学校においても、本県のような地理的条件を抱えた地域における小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

42 学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化推進や老朽化対応等に係る全ての計画事業を実施できるように、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 公立学校施設の耐震化事業等に対する国庫補助の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の耐震化事業や老朽化対応に係る国庫補助を拡充するとともに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源を当初予算において確保するよう要望します。

2 公立高等学校施設の老朽化対策事業等に対する国庫補助の適用

公立高等学校の老朽化や耐震化対応、冷房設備の設置に係る事業も国庫補助対象とするよう要望します。

3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

4 私立学校施設の耐震化等に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化事業や老朽化対応に係る事業について、国庫補助率を公立学校と同等とし、併せて、県の嵩上げ補助への財政支援措置を講じるよう要望します。

また、私立学校の冷房設備の設置に係る事業については、対象の拡充や補助率の引き上げなど国庫補助の拡充を要望します。

【現状と課題】

1 公立学校

(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置（令和8年度まで）

○ 補助率

区 分		原 則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
小・中学校、幼稚園 校舎・屋体	耐震補強	1 / 3	2 / 3	1 / 2
	改築	1 / 3	1 / 2	—

(2) 耐震化完了の見通し及び課題等

- 公立学校の耐震化については、市町村立の小中学校において、統廃合の調整が未了となっている学校など、一部に調整中のものがあるものの着実に進んでおり、引き続き、計画的に推進する必要がある。

【文部科学省調査（公立学校施設の耐震改修状況調査）】

	R3.4.1 現在	全国平均	備 考
小中学校	99.6%	99.6%	一関第一附属中含む
高等学校	98.5%	99.1%	盛岡市立高校含む
特別支援	100.0%	99.7%	

※ 非木造（延べ床面積 200 m²以上）

(3) 冷房の設置に係る現状

- 本県の公立学校における冷房設備の設置状況は、全国平均と比べ低い水準。
○ 近年、夏場の猛暑が恒常化しており、特に昨夏は全国的に記録的な猛暑が続き、校内活動の最中に児童生徒、職員が熱中症を発症する事例が多数発生し、生命に直結する問題。

(4) 国の予算措置状況

- 近年、国の公立学校施設整備に係る当初予算額が全国自治体の建築計画に係る所要額を大幅に下回っており、一部は前年度の補正予算で手当されているものの、計画的な事業推進が困難となっているところ。
○ 国の公立学校施設整備予算の減少に伴い、耐震化事業が優先採択される一方で、老朽化に伴う改築事業等の不採択案件が発生。

2 私立学校

(1) 耐震改築補助

ア 耐震改築補助について（小、中、高、特別支援学校）

（補助制度の概要）

- ・ 国は平成 26 年度に時限措置として制度を創設。（以後、順次期間延長）
- ・ 県では、平成 27 年度に国の補助金交付決定を受けた事業に**上乗せする補助制度**を創設。

	補助対象経費	補助対象経費上限額	補助率	補助額
国 私立学校施設整備費補助金 （私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））	工事費、実施設計費及び耐震診断に要する経費の合計額	上限・下限なし	1/3 以内	上限 5 億円以内
県 ※単独補助 私立学校施設耐震改築事業費補助（私立学校耐震改築事業費補助）	国交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する耐震改築工事の補助対象経費となった額以内の額	1 設置者当たり 2 億円	1/6 以内	補助対象経費の上限が 2 億円のため、補助額の上限は実質 3,333.3 万円。

（補助率の比較 耐震改築）

	公立	私立
耐震補強	1 / 3 地震特措法による特例 Is 値 0.3 未満 2 / 3 Is 値 0.3 以上 1 / 2	1 / 3 ※Is 値 0.3 未満は 1 / 2
耐震改築	1 / 3 地震特措法による特例 Is 値 0.3 未満 1 / 2	1 / 3

イ 本県の私立学校の耐震化の状況

私立学校の耐震化率は、全体で 88.3%。小中高では 87.5%である。ここ 3 年間については横ばいの状況となっている。

	全棟数	耐震性がある棟数	耐震化率 (R2.4.1 現在)	順位
全体	171	151	88.3%	37
幼・幼保	99	88	88.9%	37
小・中・高・特	72	63	87.5%	36

「私立学校施設の耐震改修状況調査」（令和 2 年 4 月 1 日現在）

ウ 耐震化等に係る課題

- 私立学校の経営は、個々の学校によって一様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況であり、補助率の引き上げの要望が出ている。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化計画」において、私立の小学校から大学までの耐震化率について令和 10 年度までに 100%を達成することを目標としており、特に耐震化率の低い Is 値 0.3 未満の施設については、令和 8 年度までに耐震化率 100%を達成としている。

(2) 冷房設備

ア 国の支援

- ① 私立学校施設整備費補助金「私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費）」
校舎等のバリアフリー化整備に係る工事費等。1学校あたり1,000万円以上2億円以下<例外あり>（補助率 1/3） ※普通教室は原則対象外
- ② コロナ対策 私立学校衛生環境改善（空調設備・トイレ等）
新型コロナウイルス感染症対策として、小・中・高・特等の教室における空調・換気設備及びトイレのドライ化などの整備に要する経費対し国庫補助を行う。1学校あたり200万円以上2億円以下（補助率 1/3）

イ 県の支援

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から令和3年度に限り、県独自の補助制度を実施。

補助率 2/3 1教室あたり上限60万円

ウ 冷房の設置に係る課題

- 近年、これまで比較的冷涼であった本県においても猛暑が続き、私立学校においても冷房設備設置による教育環境の改善が求められており、子どもたちの安全な教育環境を確保する必要がある。さらには、感染症、熱中症対策のため、全教室及び体育館の換気・冷房設備等の整備が急務となっている。しかしながら、私立学校がこれらを実現するには、多額の自己負担を強いられることから、十分な対応ができないのが実情。
- 一方で、簡易なエアコンの設置で十分な場合もあるが、国庫補助制度の適用外となっていることから、補助対象の拡大が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
ふるさと振興部 学事振興課

43 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が、平成 27 年度に「明治日本の産業革命遺産」として橋野鉄鉱山が、そして令和 3 年度には「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されたことで、東北地方の世界文化遺産は三つとなったところであり、これらの世界遺産を含めた東北地方の文化に関する研究を求める機運が一層高まっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化や日本の近代化の先駆である橋野鉄鉱山及び縄文文化を今に伝える縄文遺跡群に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、東北の文化を象徴し、日本史を語る上で不可欠な「平泉文化」の中心地である平泉町に設置するよう要望します。

【現状と課題】

- 日本の古代から中世にかけての移行期に当たる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在している。また橋野鉄鉱山は現存する最古の洋式高炉として、江戸時代末から明治時代における日本の近代化を物語る貴重な物証である。しかし本県に限らず、東北には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところ。
- 「平泉」や橋野鉄鉱山、縄文文化に加え、日本遺産及びユネスコ無形文化遺産に認定・登録されている漆文化に象徴される日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関は未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性がある。
- 東北文化の総合的な研究に際しては「平泉文化」研究が不可欠であり、その中心地である平泉町に研究拠点を置くことが適当であると考えられること。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課
文化スポーツ部 文化振興課

44 GIGAスクール構想実現に向けた財政支援等の拡充

「GIGAスクール構想」の実現に向けて、国家プロジェクトとして、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、義務教育段階における児童生徒の「1人1台端末」の整備など、取組を進めていただいたところです。

しかしながら、児童生徒1人1台端末については、端末等導入後の通信料や有償ソフトウェア等の地方自治体における財政負担が、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含めて生じております。

また、導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や、情報通信技術支援員（ICT支援員）等による教員への継続的な支援が課題となっており、引き続き「GIGAスクール構想」の実現に向けた財政措置をはじめとする必要かつ十分な支援策を講ずるよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 ICT環境の整備と円滑な利活用への財政支援

- (1) 端末等導入後に生じる通信料や端末等の更新費用、有償ソフトウェア、ICT教材の購入等の財政負担について、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含め、必要な財政措置の拡充をするよう要望します。
- (2) 教員研修の充実や、GIGAスクール運営支援センターと情報通信技術支援員（ICT支援員）の一体的な枠組みでの国庫負担による支援、学習者用デジタル教科書の早期普及等の必要な予算措置をするよう要望します。
- (3) 私立学校のICT環境整備に向け、国による支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 ICT環境の整備と円滑な利活用への財政支援について

- GIGAスクール構想の加速のための国庫補助制度により、県内でも小中学校の児童生徒1人1台端末の整備が急速に進んだが、端末を維持するために必要な通信費や更新費用、有償ソフトウェア、児童生徒の指導に必要となるICT教材の購入費など、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含め、新たな財政負担が生じている。
- 導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や、財源が異なるGIGAスクール運営支援センターと情報通信技術支援員（ICT支援員）の国庫負担による一体的な枠組みでの効率的で柔軟な支援体制の整備、学習者用デジタル教科書の早期普及等が課題となっている。

2 私立学校について

- 私立学校におけるICT環境整備に対する補助について、補助率は総じて1/2となっており、さらに整備を促進するため、補助率の引き上げと十分な予算確保が必要。

【県担当部局】 教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室
ふるさと振興部 学事振興課

45 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置

広大な県土を有する本県において、道路交通における安全・円滑対策を推進し、人流・物流の活性化に資するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置の拡充

交通安全施設等の整備について、依然として実勢工事単価が補助単価を大きく上回っており、県費での負担が見込まれることから、財政措置の拡充により県の負担を軽減するよう要望します。

【現状と課題】

1 財政措置の拡充

警察庁が所管する警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備事業）について、実勢工事単価が国が定める補助単価を大きく上回っており、多額の超過負担が生じている。

○ 補助単価と実勢工事単価の比較

【具体的な事例（主なもの）】

（単位：千円）

項 目	単 位	補 助 単 価	実勢工事単価	超過負担
信号機改良（集中制御機更新）	基	2, 4 5 9	4, 9 4 1	2, 4 8 2
信号機改良（プログラム多段化制御機更新）	基	1, 1 8 2	2, 1 2 4	9 4 2
信号灯器改良（車両用灯器LED化更新）	6 灯	1, 1 7 2	2, 0 1 0	8 3 8
信号灯器改良（歩行者用灯器LED化更新）	8 灯	9 4 8	2, 0 2 4	1, 0 7 6
信号機移設（信号柱更新）	本	9 2 4	1, 5 9 3	6 6 9
横断歩道（塗り替え）	k m	1, 3 6 0	1, 7 8 2	4 2 2

【県担当部局】警察本部 交通規制課

